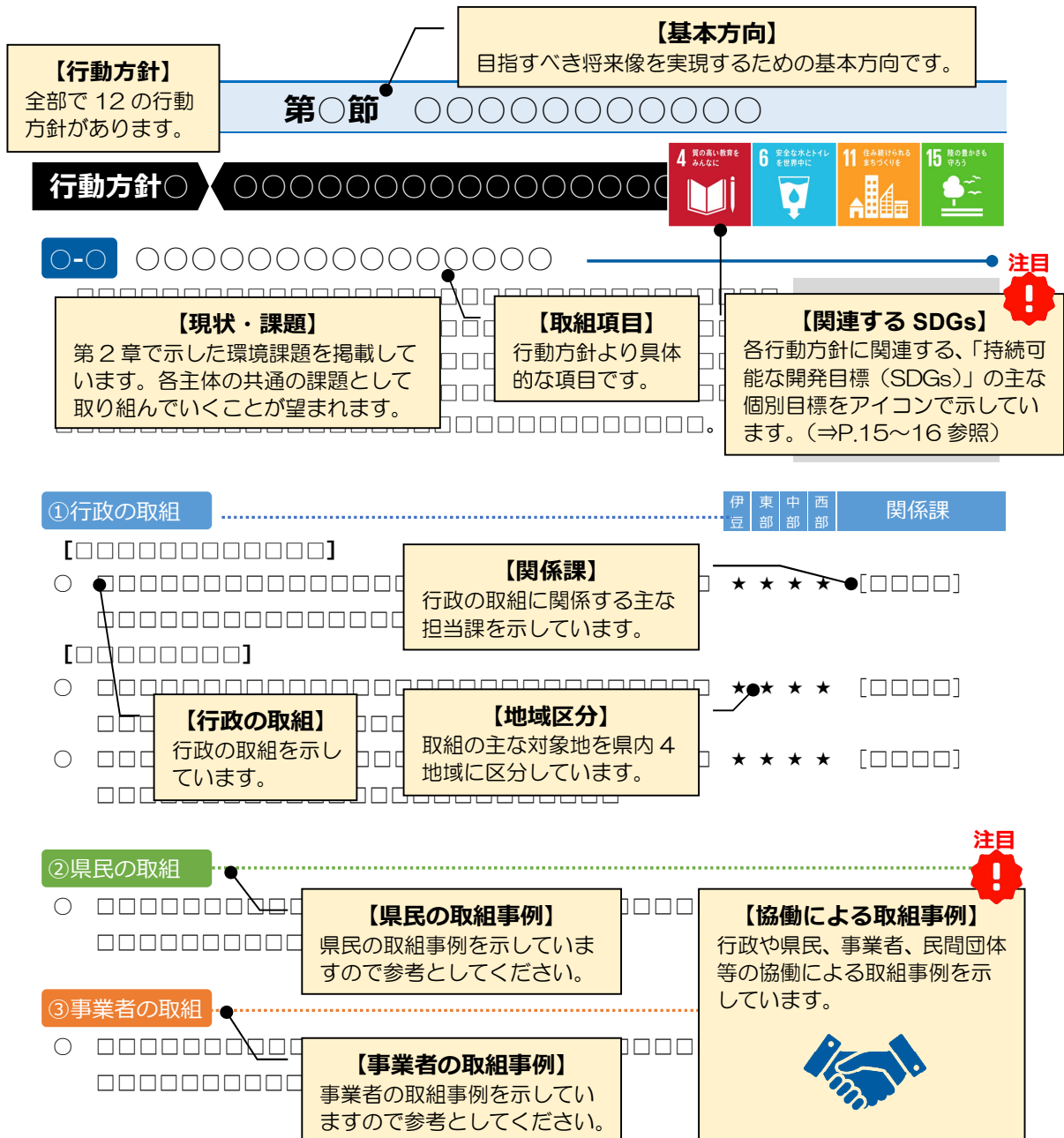


# 第4章 行動計画

## 「第4章 行動計画」の見方

- \* 本章では、「第2章 生物多様性の現状と課題」の第2節～第4節で示した課題を解決するための行動計画をまとめています。
- \* 各主体が連携・協働して取り組んでいくため、行政の取組とともに県民、事業者、民間団体等との協働による取組事例を併記しています。



## 第1節 多様な生物の個性とつながりを大切にする

### 行動方針 1 生物多様性に関する調査・研究の推進



#### 1-1 動植物や自然環境等の定期的な調査

今までに県内では1万種以上の動植物が確認されていますが、未調査の分類群も多いことから、実際にはもっとたくさんの生物が生息・生育していると考えられます。そのため、県内の動植物について未調査地域を含めた広範囲な調査を継続的に実施し、確認種についての情報を蓄積するとともに、モニタリング調査を定期的に行うことで、重要種だけではなく普通種を含めた生物相の経年変化を捉えていく必要があります。



動植物調査

#### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

##### 【水辺の国勢調査】

- 狩野川、天竜川、菊川、大井川、安倍川、太田川の6水系にて、定期的に「水辺の国勢調査」を実施して、魚類等の生息状況を把握します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

##### 【動植物や自然環境の調査】

- 県内に生息・生育する希少野生動植物等の状況を把握するため、必要な調査を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等を紹介し、貴重な野生動植物や自然環境の保護意識を高めます。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然保護団体等との協働により自然環境の調査等を実施し、野生動植物の保護を図ります。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

##### 【調査・モニタリングにおけるデジタル技術の活用】

- ドローンや環境DNA分析技術等の新たな技術を活用し、調査やモニタリングコストの低廉化や省力化を図ります。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

#### ② 県民の取組

- 身近な生物や自然環境等に関心を持ち、身の周りにどんな生物がいるか見てみましょう。
- 県や自然保護団体等が行う自然環境の調査等に参加しましょう。

#### ③ 事業者の取組

- 事業所敷地周辺の身近な生物や自然環境等に注目し、定期的に調査を行ったり、観察会を行う等の取組を行いましょう。
- 県や自然保護団体等が行う自然環境の調査等に参加しまししょう。
- 自社の有する技術を調査研究の効率化・適正化に応用しまししょう。



#### 同好会や研究会等の民間団体による調査・研究

県内には、生物多様性に関わる調査・研究を行っている同好会や研究会等の民間団体が数多くあります。例えば、「遠州自然研究会（1972年（昭和47年）発足、1977年（昭和52年）改名）」や「静岡昆虫同好会（1953年（昭和28年）創立）」では50年以上にわたって会誌や会報を発行し続けています。このような民間団体による調査・研究の成果は、本県の生物多様性に関する情報の礎となっています。

## 1-2 生物多様性に関する調査・研究の情報収集と活用

県では生物多様性に関する調査・研究や情報提供を行っており、2016年（平成28年）に開館した「ふじのくに地球環境史ミュージアム」はその中心的な役割を果たしています。今後も同ミュージアムが中心となって、県内の自然環境に関する調査や研究を継続するとともに、様々な主体による調査・研究結果について情報収集・蓄積し、生物多様性の保全と持続可能な利用に役立てていく必要があります。



ミュージアム展示

### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

#### 【ミュージアムを中心とした調査・研究等】

- ふじのくに地球環境史ミュージアムを中心拠点として、幅広く県内の生物多様性に関する調査・研究結果について情報収集・蓄積、活用を行います。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課・文化政策課]

#### 【各研究所や民間団体との連携による調査・研究等】

- 各研究所において生物多様性に関する調査研究を進めるとともに、研究成果の提供、有効活用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [産業イノベーション推進課・環境政策課・文化政策課等]
- 自然研究・保護団体等の民間団体とともに、調査・研究を進めていきます。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質が海の生態系の保全に寄与していることを踏まえ、森・里・川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動の実践を促進します。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

#### 【デジタル技術を活用した情報の一元管理】

- 収集・蓄積された生物多様性に関する情報のデジタル化による一元管理を行い、情報発信や普及啓発に活用するとともに、オープンデータ化による外部有識者や研究機関との連携強化を促進します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

### ② 県民の取組

- 調査・研究等により、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育情報が得られた場合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等に情報提供しましょう。

### ③ 事業者の取組

- 調査・研究等により、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育情報が得られた場合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等に情報提供しましょう。



### NPO との協働によるミュージアムの運営

「静岡県に県立自然史博物館を！」を合言葉に1995年（平成7年）5月に、県内の自然愛好・研究団体の専門家を中心に結成された「静岡県立自然史博物館設立推進協議会」の活動は、2003年（平成15年）4月より「NPO法人静岡県自然史博物館ネットワーク」に引き継がれ、県からの委託で自然史標本・資料の収集・保管及び展示・教育普及を担う等、自然系博物館の開館に向けて大きな役割を担ってきました。その後、2016年（平成28年）3月にふじのくに地球環境史ミュージアムが開館してからも、同ネットワークとの緊密な連携を図り、全国でも他に類を見ない市民との協働による博物館運営を行っています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町】

行動方針2

希少野生動植物の保護

2-1 希少野生動植物の調査及びレッドデータブックの普及

本県では1万種以上の動植物が確認されていますが、そのうち618種は絶滅のおそれがあるとされています。そのため、希少野生動植物の調査や情報収集を継続的に行うとともに、静岡県レッドデータブック\*の普及を図る必要があります。

\*静岡県レッドデータブックは、絶滅のおそれのある生物について、その生息・生育状況や保護対策等を紹介した解説書です。



静岡県レッドデータブック（普及版）

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【希少野生動植物の調査】

- 県内に生息又は生育する希少野生動植物等の生息状況等を把握するため、県内をいくつかの地域に分けて順次調査を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【レッドデータブックの普及】

- 静岡県レッドデータブックについて、自然保護行政や大規模開発等における適切な自然環境の保護・保全の指標として活用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 静岡県レッドデータブックを活用し、絶滅のおそれのある身近な生物について県民や事業者に広く啓発を行います。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 一定規模以上の開発にあたっては、静岡県レッドデータブックに掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施するように指導します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

② 県民の取組

- 絶滅のおそれのある身近な生物や静岡県レッドデータブックに関心を持ちましょう。

③ 事業者の取組

- 開発事業を行う際には、静岡県レッドデータブックに掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施しましょう。
- 絶滅のおそれのある身近な生物や静岡県レッドデータブックに関心を持ちましょう。

2-2 希少野生動植物の保護・増殖

希少野生動植物を保護・増殖するため、静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少野生動植物の捕獲・採取等の規制や保護回復を図るとともに、特に重要な地区を保護区に指定していくことが必要です。また、負傷したり、病気にかかった希少野生動植物の保護収容、治療、野生復帰訓練のための体制の整備も必要です。



ヒメヒカゲ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【条例等による保護】

- 静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少種を指定し、捕獲・採取等を規制するほか、多様な主体による生息地等の保護回復事業を促進します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]



① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【条例等による保護】

- 条例に基づき、指定希少野生動植物ごとに保護回復事業計画を定め、適正かつ効果的な保護を行います。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 絶滅のおそれのあるヤリタナゴ等の動植物を保護するため、保護監視員の委嘱による違法採取についての監視等を行います。 ○ [自然保護課]
- 「静岡県立自然公園条例」に基づき、県立自然公園特別地域内で捕獲や採取等を規制する動植物の指定を行うとともに、周知・徹底をします。 ○ ○ [自然保護課]

【30by30 目標に基づく生物多様性の保全】

- 自然環境保全地域や鳥獣保護区等、法令によって自然が守られている保護地域の拡張と管理の質の向上に取り組みます。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 「今守りたい大切な自然（10箇所）※」等、保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域について、OECMの認定・管理に向け、積極的に支援します。 ※P152 参照 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【傷病希少野生動物の保護】

- 保護収容や治療、野生復帰訓練を図るなど、鳥獣保護管理の拠点となる鳥獣保護センター機能のあり方を検討するとともに、委託先動物園等との連携強化、傷病鳥獣を一時的に養育する「傷病野生鳥獣保護サポーター制度」を普及・啓発します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【アカウミガメの保護】

- アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等を行います。 ○ [自然保護課]
- アカウミガメの保護に配慮し、工事実施時期の調整や、海岸清掃活動、海岸侵食対策等の検討を実施します。 ○ [河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課・農地保全課・文化財課]

【ニホンウナギの資源管理】

- 親ウナギが産卵のために川を下る秋季にニホンウナギの採捕を禁止します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- ウナギ養殖業の許可制に伴いシラスウナギの池入れ量を抑制します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- 県内養殖業者が必要とする量のみ採捕を許可することで、シラスウナギの採捕量を抑制します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

② 県民の取組

- 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、指定種やその他の希少種を採集しないようにしましょう。
- 傷病野生動植物を保護するための「傷病野生鳥獣保護サポーター制度」に協力しましょう。
- アカウミガメ保護を目的とした海岸清掃や観察会への参加、ニホンウナギの資源保護への認識を深める等、希少野生動植物の保護に積極的に取り組みましょう。

③ 事業者の取組

- 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、事業により指定種やその他の希少種に影響を与えないようにしましょう。
- 事業所周辺の希少野生動植物について積極的な保護活動を行うことにより、地域の環境保全や地域振興・活性化に貢献するとともに、生物資源の長期的な確保、地域住民や民間団体との連携を通じて事業者の認知度が向上する等、中長期的には持続可能な事業活動を支える基盤づくりにつながるようにしましょう。
- アカウミガメ保護を目的とした海岸清掃や観察会への参加、ニホンウナギの資源保護への認識を深める等、希少野生動植物の保護に積極的に取り組みましょう。
- 工場敷地内の緑地や社有林などを OECM に位置づけ、将来にわたって保全しましょう。

## 2-3 自然再生事業等における希少野生動植物の保護

希少野生動植物に著しい影響を与えないようにするため、公共事業等を実施する際には事前の調査実施や保全対策の立案、環境保全措置の実施、事後モニタリング等を徹底していく必要があります。



麻機遊水地

### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

#### 【配慮の仕組みづくり】

- 各事業における希少な野生動植物への配慮についての仕組みや指針等を検討します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

#### 【自然再生事業時における配慮】

- 富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、計画に基づく自然環境の監視を実施します。 ○ [空港管理課]
- 多様な動植物の生息・生育環境となる「ビオトープ」等の維持管理等を実施します。 ○ [空港管理課]
- 自然再生推進法に基づき設立した「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」をこれまでの自然環境の保全・再生だけでなく、利活用との両立を目指した「麻機遊水地保全活用推進協議会」に再編したため、この協議会の中で麻機遊水地の貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生の取組を実施します。 ○ [河川企画課・河川海岸整備課]

### ② 県民の取組

- 自然再生事業等に関心を持ち、希少野生動植物についての情報収集や保全対策の実施に協力しましょう。

### ③ 事業者の取組

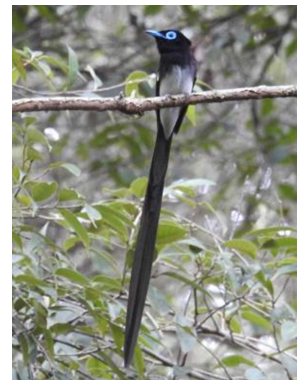
- 自然再生事業等に関心を持ち、希少野生動植物についての情報収集や保全対策の実施に協力しましょう。

### コラム

#### 静岡県の鳥・サンコウチョウ

「静岡県の鳥」は、静岡県鳥獣審議会の委員や県内の野鳥の会、野鳥専門家等の学識経験者に意見を求め、日本全国に生息する約400種以上の中から、県の鳥としてふさわしい5種類の候補（サンコウチョウ、ヤマドリ、セキレイ、ヒバリ、オンドリ）が選ばれました。その後、これらの候補について県民からの公募をした結果、サンコウチョウが第1位となり、1964年（昭和39年）10月2日に県の鳥として決定されました。なお、サンコウチョウは夏になると東南アジアから日本に渡ってくる夏鳥で、囀り声が「月・日・星、ホイホイホイ」と聞こえることから三光鳥と呼ばれています。

静岡県レッドデータブックでは準絶滅危惧に位置づけられています。



サンコウチョウ  
【写真提供：三宅隆氏】

行動方針 3

外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止

3-1 外来生物の拡大防止

本県でもオオキンケイギクやアライグマ、クリハラリス等の外来生物の分布が拡大しています。これらの外来生物は、在来生物や地域固有の生態系を破壊する原因となります。外来生物を防除するための計画策定や防除の実施、外来生物の情報収集や県民への注意喚起を行うことが重要です。



オオクチバス

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発】

- 県内の侵略的外来種の把握に努め、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 外来生物の生息分布情報等を提供し、市町等が策定する外来生物防除計画の策定や捕獲を支援します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進を図るとともに、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防3原則を普及啓発します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 民間団体等と連携して富士山や浜名湖等の外来生物の拡大防止に向けた啓発及び除去活動を行います。 ○ [自然保護課]

【外来生物の駆除・移動制限】

- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 ○ [自然保護課]
- 桶ヶ谷沼の外来生物を駆除し、ベッコウトンボ等の貴重な動植物を保護します。 ○ [自然保護課]
- 特定外来生物であるブラックバスやブルーギルは、外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除を促進します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- ヒアリ、アカカミアリ等特定外来生物の侵入・定着を防止するため、外国からの物資等の調査・点検を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課]  
○ [空港管理課]
- ヒアリ、アカカミアリ等特定外来生物が確認された場合には、速やかに防除を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 令和5年6月1日以降、野外への放出等を許可なく行うことが禁止されるアメリカザリガニとアカミミガメは、野外への放流や拡散をしないよう、普及啓発します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 道路除草作業の中で特定外来生物を発見した際には、関係法令に従い、適切に駆除を行う方策を検討します。 ○ ○ ○ ○ [道路保全課]
- 緑化工等においては主に在来種を用いた工法を用います。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 県立森林公園においてボランティア等と協力し、メリケンソウ等の外来生物の駆除を実施します。 ○ [環境ふれあい課]

② 県民の取組

- 原産地での乱獲や密猟を防止する上からも、外国産のペット等は安易に飼わず、捨てず、終生飼育を行いましょ。う。
- 捕まえた外来生物を他の場所へ放さないようにしましょ。う。
- 野生化した外来生物に餌を与えないようにしましょ。う。
- 庭やベランダ等には郷土種等、在来植物を植えましょ。う。

③ 事業者の取組

- 原産地での乱獲や密猟を防止する上からも、外国産のペット等は安易に売らず、捨てず、終生飼育するように呼びかけましょ。う。
- 事業所敷地には郷土種等、在来植物を植えましょ。う。



富士山麓外来植物撲滅大作戦

毎年多くの人や車が行き来する富士山麓の道路沿いには、外来植物が多数確認されています。外来植物は繁殖力が強いことから、富士山の希少な植物のすみかを奪う等、自然環境へ悪影響を及ぼすおそれがあります。そこで、外来植物対策について普及啓発を進めるとともに、植物の専門家の指導のもと、外来植物除去活動をボランティアの皆さんと一緒にしています。



外来植物の除去

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

コラム

特定外来生物・ヒアリ



ヒアリは、体長 2.5mm～6.0mm ほどの小さな赤茶色のアリです。南米原産ですが、北米、中国、オーストラリア等で定着しており、外来生物法の特定外来生物に指定されています。ヒアリには毒針があり、もし刺されるとアルカロイド系の強い毒による痛みやかゆみ、発熱、じんましん、激しい動悸等の症状が引き起こされる可能性があります。

これまで日本では見つかっていませんでしたが、2017（平成 29 年）6 月以降、2022（令和 4 年）11 月現在までに本県を含む国内 18 都府県で確認されています。ヒアリの多くは、外国から運ばれてきたコンテナの中や、コンテナを水揚げするコンテナヤードで見つかっています。

県内では、2017 年（平成 29 年）8 月に清水港の新興津コンテナターミナルで、卵やさなぎを含む 500 匹以上のヒアリがはじめて発見されました。そこで、施設管理者である国と県が殺虫剤を仕掛けて駆除するとともに、ヒアリの繁殖を防ぐため、国が清水港、御前崎港においてコンクリート舗装の割れ目を補修する応急対策を実施しました。現在も国と県及び関係者が協力して、ヒアリの侵入が懸念される清水港、御前崎港及び富士山静岡空港で監視やパトロール等を行っています。

今後も県が 2017 年（平成 29 年）7 月に作成した「ヒアリ対応マニュアル」を活用して、県民等に対するヒアリ対策の普及啓発を進めるとともに、早期発見、駆除、予防に努めていきます。

【主な対策】

- 刺されないよう素手では触らない
  - 熱湯か市販のスプレー式殺虫剤で殺虫する
  - 最寄りの市町または県自然保護課に連絡する
  - 写真を撮る（専門家による判別用）
- 【資料：“ヒアリ”ハット！～ヒアリやアカカミアリかと思ったら～（2017 年、静岡県）】



ヒアリ

【資料：ストップ・ザ・ヒアリ（2017 年（平成 29 年）、環境省）】



### 3-2 遺伝的攪乱の防止と動物の愛護

他の地域の生物の導入や放流等を行うことにより、遺伝的な攪乱等の問題が報告されています。遺伝的攪乱等を防ぐため、安易に生物の移植や放流、ペットの遺棄、園芸品種の導入を避け、地域固有の種の遺伝的な多様性を損なわないようにすることが必要です。

生物多様性に影響を与える可能性がある動物の遺棄や逸走を防止するため、飼い主に対して動物の終生飼養や適正管理を普及啓発する必要があります。



ゲンジボタル

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
---------	----	----	----	----	-----

#### 【遺伝的攪乱に配慮した漁業】

- 稚魚を生産するための親魚には、栽培漁業を行う海域の天然魚を用いる等、放流個体の遺伝的多様性を保持できるようにします。また、定期的に親魚の一定数を入れ替え、一つの系統に固定されてしまわないようにします。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

#### 【動物の愛護と遺伝的攪乱への配慮】


- 飼い主に対して、動物の終生飼養、適正管理及び所有者明示等を普及啓発します。 ○ ○ ○ ○ [衛生課]
- 動物取扱業者に対して、立入検査等を通じ、法令順守の徹底等を指導します。 ○ ○ ○ ○ [衛生課]

#### ② 県民の取組

- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物を放流・移植したり、ペット等の動物の遺棄をするのはやめましょう。
- ペットの終生飼養に努めましょう。
- ペットへの迷子札やマイクロチップの装着等（犬においては鑑札と注射済票の装着）、身元表示に努めましょう。
- 飼い猫に不妊去勢手術を受けさせましょう。

#### ③ 事業者の取組

- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物を放流・移植したり、ペット等の動物の遺棄をするのはやめましょう。
- 自らの責任や義務を自覚し、取り扱う動物の適正管理や終生飼養に努めましょう。
- 顧客に対して、ペットの安易な飼養を助長しないよう、説明義務の遵守を徹底しましょう。



**コラム**

### ミナミメダカの放流と遺伝的攪乱

身近な野生生物の一つであるミナミメダカは近年、水環境の悪化や開発、外来魚類の捕食等の影響を受けて激減し、環境省及び静岡県レッドデータブックでは絶滅危惧種に選定されています。そのため、保全が必要な種という認識が高まりましたが、誤った形での保全活動が行われている場合もあります。ミナミメダカは日本海側のキタノメダカとは別種とわかり、また、日本の各地で別々の地域集団に分かれていることが、遺伝子解析等の研究によって明らかにされています。つまり、生息している地域の異なるミナミメダカを放流すると、本来その土地に生息していたミナミメダカと交雑して、長い時間を経て形成された地域ごとの遺伝的多様性と固有性が失われてしまいます。また、飼育用の品種であるヒメダカも放流されている例も見受けられます。今後はこのような遺伝的攪乱がないよう、十分な科学データを元に、正しい知識に基づいた保全の取組が必要です。

【資料：環境省】

行動方針 4 野生鳥獣の保護・管理



4-1 野生鳥獣の保護及び被害防止対策

近年、イノシシ、ニホンジカ、カワウ等の野生鳥獣による農林水産物の被害や生態系への影響が問題になっています。このような野生鳥獣と人との間のあつれきは、里地里山の荒廃や狩猟者の減少、地球温暖化等の問題が関わっています。

野生鳥獣の生息環境対策、被害の予防・軽減対策、捕獲対策等により農林水産物や生態系への被害を防止し、野生鳥獣との調和を図る必要があります。また、狩猟登録者を増やすための取組を行うとともに、捕獲した鳥獣の利活用を推進する必要があります。



ニホンジカ

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
<b>【鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定】</b>					
● 鳥獣保護区等の維持・保全、拡張の検討を行います。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息頭数管理や被害防除を計画的に実施します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
<b>【被害防止や個体数調整による鳥獣被害対策】</b>					
● 隣県等との連携により、ニホンジカやカワウ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、野生鳥獣の個体数調整を行います。	○	○	○	○	[自然保護課・水産資源課]
● 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び被害防止目的の捕獲を促進します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 試験研究機関が開発した被害防止技術の普及啓発や侵入防止柵の整備を促進します。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
● 鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた取組を支援します。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
● 各地域の被害状況に即した対策に取り組めるよう、必要な助言・指導ができる鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成を進めます。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
● 造林木を野生鳥獣から保護する防護柵等の設置を支援します。	○	○	○	○	[森林整備課]
● ドローンや捕獲情報アプリ等の ICT を活用した効率的な捕獲を促進します。	○	○	○	○	[自然保護課]
<b>【狩猟者の育成確保・指導と獣肉の利活用】</b>					
● 野生鳥獣の捕獲の担い手を育成確保するため、捕獲技術のレベルに応じた研修や学生向けの講習を実施します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 捕獲した鳥獣の利活用を推進するため、衛生的な食肉処理に関する研修を開催するとともに、イベント等を通じてジビエの PR を行います。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
● 警察や市町、鳥獣保護管理員、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取り締まりを強化します。					[自然保護課]

① 行政の取組

伊豆 東部 中部 西部 関係課

【人獣共通感染症への対応】

- 鳥インフルエンザの発生を防止するため、農場へのウイルス侵入防止対策指導に取り組むとともに、発生に備えた防疫体制の改善に取り組めます。 ○ ○ ○ ○ [畜産振興課]
- 人と動物が共生する社会の実現のため、ワンヘルスの観点から人獣共通感染症(SFTS等)について、愛玩動物である犬や猫における病原体保有状況のモニタリング体制の整備や医療分野との情報共有を図るとともに、県民に迅速かつ正確な情報提供を行い、蔓延を防止します。 ○ ○ ○ ○ [衛生課]

② 県民の取組

- 人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣の保護・管理に協力しましょう。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。
- 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保しましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。
- 捕獲された獣肉(ジビエ)を購入して流通の促進に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣の保護・管理に協力しましょう。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。
- 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保しましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。



静岡県鳥獣被害対策アドバイザー

県では、地域において総合的な鳥獣被害防止対策を組み立て、指導できる人材づくりを目的に「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修」を行っており、2021年(令和3年)度までに602名のアドバイザーを養成しました。また、地域において鳥獣被害対策を進めるため、侵入防止柵による被害予防対策や捕獲対策等の技術指導者の育成も行っています。

【資料：食と農の振興課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

コラム

ツキノワグマの生息区域

静岡県の南アルプスや富士山周辺を中心とした山間部には、ツキノワグマが生息しています。

南アルプス周辺のツキノワグマについては、「南アルプス地域個体群」と呼んでいます。一時期、生息数がかなり減ってしまいましたが、現在は回復してきています。しかし、植林した樹木の皮を剥いでもう等、林業に大きな被害を与えています。富士山周辺のツキノワグマは「富士地域個体群」と呼んでいます。他の地域から分断されて、生息区域が狭くなってしまい、静岡県レッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。

ツキノワグマと人間との軋轢の軽減を図りながら、ツキノワグマが生息する豊かな自然環境を、県民の貴重な財産として将来にわたって保全していくことが重要です。



静岡県内における  
主なツキノワグマの生息区域

【資料：自然保護課】

## 第2節 生物多様性を支える社会をつくる

### 行動方針 5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進



#### 5-1 日常生活や事業活動における配慮

私たちの生活や事業活動は、宅地や工場の建設、化学物質の使用、廃棄物の発生等により、多くの生物や、生物の生息・生育環境に影響を与えています。そのため、まずは生活や事業活動から発生する環境負荷を各主体が認識し、地域環境との調和が図られるよう、生物多様性等に配慮した取組を促進する働きかけが必要です。



環境に配慮した宅地整備

#### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

##### 【消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮】

- 「静岡県消費者基本計画」に基づく施策の推進により、環境に配慮した消費行動をとれる消費者の育成に取り組みます。 ○ ○ ○ ○ [県民生活課]
- 下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水施設の整備や適正管理等により、生活排水による生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活排水課・廃棄物リサイクル課・生活環境課・漁港整備課]
- 「静岡県循環型社会形成計画」に基づく施策の推進により、廃棄物の減量・資源化を進めるとともに、不法投棄を防止し、廃棄物による生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課]
- 家庭におけるごみ削減のノウハウやイベント情報等を発信し、県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促進します。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課]
- 食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動をとれる消費者の育成を図ります。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課]
- プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、県民一人ひとりの実践の呼びかけや、森・川・海等での清掃活動への助成を実施します。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課]
- 人が幸せになるエシカル消費を推進するため、様々な消費行動や取組について、啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報提供や、消費者・事業者双方に向けた普及啓発を行います。 ○ ○ ○ ○ [県民生活課]

##### 【事業活動における生物多様性への配慮】

- 生物多様性への配慮も求められているエコアクション 21 や ISO14001 の普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 生物多様性の保全に貢献する工場緑化を推進します。 ○ ○ ○ ○ [企業立地推進課]
- 特定事業場への立入検査や監視等により、事業活動による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染の発生を未然に防止し、生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]



① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づき、事業者による化学物質の適正な管理の促進を図るとともに、水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型を指定し、公共用水域の水質の監視を実施します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 内分泌かく乱化学物質等のモニタリングを実施します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 道路整備にあたっては、必要に応じて学識経験者等の指導を仰ぎながら、希少種保護対策を実施していきます。 ○ ○ ○ ○ [道路整備課]
- 災害復旧事業について、希少野生動植物に詳しい県職員や学識経験者による研修会・現場見学会を実施し、希少種に配慮した技術力についてさらなる向上を目指します。 ○ ○ ○ ○ [土木防災課]
- SDGs の考え方を踏まえた企業の取組事例や、ESG に関する金融機関の取組を紹介するセミナーの開催等により、生物多様性を含む ESG 金融の活用を促進します。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

② 県民の取組

- 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスを選択し、エシカル消費を実践しましょう。
- 有機栽培などの環境負荷低減に配慮された農産物等を積極的に購入しましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないようにしましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。

③ 事業者の取組

- 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスを供給し、エシカル消費を推進しましょう。
- 有機栽培などの環境負荷低減に配慮された農産物等を積極的に栽培・販売・購入しましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないようにしましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- エコアクション 21 や ISO14001 の認証を取得し、事業活動における生物多様性への配慮を行いましょ。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょ。
- 生物多様性に配慮した工場緑化を行いましょ。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づく使用量等の届出を行い、化学物質の適正管理を行いましょ。

コラム

生物多様性に関するエコラベル

現在、日本で流通している生物多様性に配慮して生産された商品に付けられている主なエコラベルとしては、以下のような種類があります。このようなエコラベル商品を積極的に選びましょう。



**FSC：森林管理協議会**  
環境や地域社会に配慮して、管理・伐採が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク。



**マリン・エコラベル・ジャパン**  
資源管理と生態系への影響に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



**PEFC：森林認証プログラム**  
各国の独立した認証制度を審査により相互承認し、森林の持続可能な管理を認証するマーク。



**国際フェアトレードラベル機構**  
公平な貿易、労働条件や生産地の環境保全を目的に、持続可能な生産と生活に必要な価格を保証する製品を認証するマーク。



**SGEC：緑の循環認証会議**  
日本で持続可能な森林経営を行っている森林を認証し、認証を受けた森林から作られる生産物であることを証明するマーク。



**レインフォレスト・アライアンス**  
生態系の保護、水源や土壌の保全、労働者の生活向上等の基準を満たした認証農園産の農産物に付けられるマーク。



**MSC：海洋管理協議会**  
持続可能で環境に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



**ASC：水産養殖管理協議会**  
持続可能で環境に配慮している養殖業で獲られた水産物に付けられるマーク。

コラム

循環経済（サーキュラーエコノミー）と生物多様性

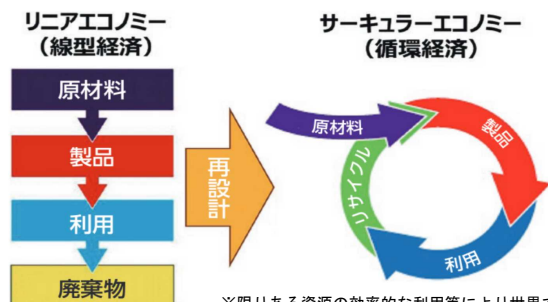
循環経済への移行の必要性

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、地球環境に多大な負荷を与え、気候変動や生物多様性の破壊などの地球規模での環境問題につながっています。これらの問題を解決するためには、資源を大量に消費する一方通行の「線型経済」を見直し、資源循環と経済成長が両立する「循環経済」への移行を目指すことが必要です。

循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、限りある資源の効率的な利用等により、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す経済活動です。循環経済への移行を進め、持続可能な社会を構築していくことは、生物多様性の保全と持続可能な利用にもつながるため大変重要です。

本県における取組

本県では、サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくりとして、プラスチック代替素材への転換促進をはじめとした「プラスチックごみ対策」や「食品ロス対策」のほか、環境ビジネス及びESG金融に関するセミナーやビジネスプランのコンテストの実施等の「循環産業の振興支援」、体験型の環境学習の実施等による「住民等への啓発」などに取り組んでいます。



※限りある資源の効率的な利用等により世界で約500兆円の経済効果があるとされている成長市場（出典：Accenture Strategy 2015）

【資料：令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省、2021年（令和3年））】

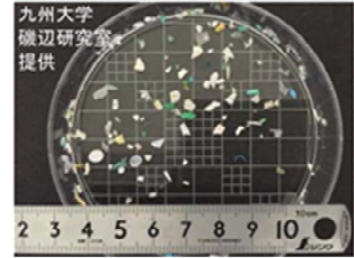


## 海洋ごみとマイクロプラスチック

近年、海に漂い、海岸にも漂着する海洋ごみが世界的な問題になっています。海洋ごみの中には、プラスチックが多く含まれており、海の環境だけでなく、さらに観光や漁業など経済活動へも影響を与えています。

また、波の力や紫外線の影響などにより、小さく砕けたものは「マイクロプラスチック」と呼ばれ、動物が飲み込むなど生態系に影響を与えると同時に、食物連鎖を通じて人体に取り込まれることによる影響が懸念されています。

なお、プラスチックごみから発生する物だけでなく、プラスチック素材の服や人工芝などから発生するものもあります。



細かなプラスチック片



## 本県独自の取組

### 静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R 県民運動」 ろくあーる

世界では、毎年800万トンものプラスチックごみが海に流れ込んでいると推計されています。県内の海岸でも、日常生活から出たと思われるペットボトルやレジ袋等が大量に見つかっています。

プラスチックは私たちの生活に欠かせない素材ですが、自然分解されにくく、小さく砕けても長期にわたり海に残存するため、生態系や人の健康への影響が懸念されています。また、日本の1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は世界で2番目に多いといわれています。

本県は500kmを超える長い海岸線を有していますが、本県の豊かな海はアカウミガメの産卵場所になるなど、多くの生き物が命を育む場となっています。こうした環境を守るために私たち一人ひとりがプラスチックごみを削減し、更に海に流出させないよう取り組むことが必要です。

県では、令和元年5月から、プラスチックごみ削減のため、従来の3Rに、新たな視点での3つのRを加え、本県独自の6Rとして、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を開始しました。

皆さんの現在の行動が未来の海を守ります。一人ひとりができることから取組を増やしていきましょう。

### 従来の3 R

+

### 本県独自の3 R

**Reduce** リデュース

- マイバッグを常に持ち歩こう
- マイボトルを持とう
- ばら売りや量り売りを利用しよう

**Refuse** リフューズ

- レジ袋を断ろう
- 使い捨てスプーンやフォークを断ろう
- 過剰な包装を断ろう

**Reuse** リユース

- 詰め替え容器を使おう
- クリーニングハンガーを店に戻そう
- フリーマーケットを利用しよう

**Return** リターン

- 店頭回収を利用しよう
- 外出時のごみを持ち帰ろう (ポイ捨てしない!)

**Recycle** リサイクル

- 市町のルールに従って分別しよう
- 資源回収に出そう

各市町HP・広報などを確認  
※県ウェブサイトでも分別方法紹介中  
Rのあるくらし 検索

**Recover** リカバー

- 清掃活動に参加しよう
- 落ちているごみは拾おう

## 5-2 県民等の参加による保全活動の推進

現在、県民参加による森づくりを進める「森づくり県民大作戦」や企業等により森づくりを進める「しずおか未来の森サポーター制度」をはじめ、様々な主体の参加による保全活動が行われています。このような取組は自然環境を良好な状態に維持するためにとっても重要であり、県民等の意識の醸成にも役立つことから、今後も県民・企業等の参加による保全活動を推進する必要があります。



海岸清掃

### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

#### 【森林や農地の管理】

- 企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター制度」により、県が森づくり活動を希望する企業、森林所有者等と協定を締結し、森づくり活動を推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 県民参加の森づくりを促進するため、「森づくり県民大作戦」を実施するとともに、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を実施します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 通常の紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体等が購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」の取組を進めます。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 県民や事業者による富士山の生物多様性の保全活動に対して、「ふじさんネットワーク」が支援します。 ○ [自然保護課]
- 農山村と企業等事業者が、それぞれの資源、人材等を活かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、美しい農村景観や豊かな生態系等の農村環境を保全する組織の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]

#### 【道路や河川の管理】

- 住民団体等がボランティアで道路の清掃等に取り組む「しずおかアダプト・ロード・プログラム」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [道路保全課]
- 住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行う「リバーフレンドシップ制度」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

### ② 県民の取組

- 「森づくり県民大作戦」に参加しましょう。
- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」「リバーフレンドシップ制度」「しずおか未来の森サポーター制度」等の活動に参加しましょう。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」の活動に参加しましょう。



③事業者の取組

- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」「リバーフレンドシップ制度」「しずおか未来の森サポーター制度」等の活動に参加しましょう。
- 「ふじのくに森の町内会」の紙を積極的に使用しましょう。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」の活動に参加しましょう。

5-3 開発時における配慮

生物多様性に大きな影響を与える開発に対しては、環境影響評価制度や自然環境保全協定等の制度の趣旨に従い、影響を未然に防ぐための一定の対応等がされています。今後も生物多様性に配慮した社会基盤整備の推進、開発と生物多様性の確保の両立について取り組んでいく必要があります。



太陽光発電施設

①行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【環境影響評価条例・自然環境保全条例】

- 環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を徹底することで、大規模事業による生物多様性への影響を回避・低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 静岡県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全・緑化等を内容とした自然環境保全協定の締結を事業者に指導します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【土地利用指導要綱・林地開発許可制度・県盛土条例】

- 県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施します。 ○ ○ ○ ○ [土地対策課]
- 静岡県盛土等の規制に関する条例（R4.7 施行）に基づく許可制度や定期的な巡回監視等により、盛土等について必要な規制をし、土砂の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全を図ります。 ○ ○ ○ ○ [盛土対策課]
- 林地開発許可制度の適切な運用により、公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]

【水循環保全条例】

- 静岡県水循環保全条例（R4.7 施行）に基づき、水源保全地域における土地取引や現存法令で届出等の対象とならない開発行為を事前に把握し、適正な土地利用を確保すること等により、健全な水循環の保全を図ります。 ○ ○ ○ ○ [水資源課]

②県民の取組

- 開発時における生物多様性への配慮がなされているか、県民の立場から注目しましょう。

③事業者の取組

- 開発を行う場合は、事業内容に応じて環境負荷を減らすように検討するとともに、静岡県環境影響評価制度、自然環境保全協定等に基づく調査や保全対策を実施しましょう。



行動方針 6

人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

6-1 文化財の保護・活用

生物多様性のめぐみは、私たちに文化財、景観資源、信仰・伝統行事、食等、様々な文化を生むきっかけとなり、私たちの生活を豊かなものにしてきていますが、その継承が難しい状況にあります。そのため、文化財等として指定されている個体や種及び生息地を適切に保護・管理していくことが必要です。また、信仰や伝統行事は地域への愛着や尊厳の根幹となるものであり、今後も大切に守り、文化を継承する担い手を育成することが必要です。



天然記念物のクスノキ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【文化財の調査・指定・登録】

- 県内文化財の調査を継続的に実施し、記録を作成するとともに、指定・登録を進めることによる文化資産の顕在化と保護・活用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [文化財課]

② 県民の取組

- 指定文化財の保護・活用に協力しましょう。
- 地域のお祭りや伝統行事等に参加することで、多様な伝統文化を保存し、次の世代に継承しましょう。

③ 事業者の取組

- 指定文化財の保護・活用に協力しましょう。

6-2 文化的景観等の保全

文化的景観を保全するためには、農業者を含めた地域ぐるみで、棚田の保全等の取組を推進していく必要があります。また、地域の自然景観等を保全するため、地域ごとの景観計画の策定を推進していく必要があります。



荒原の棚田

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【文化的景観の保全】

- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の維持・向上を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「しずおか農山村サポーター『むらサポ』」により、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等を情報発信します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]

【地域の景観計画や景観協議会づくり】

- 景観行政団体への移行を市町に積極的に働きかけるとともに、山並みや河川、海岸等の自然景観の保全を目標の一つとする景観計画を早期に策定するよう働きかけます。 ○ ○ ○ ○ [景観まちづくり課]
- 富士山周辺、伊豆半島、大井川流域・牧之原茶園では広域景観協議会を設置し、市町と県が連携して広域にまたがる景観の保全と形成を推進します。 ○ ○ ○ ○ [景観まちづくり課]

② 県民の取組

- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の保存に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の保存に協力しましょう。



ふじのくに美しく品格のある邑づくり

静岡県と県内の全市町では、県内の農山漁村地域の持つ多様な地域資源の保全と、これを活かした活性化を目指して連合を組織し、農地や美しい景観、地域に伝わる文化・伝統等の県民共有の財産である地域資源を保全・活用し、次世代に継承する活動を行う集落等を「美しく品格のある邑（むら）」として登録を進めてきました。

「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」では、農山漁村の人々のみならず、農地や農業の持つ多面的機能を享受する県民や企業のみなさまとの協働により、「環境」「社会」「経済」の持続性が確保された、美しく多彩な魅力あふれる農山村の創造を目指しています。【資料：農地保全課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



### 6-3 伝統的な農法や食文化の保全・継承

本県には、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」等の伝統的農法、在来作物や地域の食文化が残っています。そのため、今後も生物多様性の確保につながる伝統的農法を維持するとともに、生物多様性のめぐみである在来作物等の価値について周知を図り、保存に向けて取組むことが必要です。



フジタイゲキ

#### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

##### 【伝統的農法の保全・継承】

- 茶草場地域内において、生物多様性の指標となる動物の調査を進めます。 ○ ○ [お茶振興課]
- 農法実践者の茶をPRして茶のブランド化につなげ、農法の維持継承を推進します。 ○ ○ [お茶振興課]
- 作業のボランティアの募集や活用により、農法の維持継承に努めます。 ○ ○ ○ ○ [お茶振興課]

##### 【食文化の保全・継承】

- 地元の民間団体との連携により、在来作物による地域活性化方策を検討します。 ○ ○ ○ ○ [農芸振興課]

#### ② 県民の取組

- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食に関心を持ち、積極的に購入・継承しましょう。

#### ③ 事業者の取組

- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食の継承に努めましょう。



#### 菊川市倉沢地区の棚田保全活動

1999年（平成11年）に静岡県棚田等十選に認定されたのを機に、棚田の保全と動植物の保護を目的に活動が行われています。現在は、NPO法人「せんがまち棚田倶楽部」が中心となって活動を行っています。棚田オーナー制度のオーナーやボランティア等による棚田での活動は復田、田耕し、代掻き、田植え草刈り、稲刈り等が実施されています。また、田んぼの学校や食育等社会教育や環境教育にも力を入れています。【資料：「協働の底力。虎の巻」（静岡県建設技術監理センター）】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



#### しずおか棚田・里地くらぶ

本県では、多くの多面的機能を持つ棚田や里地を守るため、保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」を運営しています。会員は農山村で、田植えや草刈り等の様々な農作業を行うことができます。そのほか、イベントへの参加、会員同士や地元の方々との交流も行っています。2022年（令和4年）3月末時点で418名の個人会員のほか、法人会員7社、学校会員8校が登録しています。【資料：農地計画課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



行動方針 7

生物多様性に関する環境教育の推進



7-1 自然とのふれあいやエコツーリズムの促進

自然と人とのふれあいや観光、エコツーリズム等、人が自然環境の中で楽しむ活動の多くは、生物多様性のめぐみによってもたらされていますが、利用者が増加することにより環境破壊につながる懸念があります。そのため、生物多様性のめぐみを生かした自然とのふれあいを促進する一方で、エコツアー等の実態把握と持続可能な利用に向けた意識の醸成を図る等の取組が必要です。



ハイキングコース

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【自然とのふれあいの促進】

- 自然ふれあい施設の整備・管理、自然観察会等の実施、桜の名所づくり等を行うことで、自然とのふれあいを推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進】

- 農山漁村地域における滞在・交流の拠点施設となる農林漁家民宿の開業・運営支援を推進します。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- 農山漁村地域における自然環境、産業、文化を体験し、地域住民とのふれあいを重視した教育旅行の誘致を促進します。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- エコツーリズムのほか、ジオツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、アグリツーリズム等、関連・類似する自然体験型のツーリズムについて、定義・分類や関連事業者の整理、情報収集を進めます。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- 農山漁村滞在型旅行「農泊」を地域ぐるみで進める団体等に対し、アドバイザーの派遣や先進地研修会を開催します。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- 本県の多種多様な食材の背景にある生物多様性を知り、体験することで、地球環境史的観点から食文化を学べる展示や企画を実施します。 ○ ○ ○ ○ [文化政策課]

② 県民の取組

- 自然ふれあい施設を活用したり、家庭等身近な場所で自然環境にふれあう機会を増やしましょう。
- エコツアーに積極的に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- エコツアーを企画する場合は、生物や自然環境に影響を与えないように十分配慮しましょう。



エコツーリズムで配慮すべきこと

豊かな生物多様性に根差した地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値を持っています。その利用に当たっては、以下のような点に配慮が必要となります。

- 本来の価値を損なわないように十分配慮を行う
- 積極的に保護・育成を行うことによって、その価値をさらに高める
- 湿原・高山植生等の脆弱性の高い自然の地域においては、必要に応じて利用者の制限を行う
- 外来生物によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないよう配慮する
- 遺伝子レベルでの攪乱にも留意する必要がある
- 里地里山等の維持管理をプログラムに組み込むことによって、生物多様性の回復も期待される

【資料：エコツーリズム推進基本方針（環境省、2008年（平成20年））】

## 7-2 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の推進は、将来を見越した人材の育成のためにはとても重要であることから、2004年（平成16年）10月からは「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律<sup>※</sup>」が施行され、学校や職場における環境教育についての責務が定められました。本県では、環境教育・環境学習の方針や機会づくり、人材づくり、教育施設の整備等を進めてきました。しかし、2022年（令和4年）度に行った県政世論調査のアンケートによると県民の生物多様性に関する認識はまだ低いことが分かります。そのため、生物多様性に関する環境教育は、あらゆる世代を対象とし、日常の生活から野外に至るまであらゆる場所で行う必要があります。



自然観察会

さらには、県民・事業者・NPO等との連携による環境教育のための人材の確保、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活用等を図ることで、生物多様性に関する県民の意識を高めていくことが必要です。

※2011年（平成23）年10月からは「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改正

### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

#### 【環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成】

- 「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、地域に根差した総合的な環境教育・環境学習を推進する中で、幼児から大人までの各成長段階に応じた生物多様性の環境教育を総合的かつ計画的に推進するとともに、取り組みやすいメニューを提示していきます。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 環境教育ネットワーク推進会議の開催や環境学習指導員の養成、静岡県環境学習コーディネーターの活用を図り、環境教育・環境学習に関する指導者を確保します。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

#### 【子どもへの環境教育・環境学習の推進】

- NPO等の外部人材も活用し、各教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、部活動等を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた環境に関する学習を行います。 ○ ○ ○ ○ [義務教育課・高校教育課・特別支援教育課]
- こどもエコクラブ活動への支援、こども環境作文コンクールの開催、こども環境大使の派遣等、子どもに対する環境教育を推進する中で生物多様性に関する意識醸成を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 県立青少年教育施設における自然環境に親しむ体験活動を通して、生命や自然への畏敬の念をもって自然環境と調和して生きていく心を醸成します。 ○ ○ ○ ○ [社会教育課]
- 環境学習フェスティバル等のイベントを開催する中で、生物多様性に関する意識醸成を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

#### 【あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進】

- 県民を対象とした生物多様性保全に関する講演会等の開催、エコラベルや生物多様性による防災・減災の啓発等、啓発活動を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- ふじのくに地球環境史ミュージアムを生物多様性の教育の中心拠点として位置づけるとともに、ミュージアムにより県下各地で標本等を展示する移動ミュージアムを展開します。 ○ ○ ○ ○ [文化政策課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- ジオパークに生物多様性の要素をより一層取り込んでいくために、伊豆半島の動植物に詳しい専門家との連携を促進します。 ○ [観光政策課]
- 森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質が海の生態系の保全に寄与していることを踏まえ、森・里・川・海つながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動の実践を促進します。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

② 県民の取組

- こどもエコクラブ活動への参加等、子どもが生物多様性に関心を持つような活動やイベント等に参加しましょう。
- 環境学習フェスティバル等のイベントに積極的に参加しましょう。
- 家庭や事業所、学校、地域等、あらゆる場所での環境教育・環境学習に積極的に参加しましょう。
- 生物多様性に関する知識を身につけ、環境学習指導員等の教育指導者として活動しましょう。
- ふじのくに地球環境史ミュージアムに足を運び、生物多様性についての知識を深めましょう。
- 学校等に整備された「ビオトープ」を環境教育・環境学習に活用しましょう。

③ 事業者の取組

- 生物多様性に関する知識を身につけ、環境学習指導員等の教育指導者として活動しましょう。
- 生物多様性に関する環境教育を社員対象に実施しましょう。
- 事業所の敷地内の緑地・水辺や社有林等で社員の家族、地域住民、学校等を対象とした自然観察会、活動プログラムを企画・開催しましょう。
- 学校の授業やイベント等に環境学習の講師を派遣しましょう。
- 環境講演会等を開催しましょう。
- エコラベル等の消費者への啓発を行いましょ。
- 生物多様性に関する教材等の作成・活用をしましょう。



環境学習コーディネーター

環境保全活動に参加する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策等の多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材として「静岡県環境学習コーディネーター」の制度を創設し、2022年（令和4年）5月現在で登録者数は12人となっています。

[関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 ]



環境学習指導員

「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、身近な地域で環境学習を行うリーダー「環境学習指導員」の登録制度を2005年（平成17年）度から実施しています。例年、新たな指導員を養成する講座を開催しており、2022年（令和4年）5月現在で登録者数は558人です。

[関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 ]

## 環境教育ネットワーク

2014年（平成26年）度に事業者や民間団体、社会教育施設、環境学習指導員グループ、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制として「環境教育ネットワーク」を構築しました。ネットワークの活動としては、メールによる情報共有や、伊豆・東部、中部、西部の3地域で「環境教育ネットワーク推進会議」を年1回開催し、主体同士が連携するきっかけづくりを行っています。2022年（令和4年）5月時点で参加団体は150団体となっています。

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町** 】

## ミュージアムサポーター

ふじのくに地球環境史ミュージアムでは、県民のボランティアによる「ミュージアムサポーター」制度を取り入れています。ミュージアムサポーターは、展示解説や館内案内、標本資料整理や館内整備、その他教育普及活動の補助を行う等、ミュージアムでの日々の活動を支え、来館者とミュージアム、地域とミュージアムを結ぶ架け橋として欠かせない存在となっています。



ミュージアムサポーター

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町** 】

## ESD・国際化 ふじのくにコンソーシアム

静岡県内におけるESD実践の進展を目指し、静岡大学が中心となって高等教育機関・学校・社会教育施設・自治体行政・企業・地域組織・市民団体組織等とネットワークを構築する、文部科学省のユネスコ活動費補助事業です。国内外のユネスコスクールとの交流、ユネスコスクール以外の学校でのESD活動の実施、社会教育施設・青少年教育施設等との連携、成果発表会の実施、都道府県教育委員会との連携等の事業が行われています。

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町** 】

### 7-3 環境情報等の提供

生物多様性に関する様々な情報を集約するとともに、効果的な情報発信方法について検討していく必要があります。



県ホームページ

#### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

##### 【あらゆる媒体による情報提供】

- 県のホームページ、メールマガジン、環境白書、環境学習データバンクによる情報提供、環境学習プログラムの整備、環境学習指導員の情報公開、環境学習器材の貸出し等を行う中で、生物多様性に関する情報等の整備を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

#### ② 県民の取組

- 県のホームページやメールマガジン等、生物多様性に関する環境情報を積極的に活用しましょう。

#### ③ 事業者の取組

- 県のホームページやメールマガジン等、生物多様性に関する環境情報を積極的に活用しましょう。



## 第3節 生態系を保全・再生・創出する

### 行動方針 8

### 豊かな自然環境が残る奥山の保全



#### 8-1 奥山の保全

奥山は人の活動の影響が少なく、豊かな自然環境が残された地域です。富士山や南アルプス等に残る豊かな奥山の自然環境を保全するとともに、二ホンジカによる過度な採食圧による植物をはじめとする生態系への影響の低減、利用者への意識啓発による適正利用を図る必要があります。

また、高山等の環境では、地球温暖化による高山の生態系への影響が懸念されていることから、地球温暖化対策の実施により、気候変動による奥山への環境影響を低減する必要があります。



南アルプス

#### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

##### 【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、奥山の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

##### 【富士山の環境保全】

- 「富士山総合環境保全指針（修正版）」に基づき、富士山の環境をより望ましいものとして保全し、そのめぐみを後世に継承するための取組を推進します。 ○ [自然保護課]
- ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹等を実施します。 ○ [自然保護課]
- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 ○ [自然保護課]
- 五合目以上の植生の分布状況を把握し、定期的なモニタリングを行います。 ○ [自然保護課]
- 富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施します。 ○ [道路企画課]
- 増加する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及びウェブサイトにより、多言語で提供します。 ○ [自然保護課]
- 「ふじさんネットワーク」では、環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会等を実施します。 ○ [自然保護課]
- 「富士山憲章推進会議」では、富士山憲章の周知、定着を図り、富士山に係る環境保全の全国的な運動を推進するため、富士山憲章看板を設置するとともに、静岡・山梨両県による共同事業を実施します。 ○ [富士山世界遺産課]

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
● 富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施します。		○			[富士山世界遺産課]
● 登山者に富士山の環境保全等を目的とした富士山保全協力金の支払いへの協力を呼びかけるとともに、受付方法の改善等を検討します。		○			[富士山世界遺産課]
<b>【南アルプスの環境保全】</b>					
● ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を推進します。		○			[自然保護課]
● 高山植物に対するニホンジカの採食圧対策として、防鹿柵の設置等による高山植物保護対策を実施します。		○			[自然保護課]
● 静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図ります。		○			[自然保護課]
● 絶滅の危険性が極めて高い高山植物の種子を保存するほか、種子増殖に取り組みます。		○			[自然保護課]
● 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、希少野生動植物の生育生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めていきます。		○			[自然保護課]
● 南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物に指定するなど、保護・回復を図ります。		○			[自然保護課]
● 南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築を通じその方策の検討や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。		○			[自然保護課]
<b>【気候変動による影響の監視】</b>					
● 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」に基づく地球温暖化対策を推進するとともに、気候変動による影響について監視します。		○	○	○	[環境政策課・自然保護課]

② 県民の取組
● 自然公園、自然環境保全地域等の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守しましょう。
● 貴重な生物を採取したり、ごみを捨てたりして、豊かな自然環境が残る奥山の環境に影響を与えないようにしましょう。
● 植生の踏み付けや侵食を防ぐため、登山道以外の場所を歩かないようにしましょう。
● 靴や服、自動車のタイヤ等に植物の種をつけたまま奥山に入らないように、拭き取りや洗浄を行いましょう。
● ペット等を持ち込まないようにしましょう。
● 自動車での立ち入りを極力避けるとともに、自動車の場合はハイブリッド自動車やクリーンディーゼル車、電気自動車、燃料電池自動車等の低排気ガスの車両を選びましょう。
● 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」に積極的に参加しましょう。
● 富士山の環境保全等を目的とした富士山保全協力金の支払いに協力しましょう。
● ユネスコエコパークを訪れ、自然観察等を楽しみましょう。

③事業者の取組

- 自然公園、自然環境保全地域等の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守しましょう。
- 靴や服、自動車のタイヤ等に植物の種をつけたまま奥山に入らないように、靴底や自動車のタイヤなどの拭き取りや洗浄を行いましょ。
- 自動車での立ち入りを極力避けるとともに、自動車の場合はハイブリッド自動車やクリーンディーゼル車、電気自動車、燃料電池自動車等の低排出ガスの車両を選びましょ。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」に積極的に参加しましょ。



**南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク**

本県では、南アルプスで活動するボランティアが主体となって高山植物の保護対策を実施するため、自然保護団体及び山岳団体等の組織化を進め、2002年（平成14年）度に「南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク」が発足しました。現在は、県と同ネットワークが協働で南アルプスの高山植物保護活動を展開しています。これらの功績が認められ、2009年（平成21年）4月には「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞しました。

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町**】



**ふじさんネットワーク**

「ふじさんネットワーク」とは、富士山の環境保全活動を行うグループ、自然保護団体、NPO、事業者、マスコミ、行政等による会員制のネットワーク組織です。会員の得意分野を活かした様々な自主的活動により、「富士山憲章」の周知及びその趣旨を具体的な活動に結びつけていくとともに、会員相互の交流・連携を図り、その活動の輪を広げていこうとするものです。2022年（令和4年）3月末現在、会員数は567団体・個人です。

【資料：ふじさんネットワークホームページ】

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町**】



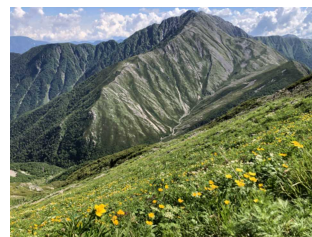
**コラム**

**南アルプス学会の設立**

ユネスコエコパークに登録される南アルプスは、日本有数の山岳公園であり、その稜線部を中心とした核心地域には、氷河期からの遺存種をはじめ、守るべき希少な生態系が残る「世界の宝」です。

一方、南アルプスは、その急峻さや奥深さから、学術的に生態系や環境の変化を追跡し、記録することがたいへん困難な場所であり、また、山間地の人口減少に伴い環境保全の担い手も不足し、地域社会を支えるなりわいそのものの存続も危ぶまれています。

県では、このような課題を克服するため、南アルプスの自然環境の保全と、それを支えてきた地域コミュニティ・文化の継承も視野に入れた研究活動の活性化を図り、学術研究を体系化し、世界に語れる国際的な「南アルプス学」として発展に寄与するため、令和4年2月15日に「南アルプス学会」を設立しました。



天空のお花畑と主峰赤石



ライチョウが生息する世界の南限にあたる南アルプス

行動方針 9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり



9-1 森林の保全

里山の森林は、木材や薪の生産や山菜等の採集の場として利用され、大切に管理されてきました。しかし、化石燃料や化学肥料の普及、林業の低迷等により、人の手が加わらない森林も増えてきました。そのため、人工林や雑木林を適正に管理するとともに、木材利用の推進や松枯れ等の防止を図る必要があります。



雑木林

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、森林の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な整備のため、林道・作業道等の路網の整備や、間伐等の森林施業を促進します、 ○ ○ ○ ○ [森林整備課]
- 森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を再生するため、森林（もり）づくり県民税を充当し、森林整備を推進します。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]
- 竹林を伐採し、多様な樹種の森林に転換します。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等、県民参加による森づくりを進めます。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【県産材の利用拡大】

- “ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プランに基づき、公共部門での率先利用に加え、民間部門での県産材利用を促進します。 ○ ○ ○ ○ [林業振興課]
- 県産材の流通の最適化を図る新たな流通システムを確立します。 ○ ○ ○ ○ [森林整備課・林業振興課]
- 県民や企業の木材・県産材利用への意識・理解の醸成、木の良さや利用意義の普及に取り組みます。 ○ ○ ○ ○ [林業振興課]
- 間伐に寄与する紙「ふじのくに森の町内会」の普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 「森づくり県民大作戦」を実施します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 持続可能な森林管理が行われていることを証明する森林認証制度を普及します。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]



① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【松枯れ等の対策の実施】

- 薬剤予防散布、被害木の駆除、予防剤注入等の松枯れ対策を実施 ○ ○ ○ ○ [森林整備課] します。
- 「静岡県ナラ枯れ被害対策ガイド」に基づき、伐倒駆除や予防剤 ○ ○ ○ ○ [森林整備課] 注入によるナラ枯れ対策を実施します。

② 県民の取組

- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等に参加しましょう。
- 間伐に寄与する紙「ふじのくに森の町内会」を活用しましょう。
- 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択しましょう。
- 山菜やきのこ等は毎年収穫できるように、採り尽くさないようにしましょう。
- 自然観察に利用する等、地域の里地里山に興味を持ちましょう。
- 品質の確かな県産材製品を積極的に利用しましょう。
- 松枯れ等の被害木の駆除に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 森林を伐採する際には、伐採に伴う裸地化の影響を軽減させるため、植栽等により、森林の状態に戻しましょう。
- 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択しましょう。
- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等に参加しましょう。
- 品質の確かな県産材製品を積極的に利用しましょう。
- 松枯れ等の被害木の駆除に協力しましょう。

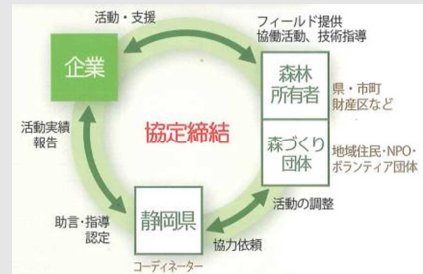


しずおか未来の森サポーター

「しずおか未来の森サポーター」は、CSR（社会貢献）活動として森づくり活動を希望する事業者の皆さんを積極的に支援する制度です。活動場所や森づくり団体、森林環境教育に取り組む民間団体の紹介をはじめ、森づくりに必要な情報の提供や助言・指導をする等、企業の活動実績の認定を行っています。2022年（令和4年）3月末までに56社と協定を締結しています。

【資料：環境ふれあい課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町】



森林認証の取得

環境への配慮等適切な森林管理が行われていることを証明する「森林認証」を取得する動きが、浜松市や川根本町をはじめ、県内で広がっています。例えば、浜松市では市内の6森林組合をはじめ、浜松市、静岡県、天竜林業研究会等で構成する「天竜林材業振興協議会」が認証を取得しています。森林組合や国・県・市が連携してFSC森林認証を取得するのは全国初のケースとなっています。

【資料：浜松市ホームページ】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町】



コラム

新素材セルロースナノファイバー（CNF）

木材等のバイオマスから持続的に生産できる、植物繊維を微細化したセルロースナノファイバー（CNF）は地球環境の保全に適し、軽くて強い等の優れた物性を有していることから、新素材としての活用が期待されています。静岡県ではCNFによる産業創出を図るため、製紙、住宅、自動車関連企業、産業支援機関等の団体で組織する「ふじのくにCNFフォーラム」を立ち上げ、CNFを利用した製品（用途）開発を支援しています。

【資料：ふじのくにCNFフォーラム】

## 9-2 農地の保全

近年、農業従事者や経営耕地面積の減少に伴い、農業産出額も減少しています。また、土地持ち非農家が所有する荒廃農地も増加しており、外来植物の生育の場となったり、野生鳥獣と人とのあつれきを生じさせる原因となっています。そのため、農業の担い手の育成等により荒廃農地の発生を予防し、適正な農地の管理を行うとともに、生物多様性の確保につながる伝統的農法の維持、環境にやさしい持続可能な農業の推進を図っていく必要があります。



水田

### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

#### 【協働による農地等の保全活動の促進】

- 農業農村整備事業の実施に当たっては、「静岡県農村環境対策指針」に基づいて里地里山の利用等の人の活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮します。 ○ ○ ○ ○ [農地整備課・農地保全課]
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を活かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「しずおか農山村サポーター『むらサポ』」により、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等を情報発信します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 荒廃農地化を防ぐため、景観作物の栽培や農業体験等、地域団体が取り組む活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農業ビジネス課]

#### 【GAP（農業生産工程管理）や地産地消の推進】

- GAPを推進することで、環境に負荷を与えない農業を進めます。 ○ ○ ○ ○ [食と農の振興課]
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）の技術支援を行い、IPMの普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [食と農の振興課]
- 環境保全効果の高い営農活動に取り組む有機農業者に対し、環境保全型農業直接支払制度による支援を行います。 ○ ○ ○ ○ [食と農の振興課]
- 食の地産地消を促進します。 ○ ○ ○ ○ [農芸振興課]

#### 【伝統的農法の継承】

- 茶草場地域内において、生物多様性の指標となる動物の調査を進めます。 ○ ○ [お茶振興課]
- 農法実践者の茶をPRして茶のブランド化につなげ、農法の維持継承を推進します。 ○ ○ [お茶振興課]
- 作業のボランティアの募集や活用により、農法の維持・継承に努めます。 ○ ○ [お茶振興課]

## ② 県民の取組

- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 地産地消に協力し、地元の旬の食材を購入しましょう。
- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食に関心を持ち、積極的に購入・継承しましょう。

## ③ 事業者の取組

- 水路の一部を広げたり、水草が生えるようにしたり、素掘りの水路を設けることにより、水辺の生物の生息・生育場所を確保しましょう。
- 水路と水田の間の落差を減らし、生物が行き来できるようにしましょう。
- 水を確保できる場所では、冬の間も水田に水を張れるようにして、生物の生息・生育場所を確保しましょう。
- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- IPM(総合的病害虫・雑草管理)の技術を駆使・普及するとともに、化学合成農薬や化学肥料を極力減らしましょう。
- GAP 認証を取得しましょう。
- 地産地消に協力し、地元の旬の食材を購入しましょう。
- 茶草場農法の継承に努めましょう。



### ふじのくに美農里 (みのり) プロジェクト

「ふじのくに美農里プロジェクト」とは、「多面的機能支払交付金」の静岡県での愛称です。本県では2007年(平成19年)度から「ふじのくに美農里(みのり)プロジェクト」に取り組み、地域の農業を守り、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設を保全し、未来につなぐ地域ぐるみの活動を支援しています。こうした活動や話し合いにより、地域のコミュニティが活発化しています。2022年(令和4年)3月末時点で232組織が活動しています。【資料：農地計画課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



### 一社一村しずおか運動

一社一村運動の目的は、協働活動による地域の活性化です。農村の要望である「人手がほしい」「交流を増やしたい」「安定した顧客がほしい」「一緒に特産品を開発したい」と、企業の要望である「社会貢献をしたい」「社員の福利厚生に活用したい」「地域の資源をビジネス化したい」のニーズを結びつけ、協働活動を行うことで、都市と農村の交流が生まれ、地域の活性化を促進するという仕組みです。2022年(令和4年)3月末までに49の取組が認定され、44の活動を実施中です。【資料：農地計画課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



### 9-3 竹林や草地の保全

近年は安価なタケノコの輸入増加や竹材の代替品の普及、ライフスタイル等の変化により、竹の需要がなくなり、放置される竹林が増えています。また、草地も家畜の餌や敷きわら、かや葺き屋根の材料としての需要がなくなり、火入れ等が行われないで放置される場所も増えています。そのため、竹林の適正管理のための竹の活用や、草地の生物を保全するため、草地環境の維持を図る必要があります。



竹林

#### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

##### 【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、草地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

##### 【竹林の適正管理】

- 県民参加の森づくりを進める「森づくり県民大作戦」等により、竹林の適正管理に取り組む団体を支援します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 清水区大内のモデル地区では、地域住民等との協働により、竹林の適正管理や広葉樹の植樹等による樹林帯整備を進めます。 ○ [砂防課]

##### 【草地の整備】

- 朝霧地域の貴重な動植物を保全するため、根原県有地においてボランティア等との協働による草刈を実施します。 ○ [自然保護課]

#### ② 県民の取組

- 竹林の適正な管理を行うとともに、竹を使った製品を積極的に購入しましょう。
- 竹粉を使って、生ごみの減量や堆肥化、土づくり、飼料としての活用を図りましょう。
- 火入れを行って草地を維持してきた場所は、今後も継続して草地の環境を守りましょう。
- 草地への自動車の乗り入れや過度の踏みつけはやめましょう。

#### ③ 事業者の取組

- 竹林の適正な管理を行うとともに、間伐した竹を使った製品を供給しましょう。
- 竹粉を使って、生ごみの減量や堆肥化、土づくり、飼料としての活用を図りましょう。
- 火入れを行って草地を維持してきた場所は、今後も継続して草地の環境を守りましょう。
- 草地で刈った草は、緑肥として積極的に有効活用しましょう。
- 草地への自動車の乗り入れや過度の踏みつけはやめましょう。



#### 大内地区の樹林帯整備

静岡市清水区大内地区をモデル地区として、樹林帯の整備、維持管理を行っています。2003年（平成15年）度から地元主体による作業会を開始し、現在はNPO法人「森と水辺を育てる会」との協働により、竹林等の整備を行っています。また、静岡県立大学環境サークルCO-COと竹林再生プロジェクト大内は、県の肝入りで「竹林再生プロジェクト大内」を構成し、協働して活動を行っています。  
 [関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 ]



行動方針 10 都市の自然再生・創出



10-1 都市における緑地等の確保

人口が密集した都市地域では、公園・緑地等のみどりが生物の貴重な生息・生育環境となっています。しかし、都市の人工的な環境には外来生物が多く見られるほか、カラスやムクドリ等による被害も問題になっています。

そのため、生物多様性に配慮した公園・緑地、植樹帯づくり、緑化の推進、豊かな暮らし空間の創生等グリーンインフラの取組を推進するとともに、みどりと水辺の生態系ネットワークを形成することにより、都市地域の生物多様性を高めていく必要があります。



街路樹

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【都市における緑地の確保】

- 官民一体となって都市におけるみどりとオープンスペースの保全・創出を推進するため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対して、技術的な助言を行います。 ○ ○ ○ ○ [公園緑地課]
- 県営都市公園の適切な管理運営に努め、都市におけるみどりの空間やレクリエーションの場を創出するとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進します。 ○ ○ ○ ○ [公園緑地課]
- 市街地内の道路整備にあたっては、必要に応じて植樹帯を整備する等、生物多様性に配慮します。 ○ ○ ○ ○ [道路企画課・街路整備課]
- 管理しやすい芝生の研究調査や、校庭・園庭等の公共的施設のモデル的芝生化の支援、芝生管理を行う人材養成のための研修等を行う芝生文化創造プロジェクトを推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【県民参加による緑化の推進】

- (公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加による緑化を推進するため、緑化ボランティアの活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 「静岡県緑化推進計画」に基づき、社会総がかりの緑化活動を推進することで、暮らしのまち並みに花と緑を美しく保ち、本県ならではの魅力ある暮らし空間を創出します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた地域活動の核となる人材を育成します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【豊かな暮らし空間づくり】

- 生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」を推進し、都市の生物多様性の向上を図ります。 ○ ○ ○ ○ [住まいづくり課]

② 県民の取組

- 公園を自然とのふれあいの場や環境学習の場として利用しましょう。
- 公園を利用する場合は、生物を大切にするとともに、ごみを散乱させないようにする等のマナーを守りましょう。
- 家庭の庭やベランダ、事業所の敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行う等、みどり豊かなまちづくりに協力しましょう。
- 庭に植える植物は在来種を中心に、生物を呼び込める種（食草、食樹、実のなる樹木）を選びましょう。

② 県民の取組

- 地域の自然豊かな緑地や水辺を保全・整備する等の活動に参加することにより、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用しましょう。
- 自宅の敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込み等のみどりに覆われた場所を増やしましょう。
- ごみはカラスやネコ等に漁られないように、指定された時間及び方法で出すことを徹底しましょう。

③ 事業者の取組

- 公園を自然とのふれあいの場や環境学習の場として利用しましょう。
- 事業所敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行う等、みどり豊かなまちづくりに協力しましょう。
- 緑化する植物は在来種を中心に、生物を呼び込める種（食草、食樹、実のなる樹木）を選びましょう。
- 事業所敷地に緑地や水辺をつくり、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用しましょう。
- 事業所敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込み等のみどりに覆われた場所を増やしましょう。
- 事業系一般廃棄物はカラスやネコ等に漁られないように、指定された時間及び方法で出すことを徹底しましょう。
- 広い庭やコモンスペース（共同利用地）の充実した、生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」のための住宅開発に協力しましょう。



事業所敷地に整備された緑地



豊かな暮らし空間創生

“ふじのくに”ならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和した住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境を整備し、快適な暮らし空間の実現を図ります。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



【資料：住まいづくり課】

**行動方針 11** 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保



**11-1** 水域の環境調査の実施

河川・湖沼・湿地地域は、比較的閉鎖的な環境にあるため、地域固有の生態系を有しています。生物多様性に配慮した河川等の整備や管理を行っていく上では、水域の生物や水量・水質等の状況は重要な情報となるため、定期的な調査・測定を行う必要があります。



水生生物調査

**① 行政の取組**

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

**【水域の測定・監視】**

- 水生生物の保全に係る水質環境基準について、河川、湖沼の水域の類型を設定し、測定・監視を行います。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 河川の流況監視を行うとともに、渇水時には節水対策を行います。 ○ ○ ○ ○ [水利用課]

**【水辺の国勢調査や河川整備計画等に関わる調査】**

- 狩野川、天竜川、菊川、大井川、安倍川、太田川の6水系にて、定期的に「水辺の国勢調査」を実施して、魚類等の生息状況を把握します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]
- 対象河川の現況把握を行った上で、学識経験者等の専門家の意見を伺いながら、生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

**② 県民の取組**

- 水が汚れていたり、油が浮いていたり、魚が大量に死んでいるのを見かけたら行政に報告しましょう。
- 行政や事業者等が企画する水生生物調査に参加しましょう。

**③ 事業者の取組**

- 水が汚れていたり、油が浮いていたり、魚が死んでいるのを見かけたら行政に報告しましょう。

**11-2** 河川や湧水の保全

河川には河原に特有の植物のほか、多くの魚類や昆虫、鳥類等の生物が生息・生育しています。また、湧水等の環境では、きれいな水にしか生息・生育できない生物が見られます。そのため、多自然川づくりをはじめ、生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する川づくりを推進していく必要があります。



柿田川湧水

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、河川・湧水の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【生物に配慮した河川等の整備・維持管理】

- 河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンド等現存する良好な環境を保全・再生すること等により、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努めます。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課・河川海岸整備課]
- 河川生物の遡上・降河のための魚道の設置や多様な生存環境を保全・創出する多自然川づくりの推進、在来種による緑化等により、水とみどりのネットワークの形成を行い、自然環境の保全と再生を行います。 ○ ○ ○ ○ [河川海岸整備課・農地保全課]
- 住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行う「リバーフレンドシップ制度」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

② 県民の取組

- 安易に自動車やバイクを河川等に乗り入れたり、直火でバーベキューや焚き火等をしないようにしましょう。
- 汚れた水を川に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。
- 地域の河川清掃への参加や「リバーフレンドシップ制度」等を活用しましょう。
- 敷地内に湧水がある場合は、生物の生息・生育環境として保全しましょう。

③ 事業者の取組

- 汚れた水を川に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。
- 地域の河川清掃への参加や「リバーフレンドシップ制度」等を活用しましょう。
- 敷地内に湧水がある場合は、生物の生息・生育環境として保全しましょう。



リバーフレンドシップ制度

「リバーフレンドシップ」とは住民と行政による協働事業です。住民、利用者等がリバーフレンド（川のともし）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としています。活動に必要な物品を県が貸与し、活動によって集まった雑草や空き缶等廃棄物の処分を市町が協力することで、活動団体の取組を支援します。

【資料：河川企画課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



### 11-3 湖沼・湿地の保全

湖沼やため池、湿地、干潟は閉鎖的な環境であるため、地域固有の生態系を形成しています。しかし、湿地や干潟の多くは埋め立てによって消失する等、取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、湖沼や湿地、干潟の調査等、環境の保全に向けた取組が必要です。



小田貫湿原

#### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

##### 【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、湖沼・湿地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

##### 【湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生】

- 「はまなこ環境ネットワーク」の活動や、浜名湖クリーン作戦の実施等、地元が主体となった環境保全活動の促進により、浜名湖の水環境の保全を図ります。 ○ [自然保護課]
- 「佐鳴湖水環境向上行動計画（第Ⅱ期）」に基づき、流域における水環境改善の取組を定着させるとともに、行動計画に基づく啓発活動等、流域一体となった総合的な水環境の向上に向けた取組を推進します。 ○ [河川企画課]
- 「麻機遊水地保全活用推進協議会（自然再生部会）」において、麻機遊水地の貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生の取組を実施します。 ○ [河川企画課・河川海岸整備課]
- 自然環境保全地域に指定している桶ヶ谷沼のベッコウトンボ等の貴重な動植物を保全します。 ○ [自然保護課]
- 浜名湖の外来植物の分布拡大防止に必要な情報を得るため、植物の生育状況・分布状況の調査を行います。 ○ [自然保護課]
- 浜名湖における継続的な環境保全活動につながるよう、企業や学校等の参加を促すなど、民間団体等の取組を支援します。 ○ [自然保護課]

##### 【水産資源の管理】

- 漁業者が自ら行っているアサリの天然採苗や人工増殖事業を推進し、浜名湖のアサリ資源を安定して増やします。 ○ [水産資源課]
- アサリ資源を保全しつつ漁獲する漁業者の取組を支援します。 ○ [水産資源課]

#### ② 県民の取組

- 「はまなこ環境ネットワーク」をはじめ、湖沼・湿地の環境保全のためのネットワークに積極的に参加・協力しましょう。
- アサリ等の水産資源が枯渇しないよう、採りすぎないようにしましょう。
- 汚れた水を湖沼・湿地に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。

③事業者の取組

- 「はまなこ環境ネットワーク」をはじめ、湖沼・湿地の環境保全のためのネットワークに積極的に参加・協力しましょう。
- アサリ等の水産資源が枯渇しないように資源管理を徹底しましょう。
- 汚れた水を湖沼・湿地に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。



**はまなこ環境ネットワーク**

浜名湖の課題や解決策を共有し、情報やノウハウを交換しながら、必要なときに協力し合えるネットワークをつくるという趣旨のもと、「浜名湖憲章」に賛同する団体が集まって組織したのが「はまなこ環境ネットワーク」です。2005年（平成17年）の創設には静岡県環境森林部自然保護室（当時）が取りまとめを担当し、団体や行政をつなぐコーディネーターを務めたNPO法人地域づくりサポートネットが2008年（平成20年）から事務局を担っています。現在、70を超える市民グループ・学校・企業・行政等がメンバーとして登録し、浜名湖の環境保全に関する様々な取組を行っています。

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町** 】



**麻機遊水地保全活用推進協議会**

これまで巴川流域麻機遊水地自然再生協議会（2004年（平成16年）1月設立）が目的としてきた麻機遊水地の自然再生活動を発展的に継承し、再生・保全された自然を地域資源として活用すべきであるとの考えから、静岡県、静岡市、地域住民その他関係団体は、麻機遊水地保全活用推進協議会を2016年（平成28年）7月に設立しました。主な活動内容は、在来植物の保全・再生活動や、人為的な攪乱によりミズアオイやタコノアシ等の攪乱依存種の再生・保全活動を行っています。その他にも、外来種の駆除や自然観察会、シンポジウム等の開催、障害のある方と自然再生活動を行っています。

【資料：麻機遊水地保全活用推進協議会 ほか】

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町** 】



オオキンケイギクの除去



麻機遊水地フェスタ  
(ネイチャークラフト)



麻機遊水地フェスタ  
(サクラタデ観察)



上空から見た麻機遊水地（第四工区）

**行動方針 12 海岸から深海につながる生態系の保全**

**12-1 海岸の保全**

海岸では海岸侵食等による生息環境の消失や松枯れ等が発生しています。そのため、海岸・港湾の整備を行う場合は、海岸法や港湾法、漁港漁場整備法等において原則となっている環境との調和について配慮するとともに、松林の適正な管理、松枯れへの対策等が必要です。海岸への車両の進入禁止や砂浜の回復（総合的な土砂管理の方法の考え方に基づく砂浜の保全の方法の検討等）、漂着ごみの処理等にも取り組む必要があります。



三保松原

**① 行政の取組**

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

**【法令等による保全】**

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、湖沼・湿地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

**【生物多様性に配慮した海岸・港湾の整備】**

- 高潮・津波等からの海岸の防護にあたっては、生物多様性に配慮した海岸保全施設の整備を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課・河川企画課]
- 港湾の整備では、沿岸域の豊かな自然環境の保全・再生・創出を積極的に行います。また、にぎわいのある美しい港湾空間を形成するとともに、避難地や防災拠点として活用できる「防災・減災」の機能を持ち、かつ親水性を有し自然環境と共生する緑地の整備を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課]

**【海岸防災林の保全】**

- 海岸防災林における森林整備方針に基づき、防災林を整備・育成します。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 薬剤予防散布、被害木の駆除、予防剤注入等の松枯れ対策を実施します。 ○ ○ ○ ○ [森林整備課]

**【砂浜や干潟の再生】**

- 砂浜や干潟等多様な自然環境の保全・創出を促進します。また、維持管理等を含め、県民との協働による保全・再生に努めます。 ○ ○ ○ ○ [河川海岸整備課・港湾整備課]
- 海生生物の状況調査を実施し、福田漁港・浅羽海岸におけるサンドバイパスシステムによる周辺環境への影響について把握に努めます。 ○ [漁港整備課]

**【アカウミガメの保護】**

- アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等を実施します。 ○ [自然保護課]
- 産卵のため上陸するアカウミガメの保護に配慮し、工事実施時期の調整や、海岸清掃活動、海岸侵食対策等の検討を実施します。 ○ [河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課・農地保全課・文化財課]



① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【漂着ごみの除去】

- 海岸漂着物対策をより一層促進するため、「静岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、関係者の相互協力をさらに促し、漂着ごみによる生物多様性への影響の低減を図ります。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課・河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課]
- 海岸の漂着ごみについては、自治体や関係機関等と連携しつつ対策を進め、環境保全に取り組みます。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課・河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課]  
 ※自然由来の漂着物（流木や動植物遺体等）は、海浜性生物の餌や隠れ場所として重要な要素でもあることから、生物多様性の観点から配慮が必要な場合もあります。
- プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、県民一人ひとりの実践の呼びかけや、森・川・海等での清掃活動への助成を実施します。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課]

② 県民の取組

- 松葉掻き等、海岸防災林の適正管理に協力しましょう。
- 安易に自動車やバイクを海岸に乗り入れたり、直火でバーベキューや焚き火等をしないようにしましょう。
- ごみの散乱、漂着ごみ、マイクロプラスチック等が発生しないように、ごみを捨てたり、釣り糸や釣り針等を放置しないようにするとともに、ごみを見つけた場合は持ち帰りましょう。
- 地域や団体等が主催する海岸清掃に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- 松葉掻き等、海岸防災林の適正管理に協力しましょう。
- ごみを捨てたり、釣り糸や釣り針等を放置しないようにするとともに、ごみを見つけた場合は持ち帰りましょう。
- 地域や団体等が主催する海岸清掃に参加しましょう。



海岸防災林協働管理計画の策定

県では海岸防災林を、地域の方々・地元市町・県の3者が協働して守り育てていくことが大切だと考え、地域ごとに海岸防災林協働管理計画の策定を進めています。3者の役割分担や連携を明確にし、地域の方々と協働で海岸防災林等の管理を行っていきます。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



しずおかポートサポーター

県は、静岡県が管理する港湾や漁港において、住民や利用者を「しずおかポートサポーター」に認定しています。ポートサポーターは自らが行う清掃や美化活動を通じて、港湾や漁港に対する愛着や誇りを育み、また、ポートサポーター及び県が協働し、豊かで快適な港湾空間や漁港空間を創造することを目的としています。清水港や焼津漁港で活動が行われています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】





## 港湾緑地の整備・維持管理

御前崎港管理事務所が民間団体「御前崎エコクラブ」の皆さんとの協働により、御前崎港緑地の整備・維持管理を進めてきました。具体的には、コンクリートの池をビオトープに復活させたほか、公園内を花咲く小道、いのちの森、わくわく広場等にゾーニングし、明るく安全な手づくりの公園に生まれ変わりました。【資料：「協働の底力。虎の巻」(静岡県建設技術監理センター)】

【関係する主体： **県** **県民** 事業者 **民間団体** 教育機関・研究機関・専門家 **市町** 】

## 12-2 水産資源の維持管理

海洋においては磯焼け等の問題が発生しています。そのため、減少している藻場等の保全・回復の取組を推進するとともに、持続的に水産資源を活用するため、水産資源の適正管理、栽培漁業の推進、養殖業における環境負荷低減等が必要です。また、栽培漁業では遺伝的多様性に配慮することが重要です。



焼津漁港(小川第1船渠)

### ① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

#### 【漁獲量の適正管理】

- 漁獲可能量(TAC) 制度の適正な運用や漁業者による漁期や漁獲量の制限等自主的な漁獲制限の促進により水産資源の適正な管理を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- 漁業者による漁期や漁獲量の制限により、水産資源を適正に管理します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

#### 【生物多様性に配慮した栽培漁業の推進】

- 「静岡県栽培漁業基本計画」に基づいて、遺伝的多様性に配慮して稚魚を生産するとともに、稚魚放流後も適切な管理を行うことにより、水産資源の維持・増大、沿岸漁業を振興します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- 残餌や糞による環境汚染軽減のための飼育密度や適正給餌、水産用医薬品の適正使用を指導します。 ○ [水産資源課]
- 魚類養殖が盛んな地区では、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を定め、漁場の持続的利用に努めます。 ○ [水産資源課]
- 稚魚を生産するための親魚には、栽培漁業を行う海域の天然魚を用いる等、放流時に遺伝的多様性を保持できる個体を確保します。また、定期的に一定数を入れ替え、一つの家系に固定されてしまわないようにします。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

#### 【藻場等の保全・再生】

- テングサ生産の回復と持続的な生産を目指して、雑藻の刈り取りを行う等の対策を行い、生物多様性の豊かな藻場の再生・保全を図ります。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]
- 磯焼けや他の原因で減少している藻場の水産資源としての活用と保全を図るため、藻場の再生の障害となる藻食性のアイゴ等の管理について、漁業者への支援と指導を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]
- 漁業者等の地域団体が行う藻場保全に対する支援と指導を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動への取組を支援します。

○	○	○	○	[水産振興課・水産資源課]
---	---	---	---	---------------

**【持続可能で環境に配慮した水産物の普及】**

- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」について普及啓発します。

○	○	○	○	[水産振興課・水産資源課]
---	---	---	---	---------------

② 県民の取組

- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」がついた商品やサービスを選択しましょう。

③ 事業者の取組

- 漁獲や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理しましょう。
- 放流種苗の遺伝的多様性の確保に配慮した種苗生産に取り組みましょう。
- 魚類養殖で周辺海域の水質汚濁が生じないように配慮しましょう。
- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」がついた商品やサービスを選択・供給しましょう。



**遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業のための研究**

静岡県水産技術研究所では、遺伝情報の解析技術により、マダイの種苗生産過程における遺伝的多様性について調査し、多様性低下の有無及び低下に関わる要因を解明することで、遺伝子の多様性の維持向上を目指しています。

【資料：静岡県水産技術研究所 遺伝子解析を活用した種苗生産技術改善研究（平成24～26年度）】

**12-3 深海生物の調査・研究**

深海生物は、最近では伊豆地域の観光資源の一つにもなっていますが、その実態の多くは解明されていません。そのため、深海生物についてさらなる調査・研究を行うとともに、適正な保全・活用を図る必要があります。



キンメダイ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

**【深海生物の資源回復に向けた研究】**

- キンメダイの資源回復に向けた稚魚の放流を目指した種苗生産の研究を行います。
- サクラエビの資源管理の基礎データを充実させるため、駿河丸の計量魚探や各種採集ネットを活用した調査に取り組みます。

○				[水産資源課]
		○		[水産資源課]

② 県民の取組

- 深海生物に興味を持ちましょう。
- 河川や海岸にごみを捨てない等、深海がごみ等によって汚染されないように心がけましょう。

③ 事業者の取組

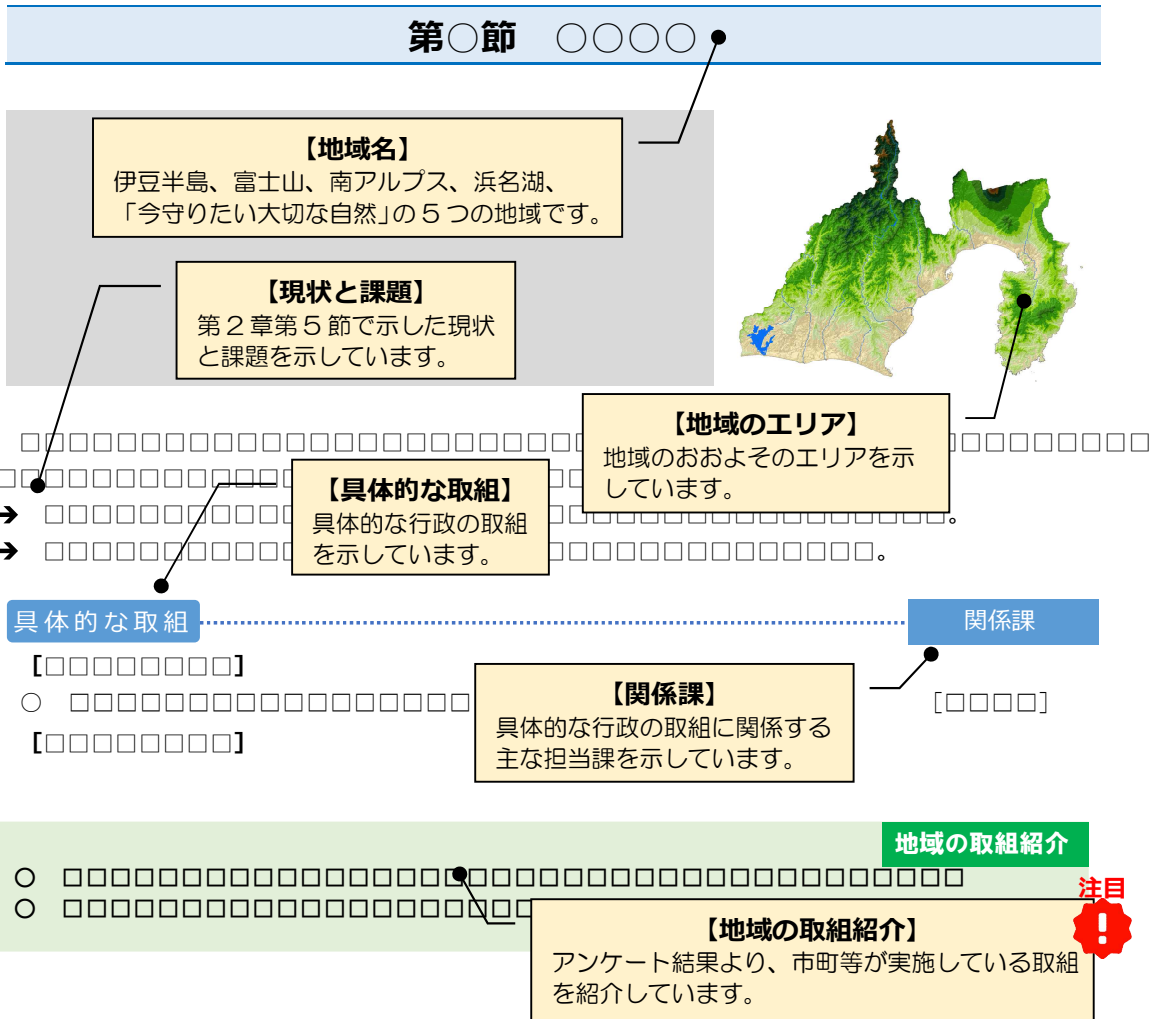
- 深海生物の持続可能な利用に努め、資源として保全しましょう。

# 第5章 地域別個別計画

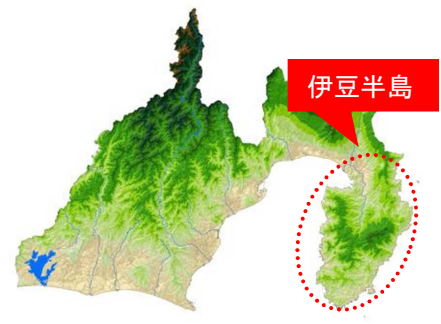
## 「第5章 地域別個別計画」の見方

- \* 本章では、「第2章 生物多様性の現状と課題」の「第5節 県内の特徴的な地域」で示した課題を解決するための個別計画をまとめています。
- \* 各地域で県が行う取組や、地域での市町等による取組紹介を掲載しています。
- \* 「第5章 地域別個別計画」に共通の基本方向は以下のとおりです。

**【基本方向4】**  
**特徴的な地域の環境を重点的に守る**



## 第1節 伊豆半島



伊豆半島には岩石海岸から天城山の天然林まで多種多様な環境があります。また、伊豆半島の固有種がいくつかの生物で知られています。

- 伊豆半島ジオパークの推進に当たり、地形地質に加えて生物多様性について理解し、学べる環境づくりが必要です。
- 天城山に残る天然林やシダ植物等をはじめとする植物相の保全が必要です。
- 荒廃している里地里山の適正な管理、ニホンジカやイノシシによる農林産物への被害の防止、ニホンジカの個体数調整、カワウによる魚の食害対策等が必要です。
- 伊豆東海岸のクリハラリス、柿田川のオオカワチシャ等の外来生物の防除対策が必要です。
- 大室山や細野高原等に残る草地環境の保全が必要です。
- 伊豆半島に特徴的な海岸の植生、岩石海岸における動物の生息空間を保全していく必要があります。
- 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。

### 具体的な取組

### 関係課

#### 【伊豆半島ジオパークにおける生物多様性の取り込み】

- ジオパークに生物多様性の要素をより一層取り込んでいくために、伊豆半島の動植物に詳しい専門家との連携を促進します。 [観光政策課]

#### 【天城山等に残る豊かな自然環境の保全】

- 天城山を含む富士箱根伊豆国立公園の巡視・指導、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

#### 【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な管理・整備の促進を図ります。 [森林計画課・森林整備課・林業振興課・環境ふれあい課]
- 森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を再生するため、森林(もり)づくり県民税を充当し、森林整備を推進します。 [森林計画課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 [森林保全課]

#### 【野生鳥獣による被害防止】

- 隣県等との連携により、ニホンジカやカワウ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、特に自然環境への影響が大きいニホンジカについては個体数調整を行います。 [自然保護課・水産資源課]



具体的な取組

関係課

- 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び農林水産物被害防止目的の捕獲を促進します。 [自然保護課]
- 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。 [食と農の振興課]
- ドローンや捕獲情報アプリ等の ICT を活用した効率的な捕獲を促進します。 [自然保護課]
- 【外来生物の防除】**
- クリハラリスやハリネズミ属などの外来生物の生息分布情報等を提供し、市町等が策定する外来生物防除計画の策定や捕獲を支援します。 [自然保護課]
- 外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進を図るとともに、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防3原則を普及啓発します。 [自然保護課]
- 【生物多様性に配慮した海岸整備】**
- 海岸の整備にあたっては、高潮、津波等から海岸を防護しつつ、養浜等により生物の生育・生息地の確保や景観への配慮を行います。 [港湾整備課・河川海岸整備課]
- 【藻場の回復】**
- テングサ生産の回復と持続的な生産を目指して、雑藻の刈り取りを行う等の対策を行い、生物多様性の豊かな藻場の再生・保全を図ります。 [水産振興課・水産資源課]
- 磯焼けや他の原因で減少している藻場の水産資源としての活用と保全を図るため、藻場の再生の障害となる藻食性のアイゴ等の管理について、漁業者への支援と指導を行います。 [水産振興課・水産資源課]
- 【深海生物の調査研究】**
- キンメダイの資源回復に向けた稚魚の放流を目指した種苗生産の研究を行います。 [水産資源課]
- 【開発事業者に対する保全措置の要請】**
- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

■ 伊豆半島ジオパークミュージアム「ジオリア」での情報発信

「伊豆半島ジオパークミュージアム『ジオリア』」では豊富な展示やプロジェクションマッピングにより、伊豆半島の地形・地質の成り立ちや特徴等のほか、生物についての展示もあり、伊豆半島の生物多様性について学ぶこともできます。



ジオリアの展示

■ 伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」の運営

伊豆市では、捕獲したニホンジカを有効利用するため食肉加工センター「イズシカ問屋」を2011年(平成23年)4月に開設しました。このセンターにおいて、衛生的な洗浄・殺菌、熟成等の処理を経たシカ肉を「イズシカ」として出荷しています。

■ モリアオガエルの保全

東伊豆町では、天城山一帯に生息するモリアオガエルを保護するため、教育委員会を中心に生息域の環境整備に努めています。

### ■山焼きによる草地の保全

伊東市の大室山、東伊豆町の細野高原では、年1回の山焼きにより、今では県内にあまり残っていない草地の環境を維持しています。

### ■ミシマサイコの保全

三島の地名がついた植物で、かつては山野の日当たりのよい場所で自生していましたが、乱獲により現在では絶滅危惧種に指定されています。ミシマサイコを多くの人に知ってもらい、三島の地名が付いた貴重な植物を絶やさないように、三島市では、三島市エコセンター敷地内において保護増殖をしています。

### ■源兵衛川等でのグラウンドワーク活動

三島市を流れる源兵衛川では、1992年（平成4年）からイギリス発祥の市民・NPO・事業者・行政のパートナーシップによる環境改善活動である「グラウンドワーク活動」を日本で初めて導入し、街中にせせらぎを復活させました。また、2016年（平成28年）11月には源兵衛川が「世界かんがい施設遺産」にも登録されました。



源兵衛川

### ■柿田川のナショナル・トラスト運動と自然再生の取組

柿田川では貴重な自然環境を後世に伝えるために、1988年（昭和63年）から保全地域を買い上げるナショナル・トラスト運動が民間団体によって行われています。また、近年ではオオカワヂシャをはじめとした侵略的外来種の侵入・定着が見られ、ミシマバイカモ等の在来種を被圧するといった課題が発生しているため、国は「柿田川自然再生計画」を策定して地元の自然保護団体や県とともに柿田川の自然再生に取り組んできました。今後は清水町が中心となり、取組が進められていく予定です。

### ■キンメダイの資源管理

近年、資源量が減少しているキンメダイについて、一都三県（東京都、静岡県、千葉県、神奈川県）の漁業者は、各県で定めた資源管理計画等の取り決めに従って、キンメダイの資源管理を行っています。

## コラム

### 伊豆・天城のわさび栽培

天城山麓のわさび栽培の歴史は古く、1744年（寛保4年、延享元年）頃から栽培が始められたという記録があります。1892年（明治25年）頃には、伊豆市中伊豆の生産者により畳石式わさび田による栽培方法が開発されました。また、わさび田には日射の調節のため、被覆樹としてヤマハンノキが植えられるようになりました。こうして、わさびの最適な生育環境が整えられ、大型で良質なわさびの生産が行われるようになりました。



畳石式わさび田

なお、現在では品質の優れた「真妻（まづま）」が赤茎系わさびの主力品種として広く栽培されています。この品種は、1958年（昭和33年）の狩野川台風によりわさびの苗が不足した際、和歌山県より導入したものですが、今や静岡県が誇る最高級品種として全国に流通しています。

【資料：静岡県農・林・水産地ガイド（関東農政局静岡統計情報事務所編、2001年（平成13年））、東部農林事務所】

## 第2節 富士山



日本最高峰を誇り、世界文化遺産に登録された富士山には、典型的な植生の垂直分布が見られるほか、標高に応じて数多くの動物が生息しています。

- 植生の垂直分布やツキノワグマの地域個体群をはじめ、富士山の多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
- ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理等が必要です。
- 利用者の踏みつけ等による植生の破壊防止や、世界遺産登録後の登山者の多様化に伴うマナー向上を図る必要があります。
- 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。
- 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。
- 富士山への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

### 具体的な取組

### 関係課

#### 【富士山に残る豊かな自然環境の保全】

- 富士箱根伊豆国立公園の巡視・指導、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

#### 【自生種の植樹】

- ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹等を実施します。 [自然保護課]

#### 【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な管理・整備の促進を図ります。 [森林計画課・森林整備課・林業振興課・環境ふれあい課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 [森林保全課]

#### 【野生鳥獣による被害防止】

- 隣県等との連携により、ニホンジカ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、野生鳥獣の個体数調整を行います。 [自然保護課]
- 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び被害防止目的の捕獲を促進します。 [自然保護課]
- 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。 [食と農の振興課]
- ドローンや捕獲情報アプリ等の ICT を活用した効率的な捕獲を促進します。 [自然保護課]

## 具体的な取組

## 関係課

## 【利用者による環境破壊の防止】

- 富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施します。 [道路企画課]
- 増加する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及びウェブサイトにより、多言語で提供します。 [自然保護課]
- 登山者にごみを持ち帰ることを啓発するため、外国人登山者にも分かるように、イラストや12の多言語でデザインした袋を手渡し、登山マナーの向上を呼びかける「富士山ごみ持ち帰りマナー向上対策キャンペーン」を実施します。 [自然保護課]

## 【外来生物の防除】

- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 [自然保護課]
- 五合目以上の植生の分布状況を把握し、定期的なモニタリングを行います。 [自然保護課]
- 民間団体等と連携して富士山の外来生物の拡大防止に向けた啓発及び除去活動を行います。 [自然保護課]

## 【富士山の保全意識の高揚】

- 「富士山総合環境保全指針（修正版）」に基づき、富士山の環境をより望ましいものとして保全し、そのめぐみを後世に継承するための取組を推進します。 [自然保護課]
- 「ふじさんネットワーク」では環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山ピンバッジ募金活動等を実施します。 [自然保護課]
- 「富士山憲章推進会議」では、富士山憲章の周知、定着を図り、富士山に係る環境保全の全国的な運動を推進するため、富士山憲章看板を設置するとともに、静岡・山梨両県による共同事業を実施します。 [富士山世界遺産課]
- 富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施します。 [富士山世界遺産課]

## 【草地性植生の保全管理】

- 朝霧地域の貴重な動植物を保全するため、根原県有地においてボランティア等との協働による草刈を実施します。 [自然保護課]

## 【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

## ■ 富士山での環境保全啓発

## 地域の取組紹介

御殿場市では、富士山御殿場口新五合目のマウントフジトレイルステーション（登山者への安全啓発、環境教育、情報提供に資するため開山期間中設置する交流拠点）内に啓発のためのパネルを設置し、環境保全意識の高揚を図っています。

## ■ 富士山麓への広葉樹の植樹

富士山麓の貴重な自然環境を適正に保全・創造し、後世に継承していくため、富士市では1994年（平成6年）度より広葉樹の植栽事業として富士山麓ブナ林創造事業を実施しています。

## ■ 富士山一斉清掃

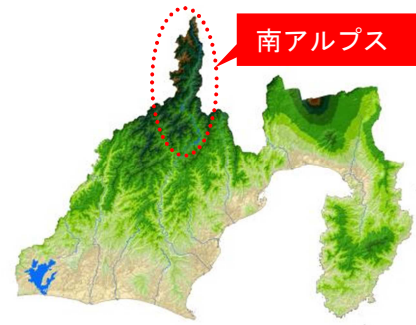
富士山周辺の自治体や事業者等で組織する「富士山をいつまでも美しくする会」では毎年8月に3登山口で一斉に清掃活動を行っています。



## 第3節 南アルプス



お花畑



ユネスコエコパークに登録された南アルプスは、高山植物やライチョウなど氷河期由来の希少な動植物が生育、生息する世界の南限であり、その豊かな自然環境は、まさに世界の宝といえます。

- 南アルプスユネスコエコパークの保全及び適正な利用を推進していく必要があります。
- 南アルプスの多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
- 気候変動による影響が懸念されている遺存種・分布限界種を保全する必要があります。
- ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理や指定希少野生動植物の種子保存等の保護回復事業等、生態系の保全対策が必要です。
- リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う、大井川の水資源や生態系を含む南アルプスの貴重な自然環境への影響が懸念されており、その影響の回避に向けて、建設事業者との対話を通し解決を図る必要があります。
- 人類共有の財産であり、世界の宝とも言える南アルプスの希少で貴重な自然環境の保全の重要性や、魅力を発信し、より良い形で次代に引き継いでいくため、人々の共鳴・共感・行動の輪を広げていく必要があります。

### 具体的な取組

### 関係課

#### 【ユネスコエコパークの保全と活用】

- ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域において、その目的である生態系の保全と持続可能な利活用の調和を推進します。 [自然保護課]
- 南アルプス国立公園の巡視・指導により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

#### 【高山植物の保護】

- 静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図ります。 [自然保護課]
- 絶滅の危険性が極めて高い高山植物の種子を保存するほか、種子増殖に取り組みます。 [自然保護課]

#### 【奥山の環境監視】

- 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」に基づく地球温暖化対策を推進するとともに、気候変動による影響について監視します。 [環境政策課・自然保護課]

#### 【野生鳥獣による被害防止】

- 高山植物に対するニホンジカの採食圧対策として、防鹿柵の設置等を実施します。 [自然保護課]

#### 【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めていきます。 [自然保護課]

## 具体的な取組

## 関係課

## 【希少野生動植物の保護・回復】

- 南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づき指定希少野生動植物に指定するなど、保護・回復を図ります。 [自然保護課]

## 【南アルプスの魅力発信】

- 南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築を通じその方策の検討や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。 [自然保護課]

## ■南アルプスユネスコエコパークの管理に向けた取組

## 地域の取組紹介

静岡市、川根本町を含む南アルプスユネスコエコパーク構成10市町村で組織する「南アルプス自然環境保全活用連携協議会」は、南アルプスユネスコエコパークの自然環境、景観、歴史・文化の保全、地域活性化に向けた利活用を図るための取組を行っています。

静岡市では、南アルプスユネスコエコパークの共通テーマ「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」の継承を踏まえつつ、静岡市が目指す南アルプスユネスコエコパークのあり方と施策の方向性を示すため、「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）」を2015年（平成27年）3月に策定しました。

## ■「南アルプスライチョウサポーター制度」の創設

南アルプス自然環境保全活用連携協議会は、ライチョウの生息状況を登山者と継続的に調査する仕組みを構築していくために、「南アルプスライチョウサポーター制度」を2016年（平成28年）6月に創設しました。同制度は、「南アルプスライチョウサポーター養成講座」の修了者をサポーターに認定し、市民サポーターからライチョウの目撃情報を集約し、ライチョウの生息分布を把握することを目的としています。

## ■高校生による高山植物保護活動

静岡市では、ニホンジカ等の食害から絶滅危惧種等の高山植物を保護するため、高校生による高山植物保護活動を行う「南アルプス高山植物保護セミナー」を実施しています。南アルプスの特徴や自然環境の変化を専門家から学ぶとともに、千枚小屋周辺の高山植物群落を対象に防鹿柵に関する作業や植生調査について学習しています。現地での活動を通じて将来にわたり南アルプスの保全活動を担う人材を育成する取組を実施しています。

## ■南アルプスでの環境調査の実施

静岡市では、南アルプスユネスコエコパーク登録地域内における環境変化を把握するため、大気質、水質、動植物、植生等の調査を実施しています。

## ■ヤマトイワナ等の生息地の保護及び遺伝的攪乱の防止

井川漁協では、ヤマトイワナについては禁漁区を設定し、生息地を保護するとともに、本種やアマゴの地元の系群を用いた種苗生産と放流事業を推進しています。

## ■南アルプスみらい財団の設立

県では、訪れる人を増やしながら自然環境の保全活動の拡充が図られるよう、令和4年7月、「一般社団法人南アルプスみらい財団」を設立しました。この財団は、自然環境の把握やニホンジカの食害対策と、SNSを活用した情報発信、アクセスの改善をはじめとする登山者等利用者の利便性向上など自然環境の保全と利活用の両面から取組を展開していきます。

## 第4節 浜名湖



弁天島



浜名湖は淡水と海水が入り混じった汽水の環境であるほか、干潟、藻場等の多様な環境があります。また、アサリやニホンウナギ等の水産資源を生かした産業も盛んです。

- 干潟、ヨシ原、アマモ場等の環境を保全することが必要であり、その際には渡りをする鳥類の中継・生息地としての観点も必要です。
- 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。
- 国等と連携し、資源保護に配慮したウナギ養殖への転換を進めるほか、親ウナギの放流等地域の取組を継続する必要があります。
- ツメタガイの駆除のほか、稚貝放流を目的とした天然採苗等のアサリ保護活動を継続する必要があります。
- 近年、クロダイが湖内で増加しており、その実態調査や対策の検討を行う必要があります。
- 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。
- 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

### 具体的な取組

### 関係課

#### 【浜名湖の豊かな自然環境の保全】

- 「静岡県立自然公園条例」による浜名湖県立自然公園の巡視・指導、規制区域の指定及び開発等の行為規制を行い、浜名湖の自然環境を保全します。 [自然保護課]

#### 【浜名湖の環境保全に関する啓発】

- 「はまなこ環境ネットワーク」の活動促進や、浜名湖クリーン作戦の実施により、浜名湖の環境を保全します。 [自然保護課]

#### 【浜名湖に流入する河川の水質維持】

- 下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水施設の整備や適正管理等により、生活排水による生物多様性への影響を低減します。 [生活排水課・廃棄物リサイクル課・生活環境課・漁港整備課]
- 特定事業場への立入検査や監視等により、事業活動による水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染の発生を予防し、生物多様性への影響を低減します。 [生活環境課]

#### 【ニホンウナギやアサリ等水産資源の管理】

- 漁獲されたウナギのうち、産卵降河が近いと思われる大型ウナギの買上放流事業を進めます。 [水産資源課]
- ウナギ養殖業の許可制に伴いシラスウナギの池入れ量を抑制します。 [水産資源課]
- 採捕されたシラスウナギの県内養殖業者のみへの供給、及び採捕許可数量の県内需要量への限定により、シラスウナギの採捕量を抑制します。 [水産資源課]



## 具体的な取組

## 関係課

- 漁業者が自ら行っているアサリの天然採苗や人工増殖事業を推進し、浜名湖のアサリ資源を安定して増やします。 [水産資源課]
- アサリ資源を保全しつつ漁獲する漁業者の取組を支援します。 [水産資源課]
- 漁業者が行うクロダイの駆除方法や食害を防ぐ取組、さらに駆除したクロダイの活用方法の検討に参画し、クロダイによる食害の低減を目指します。 [水産資源課]

## 【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

## 【外来生物の防除】

- 浜名湖の外来植物の分布拡大防止に必要な情報を得るため、植物の生育状況・分布状況の調査を行います。 [自然保護課]
- 浜名湖における継続的な環境保全活動につながるよう、企業や学校等の参加を促すなど、民間団体等の取組を支援します。 [自然保護課]

## ■ 「はまなご環境ネットワーク」による活動

## 地域の取組紹介

浜名湖地域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなご環境ネットワーク」では、会員間の連携と交流促進を図るための団体交流会の開催等、住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜名湖の環境保全を推進しています。

## ■ アマモ場の保全

浜名湖に広く分布するアマモを保全するため、「NPO法人はまなご里海の会」ではアマモの観察会等を実施しています。参加者は、アマモ場が魚類等の生物の繁殖場所や生息場所として重要な場所であることを理解し、この環境を守り伝えることの重要性を学んでいます。

## ■ 浜名湖クリーン作戦

浜名湖周辺の自治体や事業者等で組織する「浜名湖の水をきれいにする会」では、毎年6月に一斉清掃「浜名湖クリーン作戦」を行っています。

## ■ ヌートリアの駆除

浜名湖沿岸では近年、特定外来生物のヌートリアが確認されており、湖西市及び浜松市では、駆除活動を行っています。

## ■ 浜名湖体験学習施設「ウォット」での体験学習

浜名湖体験学習施設「ウォット」は、静岡県水産技術研究所浜名湖分場の展示施設です。生物に直接ふれあうことによって、浜名湖の水の生物とその生態環境について学び、浜名湖の豊富な資源に対する理解を深める場を提供しています。

## ■ 浜名川の浄化

湖西市内を流れて浜名湖に注ぐ浜名川では、下水道の普及のみならず、浜名川をきれいにする会や地域住民等によるEM（有用微生物群）菌を散布する活動等が効果を発揮し、他県では絶滅危惧種にもなっているミズオオバコが群生しているのが見られます。

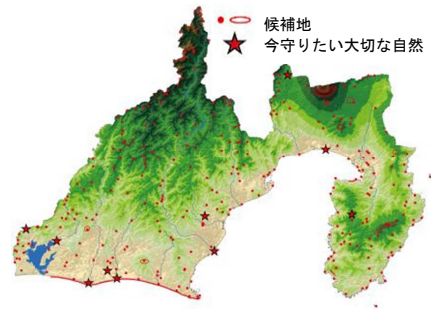
## ■ 佐鳴湖の浄化

佐鳴湖は、「佐鳴湖水環境向上計画」を平成27年度に策定し、「水質・水量」の環境分野のみならず、「自然・生物」、「周辺環境」の分野を新たに追加し、令和元年度までの5年間の目標や取組内容を設定し、佐鳴湖の水環境を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

令和2年度からは、各分野の垣根を超えた連携を目指した「佐鳴湖水環境向上計画（第二期）」を策定し、さらなる佐鳴湖の水環境の向上を推進しています。



## 第5節 今守りたい大切な自然



2004年(平成16年)3月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、絶滅の可能性のある種の選定を主な目的としていますが、それらの対象種を取り巻く自然環境は大きく変化し、生息・生育環境が悪化してきています。絶滅の危惧される種を保護・保全するためには、絶滅危惧種の個体を保護するのみならず、それらが生息・生育する環境自体を保全することが不可欠です。

このような視点で捉えると、県内には生物多様性の保全上重要な生息・生育地がたくさんあります。その中でも特に開発候補地になりやすい場所、生態的に重要な場所、法的規制等のない場所を「今守りたい大切な自然」として選定しています。

今守りたい大切な自然の選定地

選定地名	市町名
①逆川湿地と周辺の自然林	伊豆市
②浮島沼の湿地	富士市、沼津市
③朝霧高原の草原	富士宮市
④藪田川とその周辺	藤枝市
⑤大井川河口付近	焼津市、吉田町
⑥太田川河口付近の干潟と海浜	磐田市
⑦磐田市大池	磐田市
⑧天竜川河口と周辺の湿地	磐田市、浜松市
⑨都田川河口とその周辺	浜松市
⑩雨生山の蛇紋岩地	浜松市

※このほか、342箇所の候補地があります。  
(⇒詳しくは資料編・資料1を参照)

- ➔ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等、重要な生息・生育地の保全が必要です。今後は現状について把握していくとともに、新たな地点の選定についても検討する必要があります。
- ➔ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。

### 具体的な取組

関係課

#### 【今守りたい大切な自然の調査の実施及び紹介】

- 県内に生息又は生育する希少野生動植物等の生息状況等、自然が残されている生息・生育地の状況を把握するため、必要な調査を実施します。 [自然保護課]
- 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等を紹介し、貴重な野生動植物や自然環境の保護意識を高めます。 [自然保護課]

#### 【30by30 目標に基づく生物多様性の保全】

- 「今守りたい大切な自然」等、法令に基づく保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域について、OECMの認定・管理に向け、積極的に支援します。 [自然保護課]

#### 【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めていきます。 [自然保護課]

### ■浮島ヶ原自然公園におけるサワトラノオ等の保全

富士市では、2010年（平成22年）4月に「浮島ヶ原自然公園」を開園し、自然観察会の開催や、公園を紹介するガイドブックの作成・配布を行っています。また、「浮島ヶ原のサワトラノオ群生地」として市の天然記念物に指定し、サワトラノオだけでなく他の絶滅危惧種の保護に努めています。

### ■朝霧高原におけるキスミレの保全

富士宮市では、根原区財産区において毎年度、春期に火入れ事業、秋期に防火帯整備事業を実施しています。これにより、茅場としての維持管理、景観保全と併せてキスミレ等の多様な植物相を保全し、生物多様性の確保を図っています。

### ■藪田川周辺におけるカワバタモロコの保全

藤枝市では、藪田川周辺に生息するカワバタモロコを保護するため、河川改修工事について学識経験者等によるアドバイスを受け、生息環境を変えないような工事手法を取り入れています。

### ■「掛川市自然環境保全に関する条例」

掛川市では、「掛川市自然環境保全に関する条例」に基づき、15種の動植物、2カ所の生息・生育地を保全区域として認定し、採取、開発等に制限を設けることで保護・保全を行っています。

### ■遠州灘海岸におけるアカウミガメの保護

御前崎市では国の天然記念物に指定されているアカウミガメを保護するため、ウミガメ保護監視員に委嘱し、保護活動を行っています。具体的には、アカウミガメの産卵を観察する産卵観察会、飼育した子ガメを放流する放流観察会を毎年開催しています。そのほか、御前崎小学校でも1977年（昭和52年）からアカウミガメの飼育活動を行っています。

### ■桶ヶ谷沼におけるベッコウトンボ等の保全

磐田市の桶ヶ谷沼では、市や地元住民、「桶ヶ谷沼を考える会」「野路会」「NPO法人岩井里山の会」等で構成する「桶ヶ谷沼自然環境保全地域管理運営委員会」により、ヨシ等の刈り取りによる開放水面の確保や里山の管理、アメリカザリガニ等の外来種捕獲等により、絶滅危惧種ベッコウトンボ等が安定的に繁殖できる環境整備が進められています。

### ■「浜松市ギフチョウの保護に関する条例」による保全

浜松市では「浜松市ギフチョウの保護に関する条例」に基づき、北区引佐町渋川地内において重点期間（3月下旬から4月中旬）を中心に年間20日程度、保護監視員による監視を行っています。また、ヒメカンアオイの採光を確保するため、観察路の下草刈りを行っています。

### ■椎ノ木谷のミカワバイケイソウの保全

浜松市にある特別緑地保全地区「椎ノ木谷」では、「椎ノ木谷保全の会」がミカワバイケイソウの湿地の草刈等の保全活動を行っています。

### ■雨生山におけるヒメヒカゲの調査・生息環境の整備

浜松市の雨生湿地では、保護監視員による捕獲の監視を行っているほか、静岡昆虫同好会が定期的にヒメヒカゲの調査、生息環境の整備（草刈り）等を行っています。

# 第6章 推進体制・進行管理

## 第1節 各主体の役割及び連携・協働

### 1-1 各主体の役割と連携・協働の必要性

生物多様性の保全と持続可能な利用は、私たちの社会を構成する一人ひとりの生活と密接に関わっています。そのため、県だけではなく県民、事業者、民間団体、市町等の様々な主体においても自主的な取組を進めていくこと、主体間の連携・協働による取組を進めていくことがますます重要となってきました。

例えば、県民や事業者の参画による森づくりを進める「森づくり県民大作戦」「しずおか未来の森サポーター制度」のように、様々な主体が森林等を共有の自然資源として利用・管理していくことは、県土全体の自然環境の質を向上させることに繋がります。

このように、生物多様性の保全と持続可能な利用という共通目標に向けて、各主体の自主的な取組を活発にしつつ、連携・協働による取組を社会全体に浸透させていくことが、地域や県全体、さらには地球規模の課題解決につながります。

## ■ 県



### ①地域特性に応じた取組の推進

県が地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組を進めていくことは、本県の生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていく上でとても重要です。そのため、本戦略に基づき、野生動植物の保護や外来生物への対策、生態系の保全等に関わる取組について、地域の特性に応じて積極的に進めていきます。

### ②各主体の連携への支援、協働のための場・機会づくり

県民や事業者、民間団体、教育機関・研究機関・専門家等の主体との連携や支援等を行うほか、多様な主体の連携・協働が可能となるような場や機会を確保します。

### ③生物多様性の主流化のための制度づくり

「森林（もり）づくり県民税」等のような、社会経済的な仕組みを構築していくことは、生物多様性の保全と持続可能な利用を、様々な社会経済活動の中に組み込む（生物多様性の主流化）上で重要なものとなります。

### ④環境教育の推進

子どもたちに対し、命のつながりやその大切さを伝え、生物とふれあう教育を進めていくことで、将来の生物多様性の保全と持続可能な利用を担う貴重な人材を育成します。

## ⑤市町との連携・生物多様性地域戦略策定の支援

本戦略の推進を図るため、県内の市町と連携して取り組むとともに、市町の生物多様性地域戦略の策定を支援します。

## ■ 県民



### ①自然とのふれあいの実践

県民は、生物多様性が日常生活と密接な関わりがあることを認識して行動するとともに、自然とふれあうことで豊かな生物多様性を実感することが重要です。

### ②生物多様性に配慮した消費生活や事業者・団体への支援

消費者として、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択・購入、募金、寄付等を行うことは、生物多様性への配慮を積極的に行っている事業者や民間団体を間接的に支援することにもつながります。

### ③子どもたちへの環境教育

学校教育や地域のコミュニティ活動の中で、子どもたちに豊かな自然体験や学習の機会づくりを行っていくことも役割の一つです。

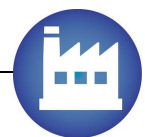
### ④各年齢層に応じた役割の実施

年齢層によっても役割は様々であり、特に若年層は意欲や行動力、創造力によって、生物多様性の視点を主流化し、次世代の担い手として期待されます。一方、高齢層はこれまでの経験等を活かして、自然と人が共生していた頃の生活の様子や、生物多様性に育まれた知識や文化、風習、技術を次の世代へ伝えることが期待されています。

### ↳ 県からの働きかけ

→ 県民の取組について啓発を行うとともに、必要な支援を行います。

## ■ 事業者（事業者団体、企業、農林水産業者）



### ①生物多様性に配慮した事業活動

事業者は、原材料の調達から流通、販売、廃棄等までの生産活動、工場・事業場の立地、技術開発や人材の育成、投資や融資等、様々な場面で生物多様性との関わりがあるため、生物多様性に配慮した事業活動を進めていくことが必要です。

### ②CSR・社会貢献活動

事業者の従業員やその家族、地域、学校等に対する環境教育を行ったり、各主体の参加により生物多様性の保全に関わる活動を実施することが、CSR（企業の社会的責任）や社会貢献活動につながります。また、事業者・公益法人の基金を通じて生物多様性の保全を目的とする民間団体等への支援を行うことにより、地域における各主体との連携が行われている例もあります。



### ③国内外の事業者とのネットワークによる取組の普及

事業者の活動の中で形成されるネットワークを通じ、国内外の事業者に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を促し、連携してその推進に努めます。

#### 県からの働きかけ

→ 事業者の取組について啓発を行うとともに、必要な支援を行います。

## 民間団体



### ①専門的な知見や体験を活かした取組の主導

NGO・NPO等の民間団体は、それぞれの専門的な知見や経験を活かし、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する活動を進めていく原動力となることが期待されます。

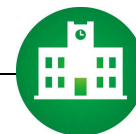
### ②各主体と連携した体験学習の提供

行政や事業者、大学、ふじのくに地球環境史ミュージアム等を含む教育機関と連携し、生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供していくことが期待されます。

#### 県からの働きかけ

→ 専門的な知見や経験を活かすための機会を設け、県と連携して取組の普及を図ります。

## 教育機関・研究機関・専門家



### ①調査・研究の実施

小学校、中学校、高等学校、大学及び社会教育機関においては、生物多様性に関する環境教育の取組、地域や民間団体等と連携した環境保全活動の推進が期待されます。

### ②情報の公開・活用

研究機関・専門家は、生物多様性に関与する調査・研究を通じて、その成果を広く社会に伝えていくことや政策等への提言を行っていくこと等が期待されています。

### ③生物多様性の普及啓発

NGO・NPO等の民間団体や事業者等と連携し、生物多様性に関わる普及啓発や技術協力等に貢献していくことが期待されます。

### ④人材の育成

高度の専門知識と幅広い視野を持った次世代を担う研究者や技術者を養成していくことも大切な役割です。

#### 県からの働きかけ

→ 情報提供のほか、教育機関・研究機関・専門家との連携・協働による環境教育の推進等を図ります。



## 市町

### ① 地域特性を踏まえた市町地域戦略の策定、戦略に基づく取組の推進

地域特性を踏まえた生物多様性地域戦略を策定し、地域の自然環境や社会的条件に応じた取組を実施します。

### ② 地域住民や事業者等の取組の推進

地域住民や事業者等に対して、生物多様性に対する理解の促進を図るとともに、地域特性に応じた生物多様性の保全及び持続可能な利用についての活動を推進します。

#### 県からの働きかけ

- 県内の市町と連携して取組等の調整を行うとともに、市町の生物多様性地域戦略の策定を支援します。



## 国

#### 県からの働きかけ

- 国の「生物多様性国家戦略」に基づく各種取組について、国と連携・協力して、その達成を目指します。
- 本県の生物多様性地域戦略の取組が達成できるよう、必要に応じて国に協力・助言を要請します。



## 他の都道府県等

#### 県からの働きかけ

- 特に近隣都県とは、必要に応じて生物多様性に関する情報交換や事業の連携について検討します。
- 「生物多様性自治体ネットワーク\*」への参加を通じて、全国の都道府県や市町村との連携・交流を推進します。

\*2010年（平成22年）の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の実現に資することを目的として設立された組織で、2022年（令和4年）8月現在の加盟自治体数は189自治体。県内では静岡市と浜松市が加盟している。また、本県は2017年（平成29年）9月に加盟した。

### コラム

#### 他の都道府県との連携

本県では、「一都十県自然保護主管課長会議」（静岡県、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、東京都）や「中部7県自然保護行政主管課長会議」（静岡県、三重県、愛知県、岐阜県、長野県、富山県、石川県）などの会議で、直面する諸問題について意見交換をしているほか、中部地域の県市町及び環境省が「ライチョウ会議」を共催する等、他の都道府県との連携した取組を行っています。

## 1-2 戦略の推進体制

県民、事業者、民間団体等、各主体との連携・協働により、本戦略を効率的かつ効果的に推進していきます。

### ■ ふじのくに静岡県生物多様性地域戦略推進会議

本戦略の策定に携わった「静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会」を基に、有識者、事業者、民間団体、教育・研究機関等で構成する「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」を設置し、総合的な視点から助言・提言をいただきながら、戦略に基づく取組を推進していきます。

### ■ ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議

県庁内の関係各課等で構成する「ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議」を設置し、本戦略に掲げる取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

### ■ 市町との連携

県内各市町の生物多様性に関する取組の調整や情報交換、意見交換等を行い、市町と連携した取組の推進に努めます。

### ■ 事業者・民間団体等との連携

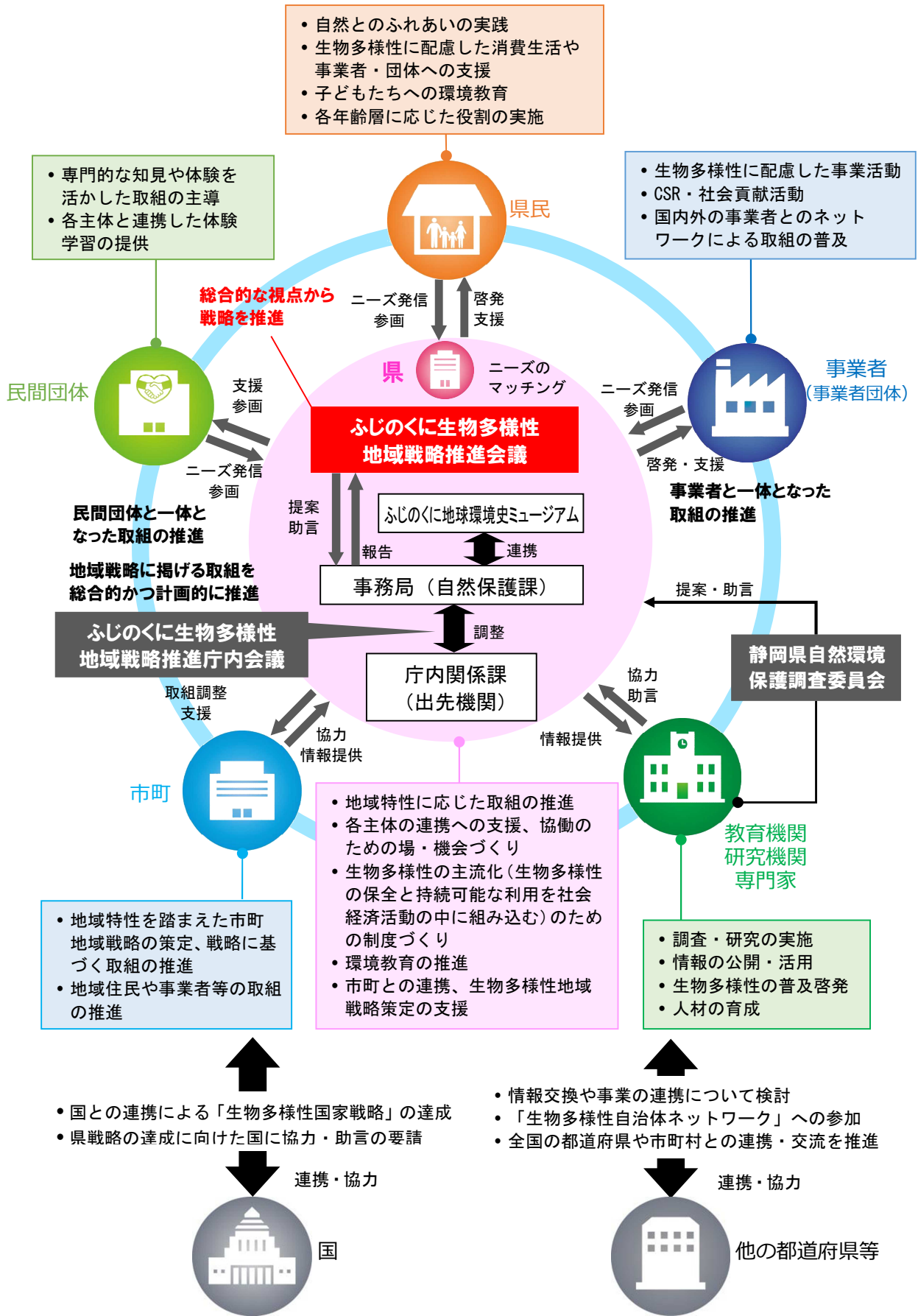
事業者、民間団体等による生物多様性の保全及び持続可能な利用の取組を支援するため、先進事例を参考にしつつ「環境教育ネットワーク」やふじのくに地球環境史ミュージアム、県の各研究所の活動と連携した取組を推進します。

### ■ 鳥獣保護センター

鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発（傷病鳥獣の保護を含む。）を行い、鳥獣保護管理の拠点となる鳥獣保護センター機能のあり方については、先進県の状況について情報収集するとともに、市町や民間団体等の関係機関との役割分担を含め、引き続き検討します。

### ■ 静岡県自然環境保護調査委員会

静岡県版レッドリスト、静岡県レッドデータブックの作成に当たり設置され、県内の野生動植物の専門家で構成される「静岡県自然環境保護調査委員会」による提案・助言等を、本戦略の推進に活かします。



各主体の役割及び連携・協働のための推進体制



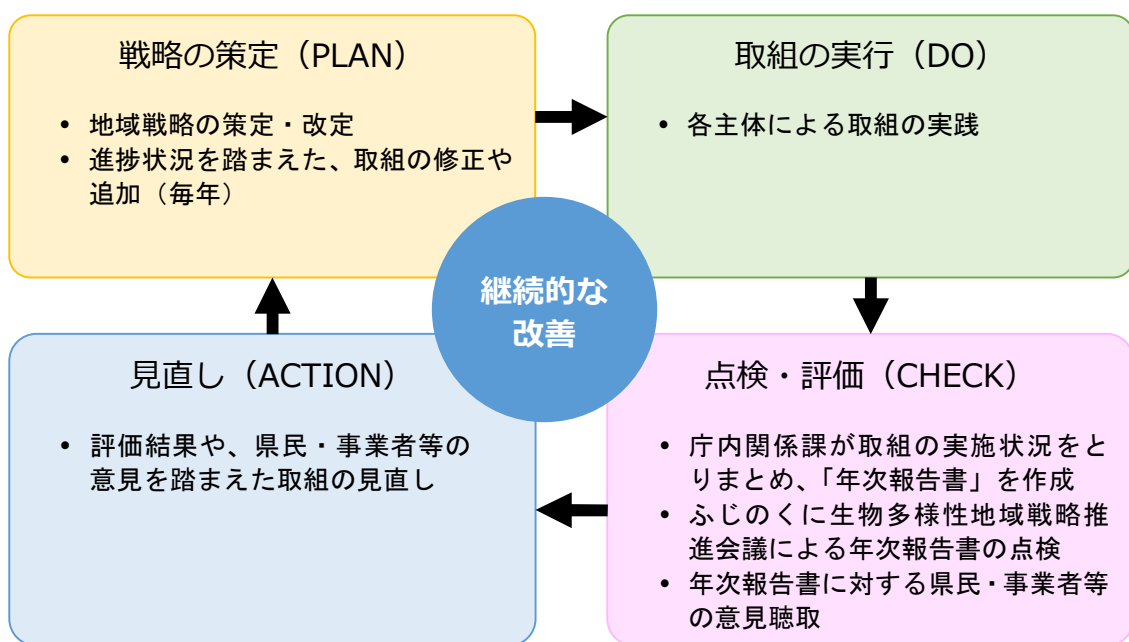
## 第2節 戦略の進行管理と管理指標

### 2-1 戦略の進行管理

本戦略の着実な進行管理を図るため、戦略の策定（PLAN）、取組の実行（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルによる継続的な改善を行います。

#### ■ PDCAサイクルによる進行管理

本戦略の推進に当たっては、「PDCAサイクル」（戦略の策定：PLAN、取組の実行：DO、点検・評価：CHECK、見直し：ACTION）の各過程で「ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議」による協議・調整を図り、取組の点検、評価及び戦略の見直しを行います。なお、PDCAサイクルの継続的な改善を行うにあたっては、社会情勢や環境の変化等に順応的に対応しながら実施していきます。



PDCAサイクルによる本戦略の進行管理

#### ■ 点検・評価結果の公表

本戦略に基づく取組の実施状況、管理指標の達成状況についてまとめた「年次報告書」は、毎年度作成する「静岡県環境白書」等に含めて公表します。また、点検・評価を行った結果についても、項目の工夫や数値での表示等で「見える化」する等理解しやすい形にとりまとめ、ホームページ等で公表します。

#### ■ 戦略の見直し

生物多様性を含む自然環境は、社会情勢や時間の経過とともに変化していくため、本戦略は計画期間の中間である5年後を目途に見直しを行います。

## 2-2 戦略の管理指標

生物多様性の保全及び持続可能な利用についてどの程度、目標が達成できたかを表す管理指標を設定します。なお、管理指標は本戦略の中間見直しを予定している 5 年後に再度、目標値の中間評価と見直しを行います。

### ■ 総合的な管理指標

管理指標	指標の定義	現状 (2016 年度)	目標 (2027 年度)
県内の野生生物の絶滅種数	静岡県版レッドリスト 2017 に掲載されている絶滅種 (12 種) 以外で新たに「絶滅」の категория に選定された種数 (既に絶滅しているかもしれないが、現状の確認ができていないものを除く) 【自然保護課】	— (絶滅:12 種)	0 種 (絶滅:12 種)

### ■ 「基本方向 1 多様な生物の個性とつながりを大切にする」の管理指標

管理指標	指標の定義	現状 (2016 年度)	目標 (2027 年度)
自然公園・自然環境保全地域面積	自然公園、自然環境保全地域に指定されている面積 【自然保護課】	90,343ha	90,343ha
富士山登山道沿いの外来植物種数	富士山の五合目以上の登山道沿いで確認された外来植物の種の数 (県自然保護課調査) ※調査 4 年毎 【自然保護課】	0 種	0 種
鳥獣保護区等の面積	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により静岡県で指定している鳥獣保護区等の面積 【自然保護課】	187,839ha	187,839ha
狩猟者の登録件数	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、その年の狩猟期間に県内で狩猟を行うための登録を受ける人の数 【自然保護課】	5,158 人	6,000 人
伊豆地域ニホンジカ生息頭数	伊豆地域におけるニホンジカの生息頭数 【自然保護課】	約 32,000 頭 (2015 年度末)	約 4,600 頭 (2026 年度)
富士地域ニホンジカ生息頭数	富士地域におけるニホンジカの生息頭数 【自然保護課】	約 24,000 頭 (2015 年度末)	約 2,400 頭 (2026 年度)
犬猫の殺処分頭数	殺処分される犬猫の頭数 【衛生課】	719 頭 (2019 年度)	0 頭 (2030 年度)

※現状値及び目標値の年度はそれぞれ 2016 年 (平成 28 年) 度、2027 年度としているが、それ以外の年度の場合は ( ) 内に表記している。

### コラム

#### タウンミーティングの開催

本地域戦略の策定にあたり、2016 年 (平成 28 年) 度には県内 3 箇所でタウンミーティングを行い、生物多様性についての周知及び県民との意見交換を行いました。

また、タウンミーティング参加者へのアンケート調査、ブレインストーミングコーナー (①静岡県の生物多様性の「良い点」&「改善したい点」を考えよう!、②静岡県の生物多様性の「目指すべき将来像」を考えよう!) の設置等により意見を募集し、地域戦略に反映しました。



ブレインストーミングコーナー



付箋紙による意見貼り付け

■「基本方向2 生物多様性を支える社会をつくる」の管理指標

管理指標	指標の定義	現状 (2016年度)	目標 (2027年度)
一般廃棄物排出量 (1人1日当たり)	一般廃棄物(家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ)の県民1人1日当たりの排出量 ※外国人を含む 【廃棄物リサイクル課】	917g/人・日 (2013年度)	853g/人・日 (2025年度)
海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の清掃活動の延べ参加者数	海洋プラスチックごみ防止の実践活動の1つである清掃活動に参加した県民の延べ人数(県廃棄物リサイクル課調査) 【廃棄物リサイクル課】	18万人 (2020年度)	50万人 (2025年度)
自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数	自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数 【環境ふれあい課】	159回/年	180回/年 (2025年度)
しずおか未来の森サポーター制度参加者数	しずおか未来の森サポーター制度参加企業数 【環境ふれあい課】	119社	144社 (2025年度)
地域戦略の普及に係る講演会や情報交換会等の開催数	生物多様性地域戦略の普及・啓発を行うための講演会やタウンミーティング、市町との情報交換会等の実施回数 【自然保護課】	0回/年	1回/年
生物多様性関連資料を活用した環境教育イベント数	生物多様性に関する資料を活用した環境教育を目的とするイベントの数 【自然保護課】	0回/年	2回/年
県立青少年教育施設の利用者数	県立青少年教育施設(朝霧野外活動センター、焼津青少年の家、三ヶ日青年の家、観音山少年自然の家)の年間利用者数 【社会教育課】	163,093人/年	170,000人/年
緑化優良工場としての受賞件数	緑化優良工場として経済産業大臣表彰等を受賞した工場数 【企業立地推進課】	71件 (1985~2016年度の累計)	80件
リバーフレンドシップ制度を活用する団体数	リバーフレンドシップの活用により良好な河川環境の保全活動に取り組む団体数 【河川企画課】	565団体	850団体
「生物多様性」の用語の認知度	「生物多様性」という用語の意味を知っている人の割合(県政世論調査) 【自然保護課】	20.0%	60%

※現状値及び目標値の年度はそれぞれ2016年(平成28年)度、2027年度としているが、それ以外の年度の場合は( )内に表記している。





■「基本方向3 生態系を保全・再生する」の管理指標

管理指標	指標の定義	現状 (2016年度)	目標 (2027年度)
高山植物保護指導員等の研修会・意見交換会開催回数	県が主催する高山植物保護活動を担う高山植物保護指導員等の研修会・意見交換会の開催回数【自然保護課】	1回/年	2回/年
協働による富士山の自然環境保全活動の実施回数	ボランティア等との協働による富士山の自然環境保全活動の実施回数【自然保護課】	5回/年	5回/年
南アルプスにおける希少野生動植物保護条例の指定により保護される野生動植物の数	静岡県希少野生動植物保護条例の南アルプスに生息する指定希少野生動植物種数【自然保護課】	6種 (2020年度)	18種 (2025年度)
南アルプスサポーター数	南アルプスにおける生物多様性の保全にあたり、共鳴・共感・行動の輪を広げていくためのサポーター数(南アルプスの保全活動へ直接的に貢献する、研究者・地域戦略推進パートナー・高山植物保護指導員のほか、南アルプスに思いを寄せる、つなぐ会会員・基金への寄附者等の合計)【自然保護課】	560人 (2020年度)	3,190人 (2025年度)
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林面積	県内の造林、下刈、枝打ち、除間伐、被害木の伐倒等の年間面積【森林整備課】	9,825ha/年 (2011～2015の平均値)	11,490ha/年 (2025年度)
森づくり県民大作戦の参加者数	森づくり県民大作戦の参加者数【環境ふれあい課】	28,230人/年 (2015年度)	28,000人/年 (2025年度)
自然環境保全目標達成率	「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく自然環境保全目標の達成率【空港運営課】	100% (2015年度)	100% (2027年度)
認定茶草場面積	世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会に認定された茶草場農法実践者が管理する茶草場面積【お茶振興課】	423ha	423ha
水質が改善した河川数	県内の42河川で指定している環境基準の水域類型を上位区分に見直した河川数【生活環境課】	0河川 (2020年度)	12河川 (2025年度)
浜名湖環境保全活動参加者数	浜名湖の水をきれいにする会が主催する環境保全活動への参加者数【自然保護課】	20,333人/年	20,000人/年

※現状値及び目標値の年度はそれぞれ2016年(平成28年)度、2027年度としているが、それ以外の年度の場合は( )内に表記している。





### 第3節 戦略の普及・啓発

本戦略を県民等に広く普及・啓発するため、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」などと連携しながら、以下のような取組を実施・検討します。

#### 実施する事項

項目	内容
概要版の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民等にも分かりやすく編集した概要版の作成</li> <li>本書や概要版の県庁、博物館、県関連施設、図書館等への配布・配架、ホームページでの公開</li> </ul>
講演会やタウンミーティングの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民等に生物多様性についての啓発を行うための講演会やタウンミーティング、市町との情報交換会等の実施</li> </ul>
環境イベントを活用した普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境学習フェスティバル」等の環境イベントの活用により、県内の既存施設（公共施設、博物館、教育施設等）を会場とした生物多様性に関する展示・体験講座・イベントの企画</li> </ul>
生物多様性を分かりやすく解説した資料の作成・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性について分かりやすく解説した資料の作成、ホームページ等での公開</li> <li>総合的な学習の時間や探求活動に活用しやすい課題や解決策検討のための資料の提供</li> <li>作成資料等を活用した、子ども・保護者を含めた生物多様性に関する環境教育の推進</li> </ul>

## 資料編



## 資料 1 今守りたい大切な自然

## ■今守りたい大切な自然とは

2004年（平成16年）3月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、絶滅の可能性のある種の選定を主な目的としています。それらの対象種を取り巻く自然環境は、高度経済成長とともに大きく変化し、生息・生育環境が悪化してきています。絶滅の危惧される種を保護・保全するためには、絶滅危惧種の個体を保護するのみならず、それらが生息・生育する環境自体を保全することが不可欠です。

これらのことから「今守りたい大切な自然」として重要生息・生育地を公表しました。

「今守りたい大切な自然」は、県内352箇所の候補地から選ばれた緊急に保護、保全が必要で、特徴的な生態系をもつ生息・生育地です。

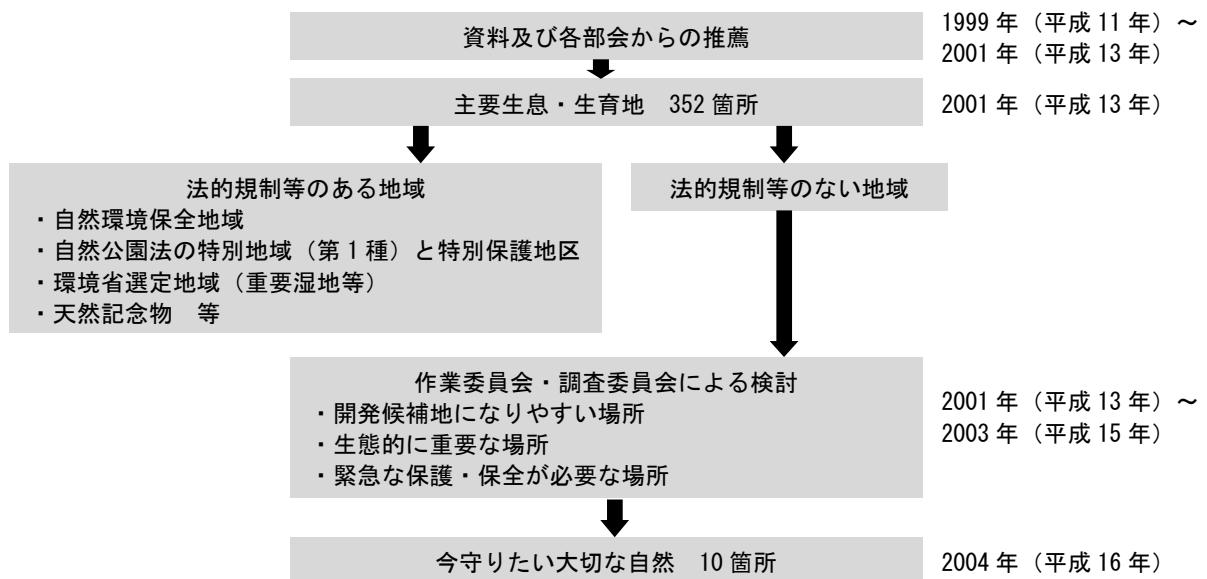
## ■選定経過

選定に当たっては、県内において主要な生息・生育地を特定植物群落や天然記念物等の資料から抽出し、それに自然環境調査委員会各分類群専門部会から推薦のあった場所を加えた合計352箇所がベースとなっています。

これらの場所から以下の選定基準によって最終候補地を絞り込みました。

①開発候補地になりやすい場所    ②生態的に重要な場所    ③法的規制等のない地域

その後、最終候補地については、作業委員会の視察、各専門部会の現地調査を実施し、その候補地が「今守りたい大切な自然」としての価値を有していない場合、対象から外し、「今守りたい大切な自然」の対象地域を決定しました。



今守りたい大切な自然の選定手順

## ■選定された今守りたい大切な自然（10箇所）

「今守りたい大切な自然」として選定されたのは、以下の10箇所であり、そのうち4箇所が河川河口、5箇所が湿地、その他が1箇所です（詳しくはP89を参照）。これらの選定地に対しては、2002～2003年（平成14～15年）にかけて現地調査を実施しました。

「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。

選定地一覧

選定地名	市町名	特徴
①逆川湿地と周辺の自然林	伊豆市	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士箱根伊豆国立公園内に分布</li> <li>湿地は下層部の堆積物から約3,000年が経過していると推定</li> <li>西伊豆には稀な湿地の生物相（ミズゴケ類、昆虫類ほか）</li> <li>湿地周囲の落葉広葉樹の天然林</li> </ul>
②浮島沼の湿地	富士市、沼津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛鷹山と駿河湾の間に形成された典型的なラグーン（潟湖）</li> <li>湿地の生物相（鳥類、魚類、両生類、昆虫類、貝類ほか）</li> </ul>
③朝霧高原の草原	富士宮市	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山西北麓に広がる緩傾斜地（基盤は富士山からの溶岩と火山灰）</li> <li>富士山西北麓の広大な草原</li> <li>草原の生物相（哺乳類、鳥類、昆虫類ほか）</li> </ul>
④藪田川とその周辺	藤枝市	<ul style="list-style-type: none"> <li>湿地や小川に生息する湿地固有の生物相（カワバタモロコの分布の東限）</li> </ul>
⑤大井川河口付近	焼津市、吉田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>急流河川河口部の生物相（河原の植物、ハゼ科魚類等の溯上経路等）</li> </ul>
⑥太田川河口付近の干潟と海浜	磐田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内屈指の良好な干潟</li> <li>海浜の生物相（ハマボウ、鳥類、魚類ほか）</li> <li>渡り鳥の中継地</li> </ul>
⑦磐田市大池	磐田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠州灘から直線距離で5km程離れた場所にある珍しい内陸干潟</li> <li>池・干潟の多様な生物相（鳥類、魚類、昆虫類ほか）</li> <li>渡り鳥の中継地</li> </ul>
⑧天竜川河口と周辺の湿地	磐田市、浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>河口と周辺湿地に見られる遠州灘海浜の原風景</li> <li>河口および湿地の多様な生物相（クロマツ林、湿生植物、鳥類、魚類、昆虫類ほか）</li> <li>渡り鳥の中継地</li> </ul>
⑨都田川河口とその周辺	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>鷹ノ巣山系を源とする自然性の高い河川</li> <li>下流域のヨシ原と周辺の希少な生物相（鳥類、魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類ほか）</li> </ul>
⑩雨生山の蛇紋岩地	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨生山頂上付近から南斜面にかけて広がる湿地帯</li> <li>超塩基性岩の蛇紋岩地を基盤とする湿地の生物相（湿生植物、昆虫類ほか）</li> </ul>

【資料：まもりたい静岡県の野生生物-静岡県レッドデータブック（静岡県、2004年（平成16年））より作成】

## 今守りたい大切な自然及び候補地一覧(1)

番号	候補地	市町名	番号	候補地	市町名
《今守りたい大切な自然》			67	かんのんいがいが根	伊東市
1	逆川(さかさかわ)湿地と周辺の自然林	伊豆市	68	伊東大川上流域	伊東市
2	浮島沼(うきしまぬま)の湿地	富士市・沼津市	69	一碧湖(いっぺきこ)	伊東市
3	朝霧(あさぎり)高原の草原	富士宮市	70	宇佐美(うさみ)海岸	伊東市
4	藪田川(やぶたがわ)とその周辺	藤枝市	71	奥野ダム	伊東市
5	大井川河口付近	焼津市・吉田町	72	非公表	伊東市
6	太田川河口付近の干潟と海浜	磐田市	73	城ヶ崎(じょうがさき)	伊東市
7	磐田市大池(おおいけ)	磐田市	74	赤沢三島神社の社叢	伊東市
8	天竜川河口と周辺の湿地	磐田市・浜松市	75	天照皇太(てんしょうこうたい)神社社叢	伊東市
9	都田川(みやこだがわ)河口とその周辺	浜松市	76	天城高原	伊東市
10	雨生山(うらぎさん)の蛇紋岩地	浜松市	77	八幡野来宮(きのみや)神社の社叢	伊東市
《今守りたい大切な自然の候補地》			78	浮山(うきやま)	伊東市
11	マーガレットライン沿い	南伊豆町	79	矢筈山(やはずやま)山頂部	伊東市
12	奥石廊(おくいろう)	南伊豆町	80	伊豆山(いずさん)神社の社叢	熱海市
13	子浦(こうら)	南伊豆町	81	下多賀(しもたが)神社社叢	熱海市
14	蛇石(じゃいし)火口	南伊豆町	82	今宮神社社叢	熱海市
15	青野川(あおのがわ)河口	南伊豆町	83	初島の陸産貝類	熱海市
16	石廊崎(いろうざき)西方の草原植生	南伊豆町	84	伊野御胎内(いんのおたいない)	御殿場市
17	大根島(おおねじま)と対岸一帯	南伊豆町	85	自衛隊演習場	御殿場市
18	波勝崎(はがちざき)周辺	南伊豆町	86	二の岡神社の社叢	御殿場市
19	岩地(いわち)	松崎町	87	表富士五合目	御殿場市
20	巨鯛島(こだいじま)	松崎町	88	三国山(みくにやま)山頂	小山町
21	国柱木(くにはしらみこと)神社樟樹群	松崎町	89	須走(すばしり)口二合目	小山町
22	長九郎山(ちょうくろうやま)	松崎町	90	須走浅間神社の社叢	小山町
23	道部(みちぶ)	松崎町	91	大洞山(おおぼらやま)	小山町
24	白川八瀬沢(しらかわやせざわ)	西伊豆町	92	富士山東麓	小山町
25	一色(いしき)	西伊豆町	93	明神峠(みょうじんとうげ)	小山町
26	大沢里(おおそうり)大滝のシダ群落	西伊豆町	94	下和田杉学術参考保護林	裾野市
27	白川学術参考保護林	西伊豆町	95	黒岳(くろだけ)山頂	裾野市
28	安良里(あらし)浦守(く)にたまみこと神社	西伊豆町	96	山伏峠(やぶしとうげ)	裾野市
29	茨ノ木	西伊豆町	97	十里木(じゅうりぎ)の草原	裾野市
30	赤山芝山	西伊豆町	98	須山浅間神社スギ林	裾野市
31	大久須川(おおぐすがわ)日陰平	西伊豆町	99	浅黄塚(あさぎづか)ヒノキ学術参考保護林	裾野市
32	吉佐美(きさみ)	下田市	100	東白塚(ひがしうづか)	裾野市
33	神子元島(みこもとじま)	下田市	101	頼朝の井戸の森	裾野市
34	須原(すはら)地区	下田市	102	三島市立公園楽寿園(らくじゅえん)	三島市
35	爪木崎(つめぎざき)	下田市	103	三島大社の社叢	三島市
36	田牛(とうじ)	下田市	104	神明(しんめい)神社社叢	三島市
37	白浜(しらはま)神社	下田市	105	北沢湿地	三島市
38	蓮台寺(れんだいじ)温泉	下田市	106	柿田川	清水町
39	河津大滝(かわづおおだる)	河津町	107	久連(くづら)神社	沼津市
40	寒天モミ・落葉広葉樹学術参考保護林	河津町	108	沼川支流井出大川源流部	沼津市
41	見高川(みたかがわ)	河津町	109	沼津御用邸記念公園	沼津市
42	見高(みたか)浜弁天島	河津町	110	西浦(にしうら)海岸	沼津市
43	宗太郎人工杉学術参考保護林	河津町	111	千本松原	沼津市
44	谷津南林寺	河津町	112	大瀬崎(おせざき)	沼津市
45	シラスタの池の植物群落	東伊豆町	113	淡島(あわしま)	沼津市
46	稲取(いなとり)	東伊豆町	114	爪島	沼津市
47	桐山人工杉学術参考保護林	伊豆市	115	門池(かどいけ)	沼津市
48	狩野川支流持越川(もちしがわ)源流部	伊豆市	116	鷲頭(わしづ)山	沼津市
49	浄蓮学術参考保護林	伊豆市	117	愛鷹(あしたか)山	沼津市・富士市等
50	仁科峠北方の湿地	伊豆市	118	桑崎(かざき)神社	富士市
51	天城山(あまぎさん)	伊豆市	119	須津川(すどがわ)上流	富士市
52	猫越(ねっこ)檜山(かしやま)学術参考保護林	伊豆市	120	富士市丸火(まるび)公園	富士市
53	カワゴ平	伊豆市	121	富士川下流域～中流域	富士市
54	万三郎(ばんざぶろう)	伊豆市	122	富士川河口	富士市・蒲原町
55	狩野川大橋付近	伊豆市	123	猪の頭(いのがしら)	富士宮市
56	修善寺の社寺林	伊豆市	124	天子(てんし)岳山頂	富士宮市
57	修善寺桂川	伊豆市	125	田貫湖(たぬきこ)	富士宮市
58	土肥(とい)神社の社叢	伊豆市	126	白糸滝	富士宮市
59	御浜崎(みはまざき)	沼津市	127	表富士高鉢(たかばち)山	富士宮市
60	明神池(みょうじんいけ)	沼津市	128	表富士三合目	富士宮市
61	守山雑木林	伊豆の国市	129	富士山西麓	富士宮市
62	大沢池	伊豆の国市	130	富士山南西斜面	富士宮市
63	大見川支流年川(としがわ)上流部	伊豆の国市	131	本門寺(ほんもんじ)の社叢	富士宮市
64	松毛川(まつげがわ)及び三ヶ月湖	三島市・沼津市	132	毛無山(けなしやま)山頂	富士宮市
65	丹那(たんな)盆地	函南町	133	六番学術参考保護林	富士宮市
66	函南山	函南町	134	麓(ふもと)	富士宮市



## 今守りたい大切な自然及び候補地一覧(2)

番号	候補地	市町名	番号	候補地	市町名
135	埴塚(とやつか)学術参考保護林	富士宮市	208	湯日(ゆい)〜切	島田市
136	向田(むかいだ)西方	富士宮市	209	飯淵川(はぶちがわ)(土合川(どあいがわ))(清水川)	焼津市
137	桜峠	富士宮市	210	下泉(しもいずみ)	川根本町
138	大田和(おおだわ)	富士宮市	211	久野(くの)	川根本町
139	富士川支流稲子川(いなこがわ)支流西沢	富士宮市	212	大札山(おおふだやま)	川根本町
140	神沢川(かみざわがわ)河口	静岡市	213	蕎麦粒山(そばつぶやま)	川根本町
141	興津川河口	静岡市	214	寸又峡(すまたきょう)	川根本町
142	興津川上流	静岡市	215	寸又峡上流柴沢	川根本町
143	黒川流域	静岡市	216	接岨峡(せつそきょう)	川根本町
144	三保の松原	静岡市	217	千石平(せんごくだいら)	川根本町
145	清見寺(せいけんじ)	静岡市	218	大井川源流部	川根本町
146	袖師(そでし)神明宮(しんめいぐう)の社叢	静岡市	219	大無間山(だいむげんざん)	川根本町
147	波多打川(はたうちがわ)河口	静岡市	220	田代	川根本町
148	イザルヶ岳北斜面	静岡市	221	梅地(うめじ)	川根本町
149	安倍川・丸子川河口とその付近	静岡市	222	幡住(はたすみ)	川根本町
150	安倍川支流黒沢上中流域	静岡市	223	不動岳	川根本町
151	安倍川支流三河内川	静岡市	224	大代(おおじろ)学術参考保護林	島田市
152	安倍川支流中河内川仙俣川(せんまたがわ)	静岡市	225	牧之原公園斜面	島田市
153	安倍川支流油山川(ゆやまがわ)下流域	静岡市	226	巖室(いわむろ)神社の社叢	島田市
154	安倍川支流薬科川中流域	静岡市	227	笹間渡(ささまど)	島田市
155	安倍大滝	静岡市	228	抜里(ぬくり)	島田市
156	安倍峠付近	静岡市	229	堀之内	島田市
157	井川西山沢水源	静岡市	230	野守(のまの)の池	島田市
158	塩見岳	静岡市	231	勝間田(かつまた)山	牧之原市
159	横山〜八重沢	静岡市	232	阿波波(あわわ)神社の社叢	掛川市
160	久能山(くのうざん)	静岡市	233	粟ヶ岳(あわがたけ)	掛川市
161	熊の平	静岡市	234	堤ヶ谷(つづみがや)池	菊川市
162	鯨ヶ池(くじらがいけ)	静岡市	235	須々木(すすき)海岸砂丘	牧之原市
163	県民の森(井川峠含む)	静岡市	236	男神山(おかみやま)、女神山(めかみやま)	牧之原市
164	光岳(てかりだけ)	静岡市	237	地頭方(じとうがた)のシラン群落	牧之原市
165	荒川小屋	静岡市	238	萩間川(はぎまがわ)源流部	牧之原市
166	黒部沢上流域	静岡市	239	イスノキ群生林	御前崎市
167	三伏(さんぶく)峠	静岡市	240	御前崎	御前崎市
168	山伏(やんぶし)岳	静岡市	241	上岬(うえみさき)西方	御前崎市
169	舟渡(ふなわたり)池	静岡市	242	白羽(しろわ)海岸砂丘	御前崎市
170	小赤石(こあかいし)尾根	静岡市	243	遠州灘砂丘内(の)の後背(こうはい)湿地	御前崎市
171	上河内(かみこうち)岳	静岡市	244	桜ヶ池(さくらがいけ)	御前崎市
172	聖平(ひじりだいら)	静岡市	245	菊川河口部〜下流域	掛川市
173	誓願寺(せいかんじ)	静岡市	246	菊川支流牛淵(うしぶち)川下流域	掛川市
174	赤石(あかいし)岳	静岡市	247	兼政池(かねまさいけ)	掛川市
175	千枚岳	静岡市	248	小笠山	掛川市
176	千枚小屋	静岡市	249	田ヶ池(たがいけ)	掛川市
177	大井川源流部(間(あい)の岳、農鳥(のうとり)岳)	静岡市	250	可睡齋(かすいさい)とその付近の湿原	袋井市
178	大川	静岡市	251	油山寺(ゆざんじ)天狗谷	袋井市
179	大谷崩(おおやくずれ)	静岡市	252	小笠山(法多山(はったさん)含む)	袋井市等
180	大門沢(だいもんざわ)出会	静岡市	253	海岸植生	掛川市
181	大籠(おおかご)岳	静岡市	254	アキザキヤツシロラン群生地	磐田市
182	地蔵峠	静岡市	255	桶ヶ谷沼(おけがやぬま)・鶴ヶ池	磐田市
183	茶臼岳(ちやうすだけ)	静岡市	256	見付天神(みつけてんじん)の森・つつじ公園	磐田市
184	中平(なかひら)	静岡市	257	太田川支流今之浦川支流古川	磐田市
185	長熊	静岡市	258	天竜川中下流部左岸三十三番池	磐田市
186	東俣広河原	静岡市	259	太田川下流域	磐田市
187	巴川支流吉田川及び支流	静岡市	260	梅山八幡(はちまん)神社の森	袋井市
188	百間平(ひゃっけんだいら)	静岡市	261	上気賀(かみきが)のシイ林	磐田市
189	福養(ふくよう)の滝	静岡市	262	天竜川中州	磐田市
190	北荒川岳	静岡市	263	砂利穴池(じやりあないけ)	磐田市
191	麻機遊水地周辺	静岡市	264	一雲済川(いちうんさいがわ)	磐田市
192	門屋(かどや)	静岡市	265	壱貫地(いつかんじ)	磐田市
193	有東木(うとうぎ)沢上流部	静岡市	266	栗下	磐田市
194	用宗(もちむね)	静岡市	267	獅子ヶ鼻(しがはな)公園の植物群落	磐田市
195	竜爪(りゅうそう)山	静岡市	268	小国(おくに)神社の社叢	森町
196	薬科川(わらしながわ)下流部右岸支流	静岡市	269	大日山(だいにちさん)	森町
197	薬科川下流部右岸支流小瀬戸川	静岡市	270	大門(だいもん)	森町
198	樺島(さわらじま)	静岡市	271	阿多古川(あたごがわ)中流域下部	浜松市
199	廻沢(めぐりさわ)	藤枝市	272	船明(ふなぎら)ダム	浜松市
200	瀬戸川支流朝比奈川(あさひながわ)中流右岸	藤枝市	273	渡ヶ島(わたがしま)諏訪神社の社叢	浜松市
201	高草山(たかくさやま)	焼津市	274	コガネ沢	浜松市
202	浜当目(はまどうめ)〜大崩(おおくずれ)海岸	焼津市	275	岩岳山(いわたけやま)・竜馬(りゅうま)ヶ岳(たけ)(京丸含む)	浜松市
203	岡田山飽波(おかでやまあくなみ)神社の社叢	藤枝市	276	気田川(けたがわ)	浜松市
204	若一王子(わかいちおうじ)神社社叢	藤枝市	277	秋葉(あきは)山頂	浜松市
205	瀬戸川支流滝沢川	藤枝市	278	新宮池(しんぐういけ)	浜松市
206	蓮華寺池(れんげじいけ)	藤枝市	279	川上(かわかみ)の冷温帯性	浜松市
207	千葉山(ちばさん)	島田市	280	郷島(ごうじま)	浜松市

## 今守りたい大切な自然及び候補地一覧(3)

番号	候補地	市町名
281	アカヤシオ群生地	浜松市
282	ホソバシヤクナゲ群落	浜松市
283	下平山(しもひらやま)	浜松市
284	箒木山(ほうきやま)	浜松市
285	シライワ沢	浜松市
286	ヒョー越(ごし)	浜松市
287	灰の沢～水窪(みさくぼ)ダム	浜松市
288	気田川(けたがわ)支流杉川上流域	浜松市
289	気田川上流域	浜松市
290	熊伏(くまぶし)山	浜松市
291	五丁坂頭(ごちょうざかとう)山	浜松市
292	山王峽(さんのうきょう)	浜松市
293	山住(やまずみ)神社	浜松市
294	常光寺(じょうこうじ)山	浜松市
295	新田(しんでん)付近	浜松市
296	水窪川本流及び戸中川(とちゅうがわ)上流域	浜松市
297	草木(くさぎ)	浜松市
298	山ノ尾根山	浜松市
299	朝日山	浜松市
300	白倉川(しろくらがわ)	浜松市
301	門桁山(かどけたやま)	浜松市
302	野島の森	浜松市
303	竜頭山(りゅうとうざん)	浜松市
304	浦川	浜松市
305	佐久間(さくま)ダム	浜松市
306	神妻(かづま)のシダ植物	浜松市
307	大洞山(おおほらやま)のシダ植物	浜松市
308	佐鳴湖(さなるこ)	浜松市
309	四ツ池公園	浜松市
310	大草山(おおくさやま)	浜松市
311	中田島砂丘	浜松市
312	馬込川(まごめがわ)河口とその付近	浜松市
313	浜松篠原海岸	浜松市
314	富塚	浜松市
315	遠州灘海岸	浜松市等
316	県立森林公園	浜松市
317	御陣屋川(ごじんやがわ)の群落	浜松市
318	高根金比羅神社のシイ林と林下植物	浜松市
319	中瀬(なかぜ)	浜松市
320	奥山方広寺(ほうこうじ)の寺叢	浜松市
321	観音山学術参考保護林	浜松市
322	四方浄(しほうじょう)	浜松市
323	渋川	浜松市
324	城山～浅間山の植物	浜松市
325	中代(なかしろ)峠付近の植物	浜松市
326	都田川支流井伊谷川中流域下部	浜松市
327	都田川支流瀬淵川上流田代川	浜松市
328	都田川本流瀬淵川合流点	浜松市
329	東久留米木(ひがしくるめき)新田	浜松市
330	鳶ノ巣山(とびのすやま)南谷の植物	浜松市
331	霧山雑木林	浜松市
332	霧山天池(あまいけ)	浜松市
333	富幕山(とんまくやま)の植物群落	浜松市
334	タシロラン等	浜松市
335	都田川下流域上部	浜松市
336	都田川支流井伊谷川下流域上部	浜松市
337	西神田川(にしじんでんがわ)中流部右岸湿地	浜松市
338	石灰岩地の陸産貝類	浜松市
339	中山(なかやま)峠の樹林	浜松市
340	猪鼻湖(いののはなこ)	浜松市
341	本坂(ほんさか)峠の照葉樹林	浜松市
342	浜名湖	浜松市
343	トキワマンサク北限群生地	湖西市
344	マンサク南限群生地	湖西市
345	笠子川(かさごがわ)支流坊瀬川(ぼうせがわ)源流～中流域	湖西市
346	湖西地方の湿地	湖西市
347	松見ヶ浦(まつみがうら)	湖西市
348	多米(ため)峠の照葉樹林	湖西市
349	大知波(おおちば)一本杉奥の溪側	湖西市
350	入出太田川(いりでおおたがわ)中流部右岸湿地	湖西市
351	梅田の池周辺と嵩山(すやま)	湖西市
352	吹上	浜松市

## 資料 2 策定の経緯

### ■ 2015 年度（平成 27 年度）

2015 年（平成 27 年）			
5 月	30 日	生物多様性地域戦略策定特別講演会	◇講演「静岡県で生物多様性を考える」（静岡県レッドデータブック改訂監修委員 岩槻邦男氏） ◇会場：県男女共同参画センターあざれあ（静岡市）
12 月	25 日	平成 27 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇策定方針（案）について ◇今後の進め方について
	25 日	平成 27 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議	◇策定方針（案）について ◇今後の進め方について
2016 年（平成 28 年）			
3 月	—	平成 27 年度第 2 回静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇基本構想（案）について
	22 日	平成 27 年度第 2 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇基本構想（案）について

### ■ 2016 年度（平成 28 年度）

2016 年（平成 28 年）			
6 月	4 日	静岡県生物多様性地域戦略タウンミーティング（東部）	◇地域戦略の概要説明、意見交換、自由参加型ブレインストーミング（参加者 27 名） ◇会場：沼津市立図書館（沼津市）
	7 日	平成 28 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議	◇策定方針について ◇基本構想（案）について
	15 日	平成 28 年度県政世論調査（15 日～28 日）	◇設問：「生物多様性」という言葉や意味の認識、生物多様性の保全に必要な取組、保全に配慮したライフスタイル ◇県民 4,000 人対象、有効回答数 2,180 人、有効回答率 54.5%
	21 日	静岡県生物多様性地域戦略タウンミーティング（西部）	◇地域戦略の概要説明、意見交換、自由参加型ブレインストーミング（参加者 16 名） ◇会場：浜松市市民協働センター（浜松市）
	25 日	静岡県生物多様性地域戦略タウンミーティング（中部）	◇地域戦略の概要説明、意見交換、自由参加型ブレインストーミング（参加者 72 名） ◇会場：アイセル 21（静岡市）
7 月	1 日	平成 28 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇基本構想（案）の検討
12 月	2 日	平成 28 年度環境保全セミナー（静岡県環境アセスメント協会・静岡県環境保全協会・静岡県共同開催）	◇講演「静岡県の生物多様性保全の取り組み」（静岡県くらし・環境部環境局自然保護課） ◇講演「生物多様性を巡る事業者の取り組み」（三井住友信託銀行 経営企画部 CSR 推進室 審議役/経団連自然保護協議会 企画部会長 石原博氏） ◇会場：ペガサート（静岡市）
	—	静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇意見照会
	22 日	平成 28 年度第 2 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇静岡県生物多様性地域戦略（案）（第 1 章～第 5 章）の検討
2017 年（平成 29 年）			
2 月	—	静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇意見照会
3 月	22 日	平成 28 年度第 3 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇静岡県生物多様性地域戦略（案）の検討

## ■ 2017 年度（平成 29 年度）

2017 年（平成 29 年）		
6 月 14 日	平成 29 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議	◇静岡県生物多様性地域戦略（案）の検討
7 月 11 日	平成 29 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇ふじのくに生物多様性地域戦略（案）の検討
9 月	静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇意見照会
10 月 11 日	平成 29 年度第 2 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇ふじのくに生物多様性地域戦略（案）の検討
11 月 17 日	パブリックコメント	◇11 月 17 日～12 月 13 日（意見提出 8 人）
12 月	静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇意見照会
2018 年（平成 30 年）		
2 月 9 日	平成 29 年度第 3 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇ふじのくに生物多様性地域戦略（案）の検討等
3 月	策定	

## ■ 2018 年度（平成 30 年度）～2021 年度（令和 3 年度）

2019 年（平成 31 年）		
3 月 19 日	ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議	◇評価の進め方の意見交換
2020 年（令和 2 年）		
1 月 14 日	令和元年度ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議	◇平成 30 年度実績評価
3 月 13 日	ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議	◇対応状況照会
2021 年（令和 3 年）		
2 月	令和 2 年度ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（文書）	◇令和元年度実績評価
3 月	ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇対応状況照会
9 月	令和 3 年度ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（文書）	◇令和 2 年度実績評価
10 月	ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇対応状況照会

## ■ 2022 年度（令和 4 年度）

2022 年（令和 4 年）		
8 月	令和 4 年度第 1 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（文書）	◇令和 3 年度実績評価
9 月	令和 4 年度第 1 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇対応状況照会
	ふじのくに生物多様性地域戦略の中間見直しに係る関係者ヒアリング	◇地域戦略の概要説明、地域の実態や取組について意見交換
10 月 13 日	令和 4 年度第 2 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議	◇中間見直し
	令和 4 年度第 2 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇意見照会
12 月 21 日	令和 4 年度第 3 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議	◇中間見直し
	令和 4 年度第 3 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇意見照会
2023 年（令和 5 年）		
2 月	パブリックコメント	●月●日～●月●日（意見提出●人）
	令和 4 年度第 3 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇意見照会
3 月	一部改訂	



## 資料3 委員名簿

## ■ 静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会 (50音順、敬称略)

(平成27年12月9日～平成30年3月31日)

氏名	所属	備考
石井 潔*	公益社団法人 ふじのくに・地域大学コンソーシアム 理事長	
石原 博	三井住友信託銀行経営企画部 CSR 推進室審議役、経団連自然保護協議会企画部会長	
板井 隆彦	静岡県自然環境保護調査委員会 委員長	副会長
岩槻 邦男	東京大学 名誉教授	会長
岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム 准教授	
小南 陽亮	静岡大学教育学部 教授	
佐野 裕二	富士通株式会社沼津工場 総務部	
重岡 廣男	谷津山再生協議会 顧問	
中村 範子	静岡県生活協同組合連合会 常務理事	
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	
水谷 洋一	静岡大学地域創造学環 教授	
三宅 隆	NPO 法人 静岡県自然史博物館ネットワーク 副理事長	
宮崎 孝昭	静岡県経済農業協同組合連合会 農業振興課長	
山本 哲	NPO 法人 せんがまち棚田倶楽部 理事長	

\*2015～2016年(平成27～28年)度は伊東幸宏委員が在任。

## ■ ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議 (50音順、敬称略) (平成30年4月1日～)

氏名	所属	備考
板井 隆彦	静岡淡水魚研究会 会長	副会長
岩槻 邦男	東京大学 名誉教授	会長
岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授	
小南 陽亮	静岡大学教育学部 教授	
得居 雷太*1	富士通株式会社 沼津工場長	
重岡 廣男	谷津山再生協議会 顧問	
中村 範子	静岡県生活協同組合連合会 常務理事	
日詰 一幸*2	(公社) ふじのくに・地域大学コンソーシアム理事長	
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	
水谷 洋一	静岡大学人文社会科学部 教授	
三宅 隆	NPO 法人 静岡県自然史博物館ネットワーク 副理事長	
山田 景寛*3	JA 静岡経済連 生産資材部生産振興開発課長	
山本 哲	NPO 法人 せんがまち棚田倶楽部 理事長	

\*1 2018～2019年(平成30～令和元年)度は佐野裕二委員が在任。

2020～2021年(令和2～令和3年)度は白鳥修委員が在任。

\*2 2018～2021年(平成30～令和2年)度は石井潔委員が在任。

\*3 2018～2019年(平成30～令和元年)度は鈴木浩之委員が在任。

2020～2021年(令和2～令和3年)度は中野信明委員が在任。

## 資料 4 用語解説

### あ行

#### ■磯焼け(P71, 72, 82, 140, 144)

沿岸の岩礁(磯)に生育するカジメ・サガラメ・テングサ等の藻場が衰退し、焼け跡のような状態になる現象。その原因として、海流の変化による水温の上昇や、海藻の生育に必要な栄養塩の不足、石灰藻等他の海藻の繁茂、魚類やウニ等の藻食性生物による食害があげられている。磯焼けにより、アワビ等の磯の生物が減少し、漁業に打撃を与える。

#### ■遺伝的攪乱

(P32, 37, 41, 43, 44, 69, 73, 86, 97, 106, 108, 128, 149)

交配可能な種や亜種、同じ種であっても他の地域の個体群や遺伝子組み換え作物等、異なる遺伝子情報を持つ個体群が人によって持ち込まれて在来の地域個体群と交雑することにより起きる、地域個体群の遺伝子組成の攪乱のこと。人によって持ち込まれた個体群との交雑が起きると、結果としてその群に独特な遺伝子情報の消失や単一化等の遺伝子汚染が生じ、生物多様性の一つである種および種内の遺伝的多様性が損なわれるおそれがある。

#### ■今守りたい大切な自然

(P1, 78, 89, 98, 101, 142, 152, 165, 166, 167, 168, 169)

2004年(平成16年)3月に発行された「静岡県レッドデータブック」に示された重要生息・生育地。開発候補地となりやすい場所や生態的に重要な場所、法的規制等のない地域等の選定基準から、県内10か所が選ばれている。詳しくは資料編「資料1 今守りたい大切な自然」を参照。

#### ■エコアクション21(EA21)(P47, 111, 112)

中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が1996年(平成8年)に環境マネジメントシステムとして策定した。2004年(平成16年)より「エコアクション21認証・登録制度」が開始され、一般社団法人持続性推進機構がエコアクション21に取り組む事業者を認証・登録している。

### か行

#### ■外来生物

(P10, 12, 30, 31, 32, 33, 41, 44, 56, 63, 67, 68, 69, 71, 80, 81, 82, 87, 97, 106, 107, 120, 132, 143, 144, 147, 151, 154)

もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動等の人間活動を介して意図的・非意図的に持ち込まれた生物のこと。国内の移動でも、もともと住んでいなかった地域に導入されたものは外来生物であり、「国内外来生物」と呼ばれる。

#### ■外来生物法(P106, 107, 144)

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、2005年(平成17年)6月より施行されている。海外からの外来生物(主として明治以後に外国から入ってきた外来生物に焦点を当てている)による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入等を禁止するとともに、国等による防除措置等を定め、違反者には重い罰則もある。

#### ■下層植生(P59, 62, 84)

森林において高木層等林冠を構成する上層植生に対し、森林内に生育する低木層や草本層等の植生のこと。下層植生が豊かであると構成する植物が豊富になるだけでなく、それを利用する動物が増加する等森林生態系の多様性に大きく寄与する。

#### ■環境保全型農業(P93, 129)

農薬、化学肥料等の使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

#### ■汽水湖(P78)

水質による湖沼の分類の一つで、淡水に海水が入り込んでいる湖のこと。

#### ■漁獲可能量(TAC)制度(P140)

魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。「TAC」とは、Total Allowable Catch(漁獲可能量)の略。

#### ■グリーンインフラ(P91)

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。二酸化炭素の吸収源対策、自然災害の頻発・激甚化への対応など、多面的な地域課題の解決を図る観点からグリーンインフラの推進が期待されている。

#### ■国際自然保護連合(IUCN)(P8, 9, 87, 88)

1948年(昭和23年)に世界的な協力関係のもと設立された、国家、政府機関、非政府機関で構成される国際的な自然保護ネットワーク。IUCNはInternational Union for Conservation of Natureの略で、自然保護に関する世界最大のネットワークでもある。

#### ■国立公園(P75, 76)

自然公園法に基づく国立公園に準ずる優れた自然の風景地。都道府県知事の申し出により環境大臣が指定し、県が管理する。特別地域では、指定された野生生物種の捕獲や採取が禁止されているほか、工作物の新築、木竹の伐採等の行為が制限される。

#### ■国立公園(P75, 76, 77, 79, 143, 146, 148, 166)

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地の保護および利用、生物多様性の確保を目的として、特にわが国を代表する火山景観、山岳景観、海岸景観等の傑出した地域で、国により指定されるもの。

### さ行

#### ■里地里山

(P1, 10, 12, 20, 33, 37, 44, 45, 52, 58, 59, 60, 61, 67, 79, 82, 84, 90, 92, 93, 97, 109, 120, 128, 129, 143)

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている二次的自然。近年、過疎化や開発が進み、質の低下や消失が見られる。このため、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

### ■サンドバイパスシステム (P138)

港口付近に堆積する砂を固定設備により吸い上げ、パイプラインで侵食傾向の海岸へ継続的に輸送するシステム。

### ■静岡県環境基本計画 (P14, 17, 18, 96)

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、1997年(平成9年)3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、2011年(平成23年)3月に「第3次静岡県環境基本計画 環境の理想郷“ふじのくに”の創造～やすらぎと活力のある持続可能な社会の実現～」、2015年(平成27年度)に第3次計画改定版が策定された。

### ■静岡県環境基本条例 (P17)

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例で、1996年(平成8年)4月から施行されている。

### ■静岡県希少野生動植物保護条例 (P13, 14, 17, 39, 40, 103, 104, 163)

絶滅に瀕する野生動植物を保護するため、個体の取り扱いに関する規制及び生息地等の保護回復のための措置について必要な事項を定めた条例で、2011年(平成23年)4月1日から施行されている。また、同条例に基づき、希少野生動植物のうち特に保護が必要な種としてホテイラン等11種を、「指定希少野生動植物」に指定している。

### ■静岡県立自然公園条例・静岡県立自然公園 (P14, 75, 104, 150)

県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、1961年(昭和36年)11月1日から施行されている条例。特別地域では、知事が指定する動植物の捕獲や採取、工作物の新築、木竹の伐採等の行為が許可が必要な行為とされ、普通地域では知事への届出が必要である。

### ■自然環境保全法・自然環境保全地域 (P60, 75, 76, 124, 125, 126, 127, 131, 135, 136, 138, 161, 165)

国民が将来にわたって自然のめぐみを受けることができるように自然環境の保全に関する基本的事項を定めた法律。自然環境保全の理念や自然環境保全基礎調査等基本的事項についての規定のほか、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定や保護規制等を定めている。なお、自然環境保全地域は環境大臣が指定する自然環境保全の目的を達成させるための保全地域であり、特別地区、海中特別地区、普通地区に区分され、特別地区では工作物の新築や木竹の伐採等の行為は許可が必要な行為とされ、普通地区では知事への届出が必要となる。

### ■自然共生社会 (P17, 93, 96)

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然環境に調和したものとし、また、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然のめぐみを将来にわたって享受できる社会のこと。

### ■自然公園法・自然公園 (P14, 56, 75, 76, 124, 125, 126, 127, 131, 135, 136, 138, 161, 165)

すぐれた自然の風景地を保護し、自然に親しむ場としてその利用の増進を図るとともに、生物多様性の確保することを目的に指定している地域。自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、同法に基づく自然公園条例により都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類が指定されている。

### ■持続可能な開発目標 (SDGs) (P14, 15, 16, 47, 100, 112)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、2015年(平成27年)9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針である。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

### ■<sup>しきくせい</sup>植生 (P18, 28, 29, 32, 33, 44, 58, 59, 71, 75, 80, 82, 83, 84, 85, 120, 124, 125, 143, 146, 147, 149)

地球上の陸地において、ある場所に生育している植物の集団をいう。地形や気候等の環境要因や、伐採や農耕等の人為的要因の影響を受ける一方、植生がこれらの環境要因を変化させることもある。

### ■<sup>しきくせいせんい</sup>植生遷移 (P63)

植生が年月を経て変化していくこと。単に遷移ともいう。裸地、草原、灌木林、陽樹林、陰樹林という流れが代表的である。最終的な樹林のことを極相林と呼び、これが成立するまでに通常200年以上を要するといわれる。

### ■人工林

(P5, 10, 45, 59, 60, 62, 63, 65, 66, 84, 93, 127, 146)

人が苗木(スギ・ヒノキ等)等を植栽して育てた森林をいう。

### ■水源かん養 (P5, 10, 63, 127, 143)

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水等の水源が枯渇しないようにする機能をいう。

### ■生態系被害防止外来種 (P41)

2010年(平成22年)の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来生物についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に掲載されている外来種。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。これに伴い、要注意外来生物のリストは廃止された。

### ■生物多様性基本法 (P14, 17)

わが国初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、2010年(平成20年)6月から施行されている。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求める等、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による「生物多様性国家戦略」の策定や、地方自治体による地域戦略策定等も定めている。

## ■生物多様性条約第10回締約国会議（COP10） （P14, 17, 93, 157）

2010年（平成22年）10月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の10回目となる締約国会議（COP）。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知目標」等が採択された。また、途上国への資金援助や、「SATOYAMA イニシアティブ」等生物多様性を守るための国際的な取組に関する様々な取り決めがなされた。

## ■世界遺産・世界文化遺産 （P1, 13, 14, 56, 57, 74, 78, 84, 146）

貴重な自然遺産や、過去人類が残してきた偉大な文化遺産等を、人類全体のための世界遺産として守り継承していくため、1972年（昭和47年）のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」に基づく世界遺産リストに登録された物件のこと。1975年（昭和50年）に発効した。世界遺産はその内容によって、自然遺産、文化遺産、複合遺産の3種類に判別されている。

## ■世界農業遺産（GIAHS） （P13, 14, 50, 53, 64, 65, 93, 119, 163）

正式には世界重要農業遺産システムという。伝統的な農業と、農業によって育まれ維持されてきた農地やため池・水利施設等の灌漑、技術、文化風習、風景、そしてそれを取り巻く生物多様性の保全を目的に、世界的に重要な地域を国連食糧農業機関（FAO）が認定するもの。

## た行

### ■多自然川づくり（P70, 134, 135）

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の生活や歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。以前は「多自然型川づくり」と呼ばれていた。

### ■<sup>ちきんちしょう</sup>地産地消（P129, 130）

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

### ■茶草場農法（P13, 14, 50, 53, 64, 119, 130, 163）

秋冬期に茶園周辺のススキやササ等の草を刈り、茶園に敷く伝統的な農法。本農法の主な実施区域である掛川市、菊川市、島田市、牧之原市及び川根本町の4市1町が推進協議会を設立し、県の支援・推薦のもと、認定申請を行った結果、2013年（平成25年）5月に世界農業遺産「静岡の茶草場農法」として認定された。

### ■鳥獣保護区（P75, 76, 109, 144, 146, 161）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

## ■天然記念物 （P6, 52, 71, 79, 81, 85, 89, 117, 153, 165）

文化財の種類の一つ。動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

## ■天然林（P30, 37, 49, 58, 59, 62, 67, 75, 79, 80, 81, 82, 143, 166）

森林の更新（種子や苗木の供給）や生育の過程においてほとんど人手が加わらず、自然状態で成立した、あるいはその過程にある森林を指す。用途や分野によって使われ方が異なる場合があるが、本書では人工林に対する用語として使用しており、伐採等の人手が加わらずに何代にもわたって自然に更新してきた原生林だけでなく、伐採等の人手が加わった後に自然に再生した天然生林等の二次林を包括したものとしている。

## ■特別保護地区（P76, 165）

自然公園の中で特に優れた自然景観や原始的な状態を保持している地区のことであり、特別地域をさらに区分けして指定されるもの。特別保護地区内では開発行為等が禁止される。

## ■特定外来生物 （P10, 41, 44, 80, 81, 87, 106, 107, 144, 151）

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウ等、動物ではアライグマ、クリハラリス、ウシガエル、カイツギガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモ、ヒアリ、アカミアリ等がある。

## ■特定植物群落（P89, 165）

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

## は行

### ■ピオトープ（P105, 122, 140）

語源はギリシャ語の生物（bios）と場所（topos）を示す造語。生物空間、生物生息空間と日本語にすることもある。

### ■ふじのくに森の町内会（P50, 115, 116, 127, 128）

森林と企業をつないで森本来の力を取り戻し、良質な木材を育てる豊かな森づくりを社会全体で支える仕組みのこと。「ふじのくに町内会の間伐に寄与する紙」は、従来の紙代の他に未利用木材を搬出する費用が含まれている。この紙を印刷物として使うことで、森林の間伐費用の不足分を補い、森林整備を促進する仕組みとなっている。

### ■文化財（P6, 52, 53, 117）

日本の文化財保護法第2条および文化財保護条例において規定されている「文化財」のこと。



## ■保存樹・保存樹林(P52)

都市計画区域内における樹形が優れている巨木や神社仏閣の樹林・屋敷林を保存するために、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」の規定に基づき、市町村長が指定する。

## や行

### ■ユネスコエコパーク

(P1, 13, 14, 56, 78, 85, 86, 125, 126, 148, 149)

正式名称は「生物圏保存地域(Biosphere Reserves: BR)」。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏(MAB:Man and the Biosphere)計画が認定し、推進する事業。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組である。

## ら行

### ■レッドデータブック

(P8, 9, 13, 14, 28, 30, 35, 36, 37, 38, 39, 78, 89, 103, 105, 108, 110, 152, 158, 165, 166)

絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト(レッドリスト)の掲載種についてとりまとめた情報。国際自然保護連合(IUCN)が1966年(昭和41年)に初めて発行した。日本では1991年(平成3年)に環境庁(現在の環境省)がレッドデータブックを作成し、2000年(平成12年)からはその改訂版が発行されている。本県では2004年(平成16年)に「まもりたい静岡県の野生生物一県レッドデータブックー動物編」及び「まもりたい静岡県の野生生物一県レッドデータブックー植物編」を発行した。静岡県自然環境調査委員会により編集された、静岡県における絶滅に瀕している野生動植物種を段階ごとに区分した「静岡県版レッドリスト」「今守りたい大切な自然」等が掲載されている。

### ■レッドリスト

(P8, 9, 13, 14, 36, 39, 83, 87, 88, 158)

絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリーについてとりまとめたリスト。国際自然保護連合(IUCN)が1966年(昭和41年)に初めて発表した。環境省では1991年(平成11年)にレッドリストを公表し、最新版は2017年(平成29年)に公表された「環境省レッドリスト2017」である。静岡県では2003年(平成15年)度に「静岡県版レッドリスト」を公表し、2017年(平成29年)にレッドリストが改定された。

### ■ロードキル(P51)

動物が道路上で車に轢かれる現象。轢死。

## わ行

### ■ワンド(P135)

河川の流れ沿いにある入り江や川の淀み、淵といった河川の本流とつながっているか、水が増えた時につながってしまうような水面のこと。様々な生物が生息する豊かな環境であることが認識され、その価値が評価されている。

## 英数

### ■COP10 (the 10th Conference of the Parties) (P14, 17, 93, 157)

2010年(平成22年)に名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議のこと。「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」の項を参照。

### ■CSR (Corporate Social Responsibility) (P16, 112, 128, 155, 159)

日本語では「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取組内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけではなく、環境保全活動や地域貢献等幅広い。

### ■ESD (Education for Sustainable Development) (P14, 123)

「持続可能な開発のための教育」を表す。環境教育をはじめ、エネルギー教育・防災教育・福祉教育・平和教育・人権教育等あらゆる分野の教育を含む概念である。

### ■GAP (Good Agricultural Practice) (P14, 129, 130)

GAP(農業生産工程管理)とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。

### ■IPM (Integrated Pest Management) (P129, 130)

病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)や粘着板(物理的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を軽減しつつ、病害虫の発生を抑制する総合的有害生物管理のこと。

### ■ISO14001 (International Organization for Standardization 14001) (P47, 111, 112)

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、①方針・計画(Plan)、②実施(Do)、③点検(Check)、④是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものである。

### ■PDCA (Plan Do Check Action) (P160)

業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(plan)、実行(do)、点検・評価(check)、見直し(action)という4段階の活動を繰り返すことにより、継続的にプロセスを改善していく手法。

### ■SATOYAMA イニシアティブ (Satoyama Initiative) (P93)

失われつつある二次的自然環境を改めて見直し、持続可能な形で保全・利用していくためにはどうすべきかを考え、行動しようという取組。日本政府と国連大学高等研究所がともに提唱し、2010年(平成22年)にCOP10で採択された。

## 資料 5 参考資料

※発行者、発行年、資料名、出版社について掲載していますが、ホームページ等の電子媒体やパンフレット、行政資料等で発行年や出版社のないもの等は記載を省略しています。

### 第1章 生物多様性地域戦略とは

#### 第1節 生物多様性とは

- ・環境省. 2006. 平成18年版こども環境白書.
- ・国連生物多様性の10年日本委員会. 「イキトモ」特別編 子供のための生物多様性.
- ・環境省自然環境局自然環境計画生物多様性地域戦略企画室. 2014. 生物多様性地域戦略策定の手引き（改訂版）.
- ・環境省. 2012. 生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～.
- ・環境省. 2016. COP10以降の成果と愛知目標.
- ・静岡県経済産業部管理局政策監（ホームページ）. 静岡自慢の逸品.
- ・経済産業省. 2016. 平成26年工業統計調査.
- ・静岡県経済産業部商工業局地域産業課. 2015. データでみる静岡県の地場産業.
- ・静岡県統計利用課. ふじのくにMyしずおか日本一.
- ・財団法人静岡総合研究機構. 木宮久・白土達夫・桑田真男. 2012. 静岡県製造業の現状と将来像～『しずおか型元気な中小製造業』が増殖するために～. SRI 2012.3 No.106. 静岡県立大学グローバル地域センター.
- ・志太榛原農林事務所（ホームページ）. 竹林・広葉樹林等再生整備.
- ・西部農林事務所（ホームページ）. 人工林再生整備.
- ・静岡県. 2015. 静岡県経済産業部茶生産指導指針.
- ・大橋広好ほか編. 2017. 改訂新版日本の野生植物4アオイ科～キョウチクトウ科. 平凡社.
- ・環境省. 2014. 平成26年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書.
- ・ノーマン・マイヤーズ. 林雄次郎訳. 1981. 沈みゆく箱舟. 岩波書店.
- ・国際自然保護連合（IUCN）（ホームページ）. 2017. IUCN Red List version 2017-3.
- ・環境省. 2017. 環境省レッドリスト2017.
- ・環境省. 2017. 環境省版海洋生物レッドリスト.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物－県レッドデータブック－＜普及版＞. 羽衣出版.
- ・静岡県. 2017. 静岡県版レッドリスト.
- ・環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室. 日本の生きものたち 私たちにできること.
- ・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）. 2014. 第5次評価報告書統合報告書.
- ・柿田川生態系研究会・三島次郎編. 竹門康弘. 2010. 柿田川の自然、湧水河川を科学する. ITSC 静岡学術出版事業部.

#### 第2節 ふじのくに生物多様性地域戦略とは

- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物－県レッドデータブック－＜動物編＞. 羽衣出版.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物－県レッドデータブック－＜植物編＞. 羽衣出版.
- ・静岡県希少野生動植物保護条例. 2011.
- ・外務省. 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省仮訳）.
- ・環境省. 2017. 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書.
- ・グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン. 2016. SDG Compass（SDGsの企業行動指針）.
- ・環境省. 2017. 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書. 日経印刷株式会社.
- ・環境省. 2010. 平成22年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書. 日経印刷株式会社.
- ・環境省. 2012. 豊かな自然共生社会の実現に向けて～生物多様性国家戦略2012-2020～.
- ・環境省. 2013. めぐみの星に生きる～生物多様性国家戦略2012-2020～.
- ・環境省. 2010. いのちはつながっている～生物多様性を考えよう～.
- ・国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）. 2011. 地球に生きる生命の条約～生物多様性条約～.

### 第2章 生物多様性の現状と課題

#### 第1節 生物多様性を育む県土

- ・静岡県（ホームページ）. 県の概要.
- ・国土交通省国土地理院ホームページ. 静岡県市区町村の役所・役場及び東西南北端点の経度緯度（世界測地系）.
- ・静岡県. 2015. しずおかの森林.
- ・総務省統計局. 1990～2015. 国勢調査.
- ・静岡県健康福祉部. 平成22年度高齢者福祉行政の基礎調査結果.
- ・国立社会保障・人口問題研究所. 2013. 都道府県別将来推計人口.
- ・国土交通省. 2011. 国土の長期展望・中間とりまとめ.

- ・国土地理院. 基盤地図情報数値標高モデル.
- ・土隆一編著. 2010. 新版静岡県地学のガイド. コロナ社.
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会. 南から来た火山の贈りもの.
- ・小山真人. 2010. 伊豆の大地の物語. 静岡新聞社.
- ・国土地理院. 2000. 水準測量データから求めた日本列島 100 年間の地殻上下変動.
- ・吉本充宏・金子隆之・嶋野岳人・安田敦・中田節也・藤井敏嗣. 2004. 掘削試料から見た富士山の火山形成史. 日本火山学会講演予稿集 2004(0) 4 特定非営利活動法人日本火山学会.
- ・静岡地方気象台 (ホームページ). 静岡県の気象特性.
- ・河村武. 地理学評論. 1966. 中部日本における冬の地上風系～特に冬の季節風に関して～. 地理学評論. 39(8). 538-554.
- ・静岡県文化財保護協会. 1988. 静岡県ふるさとの自然とくらし.
- ・気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議. 2015. 気候変動への影響への適応計画.
- ・法政大学地域研究センター. 2015. 気候変動適応ガイドライン[地方自治体における適応の方針作成と推進のために]. 環境研究総合推進費「S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究」.
- ・環境省自然環境局. 2015. 生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方.
- ・環境省自然環境局. 2015. 生物多様性分野における気候変動への適応について 当面の具体的取組.
- ・東京管区気象台. 2012. 気候変化レポート 2012-関東甲信・北陸・東海地方-.
- ・東京管区気象台. 2016. 気候変化レポート 2015-関東甲信・北陸・東海地方-.
- ・北原正彦ほか. 2001. 日本におけるナガサキアゲハ(*Papilio memnon* Linnaeus)の分布の拡大と気候温暖化の関係. 蝶と蛾. 日本鱗翅学会誌. 52(4). 253-264.
- ・石田義樹・末松信彦. 2005. 地球温暖化に対応した水稻の高温登熟対策技術の確立 高温登熟が玄米品質に及ぼす影響の把握 作付時期の移動による品質低下の把握・高温登熟に対する品種間差の把握. 静岡県農業試験場試験研究成果の概要集. 41-42.
- ・静岡県地球温暖化防止活動推進センター. 2015. データブック地球温暖化～世界・日本・静岡～.
- ・国土交通省国土政策局国土情報課. 国土数値情報・土地利用 3 次メッシュデータ.
- ・静岡県交通基盤部. 2017. 静岡県の土地利用 (平成 28 年版).

## 第 2 節 多種多様な生物

- ・静岡県. 2005. 静岡県野生生物目録.
- ・静岡県. 2015. 静岡県希少野生動植物保護基本方針.
- ・環境省. 2000～2008. 第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査.
- ・静岡県自然史博物館設立推進協議会. 2001. しずおか自然図鑑. 静岡新聞社.
- ・静岡県の生物編集委員会編. 杉本順一・杉野孝雄. 1979. 静岡県の生物 静岡県の種子植物. 日本生物教育会静岡県支部.
- ・静岡県. 1985. 静岡県の自然環境～静岡県自然環境保全基礎調査の概要～.
- ・勝山輝男ほか. 神奈川県立生命の星・地球博物館. 1997. 富士・箱根・伊豆に特有な植物たち フォッサ・マグナ要素の植物. 神奈川県立生命の星・地球博物館.
- ・杉野孝雄. 2017. 静岡県植物分布の総合的考察. 遠州の自然. 40. 43-53.
- ・村田源・小山博滋. 1976. 襲速紀要素について. 国立科学博物館専報. 9. 111-120.
- ・広木詔三. 2002. 里山の生態学～その成り立ちと保全のあり方～. 名古屋大学出版会.
- ・植田邦彦. 1989. 東海丘陵要素の植物地理 I. 定義. 植物分類・地理 40(5～6). 190-202.
- ・池谷 仙之. 静岡県自然史博物館ネットワーク. 2010. しずおか自然史. 静岡新聞社.
- ・静岡県. 2015. 伊豆半島沿岸海岸保全基本計画.
- ・静岡県. 2015. 駿河湾沿岸海岸保全基本計画.
- ・静岡県・愛知県. 2015. 遠州灘沿岸海岸保全基本計画 (変更).
- ・静岡県自然保護課編. 1987. ふるさとの自然 (東部編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡県自然保護課編. 1988. ふるさとの自然 (伊豆編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡県自然保護課編. 1989. ふるさとの自然 (中部編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡県自然保護課編. 1990. ふるさとの自然 (西部編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡新聞社出版局編. 1996. 静岡県の海. 静岡新聞社.
- ・静岡市環境局環境創造部環境総務課. 2010. (改訂版) 南アルプス学・概論.
- ・南アルプス世界自然遺産登録推進協議会南アルプス学術総合委員会. 2010. 南アルプス学術総論.
- ・板井隆彦. 静岡県生活環境部自然保護課. 1982. 静岡県の淡水魚類～静岡県の自然環境シリーズ～. 第一法規出版.
- ・静岡県の生物編集委員会編. 久米忠夫. 1979. 静岡県の生物 静岡県産真正クモ類. 日本生物教育会静岡県支部.
- ・静岡県. 2017. 平成 29 年版静岡県環境白書.
- ・村中康秀. 2016. 富士山からの恵み～駿河湾海底湧水発見～. 静岡県環境衛生科学研究所. 環衛レポート. 53. 1-3.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物～県レッドデータブック～〈普及版〉. 羽衣出版.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物～県レッドデータブック～〈動物編〉. 羽衣出版.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物～県レッドデータブック～〈植物編〉. 羽衣出版.

- ・静岡県. 2017. 静岡県レッドリスト 2017.
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会. 2017. 環境アセスメント技術ガイド. 生物の多様性・自然との触れ合い.
- ・財団法人自然環境研究センター. 2008. 日本の外来生物. 平凡社.
- ・静岡県自然保護課. 特定外来生物リスト.
- ・静岡県. 2010. 平成 22 年度静岡県特定外来生物分布状況実態把握調査報告書.
- ・静岡県. 2011. 静岡県鳥獣被害防止マニュアル.
- ・松崎慎一郎. 2016. 世界ワースト外来種 100 のコイが在来生態系に及ぼす影響. 日本魚類学会. 市民公開講座 2016. 魚類にみる最新の外来種問題.
- ・竹花佑介・北川忠生. 2010. メダカ：人為的な放流による遺伝的攪乱. 魚類学雑誌. 57(1). 76-79.
- ・日和佳政・佐久間慎介・柑子木郁也・草桶秀夫. 2008. ゲンジボタルの遺伝的分化と多様性から見た移植の問題点. 全国ホタル研究会誌. 41. 33-38.
- ・井口豊. 2009. ゲンジボタルの移入問題. 全国ホタル研究会誌. 42. 35-38.
- ・(財)自然環境研究センター編. 2011. 絶滅する前にできること 絶滅危惧種の生息域外保全.
- ・静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター (ホームページ). 県内ブナの遺伝的地域差.
- ・静岡県衛生課. 犬・猫の殺処分頭数.
- ・静岡県地域農業課. 野生鳥獣による農作物への被害金額.
- ・静岡県. 静岡県農林産物野生小銃被害対策連絡会. 2010. 静岡県における野生鳥獣被害対策の基本的な考え方.
- ・静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター ニホンジカ低密度化プロジェクトスタッフ. 2013. 静岡のシカ問題とシカ Q&A.
- ・静岡県自然保護課. 2013. 狩猟免許取得ガイドブック.
- ・静岡県. 2021. 第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ) (第 5 期).
- ・静岡県. 2021. 第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ) (第 4 期).
- ・静岡県. 2021. 第二種特定鳥獣管理計画 (カモシカ) (第 6 期).
- ・静岡県自然保護課. 主要鳥獣種の捕獲数.
- ・静岡県自然保護課. 狩猟登録者数.

### 第 3 節 生物多様性と人とのつながり

- ・エコアクション 21 中央事務局 (ホームページ).
- ・公益財団法人都市緑化機構 (ホームページ).
- ・公益財団法人都市緑化機構. 社会環境貢献緑地評価システム SEGES「そだてる緑」既存緑地版.
- ・環境省. 2011. 生物多様性地域連携促進法のあらまし.
- ・静岡県. 緑化優良工場事例集 緑に包まれた静岡の工場～ガーデンシティを目指して～.
- ・富士通株式会社 (ホームページ). 富士通株式会社沼津工場環境教育への取組.
- ・経団連自然保護協議会・生物多様性民間参画パートナーシップ. 2014. 日本企業による環境教育の現状～生物多様性に関する環境教育事例集～.
- ・三菱電機株式会社 (ホームページ).
- ・静岡県. 2016. 平成 26 年度 PRTR 報告書.
- ・静岡県生活環境課. 魚のへい死事故件数.
- ・静岡県. 2015. データで見る静岡県の地場産業.
- ・静岡県. 2016. 平成 27 年度版静岡県環境白書.
- ・静岡県農地保全課・農地整備課. 県民や事業者等の参加による保全活動の事例.
- ・静岡県自然保護課. 自然環境保全協定の締結数・面積.
- ・環境省. 2009. 生物多様性民間参画ガイドライン.
- ・環境省. 2017. 生物多様性民間参画ガイドライン (第 2 版).
- ・生物多様性民間参画パートナーシップ事務局ホームページ. 生物多様性民間参画パートナーシップ.
- ・静岡県森林計画課. 林地開発許可・連絡調整面積.
- ・静岡県自然保護課. 自然保護協定の締結数・面積.
- ・静岡県教育委員会事務局文化財保護課. 指定文化財の件数.
- ・静岡県教育委員会. 2000. 静岡県の祭り・行事.
- ・静岡県文化財保存協会. 1988. 静岡県ふるさとの自然とくらし.
- ・静岡県文化財保存協会. 2013. 天然記念物 (樹木) を診る～文化財所有者・行政担当者等のための天然記念物 (樹木) 観察マニュアル～.
- ・静岡県. 2012. 静岡県地場産業ガイドブック.
- ・静岡県商工部地場産業課. 1991. 静岡県における地場産業の生い立ち.
- ・農林水産省・農村開発企画委員会. 2007. 農山漁村の郷土料理百選・候補料理.
- ・服部一景. 静岡県健康づくり食生活推進協議会協力. 2012. 郷土の食材と料理・しずおかのおかず.
- ・関東農政局静岡統計情報事務所編. 2001. 静岡県農林水産地ガイド. 黒船印刷株式会社.
- ・静岡県商工労働部地域産業振興課. 1994. 静岡県わが郷土と自慢の逸品.
- ・静岡市葵区役所地域総務課. 2014. 葵区在来生物ガイドマップ.
- ・静岡県. 平成 24 年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査報告書.
- ・静岡県グリーン・ツーリズム協会事務局. 2014. まるごと体験ガイド.
- ・NPO 法人日本エコツーリズム協会. エコツアー総合情報サイト. エコツアー総覧.



- ・財団法人中部産業活性化センター. 2008. 中部のエコツアー50選.
- ・NPO 法人日本エコツアーリズム協会. 2015. ECO ツーリズム. 68.
- ・静岡県. 2016. 平成 27 年度静岡県観光交流の動向.
- ・静岡県. 2016. 平成 27 年度版静岡県環境白書.
- ・静岡県環境政策課. 2012. ふじのくに環境教育基本方針.
- ・静岡県環境政策課. 環境学習フェスティバル.
- ・静岡県環境ふれあい課. 2012. 小中学校で使える環境学習プログラム.
- ・静岡県環境ふれあい課. 2014. しずおか環境学習マップ.
- ・静岡県環境ふれあい課. 森林教育プログラム (シリーズ).
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアム (ホームページ).
- ・環境省. 2009. 絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針.
- ・静岡県. 2016. 平成 28 年度県政世論調査.
- ・内閣府. 2014. 内閣府世論調査.

#### 第 4 節 本県を構成する生態系

- ・山本勝利. 2006. 農業環境技術研究所成果発表会. 豊かな生物相をはぐくむ農業を探る.
- ・静岡県くらし・環境部環境局自然保全課. 2015. 富士山の自然と恵み.
- ・環境省. 2000～2008. 第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査.
- ・静岡県森林・林業研究センター. ニホンジカの過食圧によるニッコウキスゲ群落の消滅.
- ・公益社団法人静岡県農業振興基金協会・公益社団法人静岡県漁業振興基金. 平成 26 年度静岡県の農林水産業.
- ・静岡県森林計画課. 2017. 静岡県森林・林業統計要覧 平成 28 年版.
- ・静岡県森林計画課. 2017. 平成 29 年度版静岡県森林共生白書.
- ・静岡県. 2014. 静岡県ナラ枯れ対策ガイド.
- ・静岡県. 2009. 桜で彩る富士の景観づくり構想.
- ・農林水産省. 木材統計調査. 農林水産省. 2017. 生産農業所得統計 平成 27 年.
- ・独立行政法人農業環境技術研究所. 2014. 農業と環境 NO.171. 農業環境技術研究所リサーチプロジェクト (RP) の紹介 (2014-6) : 生物多様性評価 RP.
- ・静岡県農業ビジネス課. 荒廃農地面積.
- ・平井剛夫. 2014. カラーコラム 静岡県の外来生物 スクミリングガイ. 特定非営利活動法人静岡県自然史博物館ネットワーク. 自然史しずおか. 45.
- ・農林水産省. 1999. 日本の棚田百選.
- ・静岡県農地保全課. 1999. 静岡県の棚田等十選.
- ・静岡県お茶振興課. 静岡の茶草場農法.
- ・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会 (ホームページ).
- ・静岡県. 2005. 静岡県のわさび.
- ・林野庁. 2014. 特用林産基礎資料.
- ・静岡県農芸振興課 (ホームページ). わさびのページ.
- ・JA 伊豆の国. 2017. 「静岡水わさびの伝統栽培」日本農業遺産に認定.
- ・静岡県. 2000. 里山に異変が起きている.
- ・静岡市環境局廃棄物対策部廃棄物政策課・沼上資源循環センター啓発施設. 2013. タケと生ごみの活用を考える～竹粉による生ごみの分解とその後の利用について～.
- ・一般財団法人静岡市環境公社 重岡廣男. 2017. 静岡市沼上資源循環学習プラザ資料～自然環境には生活に役立つ情報が眠っている～
- ・国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課. 都市と生物多様性.
- ・国土交通省. 2009. 都市における生物多様性保全の推進に関する基礎調査報告書.
- ・公益財団法人都市緑化機構. 2016. 緑のキキメ.
- ・静岡県水産技術研究所. 都田川の魚類および降下仔魚の実態 内水面生物環境調査 (平成 9 年～13 年).
- ・齋藤竜也・金澤拓也・森本溪一郎・中道一彦・川嶋尚正・鈴木邦弘・赤川泉. 2013. 小規模堰堤の連なる溪流におけるアマゴの生息地選択と移動. 東海大学紀要海洋学部「海—自然と文化」. 10(3). 1-10.
- ・環境省. 2001. 日本の重要湿地 500.
- ・環境省. 2016. 生物多様性の観点から重要度の高い湿地 (重要湿地) 日本の重要湿地 500.
- ・吉崎真司. 2014. 我が国における海岸緑化の現状と課題～静岡県遠州灘海岸を例として～. 景観生態学. 19(1). 35-40.
- ・由良浩. 2014. 砂丘植生を取り巻く危機的状況とその要因. 景観生態学. 19(1). 5-14.
- ・静岡県森林保全課. 2013. 静岡県海岸防災林における森林整備方針.
- ・環境省. 日本ウミガメ協議会. 2007. ウミガメ保護ハンドブック.
- ・静岡県自然保護課. 遠州灘でのアカウミガメ上陸数等.
- ・静岡県水産資源課. 榛南地区のアワビ・サガラメ漁獲量.
- ・静岡県水産資源課. 相良カジメ藻場の回復状況.
- ・静岡県水産技術研究所. カジメ群落の磯焼け.
- ・農林水産省. 2015. 漁業・養殖業生産統計年報.
- ・静岡県水産振興課. 2016. 静岡県の水産業.
- ・旧由比町. 第 9 次漁港整備長期計画 (平成 6 年度～平成 13 年度)・由比漁港.

- ・東海大学海洋学部. 2015. THE DEEP SEA-日本一深い駿河湾. 静岡新聞社.
- ・静岡県港湾企画課 (ホームページ). 世界で最も美しい湾クラブ.
- ・環境省自然環境局. 2009. 人と自然の共生をめざして.
- ・国土交通省国土政策局国土情報課. 国土数値情報 自然公園地域・自然保全地域・鳥獣保護区データ.
- ・静岡県自然保護課 (ホームページ). 自然公園・自然環境保全地域の概要.
- ・静岡県自然保護課. 2016. 静岡県総合案内図 静岡県立自然公園・自然環境保全地域配置図.
- ・静岡県. 2017. 平成28年度静岡県鳥獣保護区等位置図.

## 第5節 県内の特徴的な地域

- ・静岡県. 2015. 伊豆半島沿岸海岸保全基本計画.
- ・静岡県自然保護課編. 1988. ふるさとの自然 (伊豆編). 静岡県自然保護協会.
- ・大谷雅人・森下範久・鈴木和夫. 2002. 伊豆半島南部の常緑および落葉広葉樹二次林における種組成の分化. 東京大学農学部遠州林報告. 107. 99-126.
- ・静岡県産業部. 2008. 静岡県戦略課題研究「大井川・伊豆」研究報告書.
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会監修. 2015. 伊豆半島ジオパークトレッキングガイド. 静岡新聞社編集局出版部.
- ・国土交通省沼津河川国道事務所. 2003. 柿田川.
- ・静岡県くらし・環境部管理局政策監. 2014. ふじのくに水紀行.
- ・柿田川自然保護の会・公益財団法人柿田川みどりのトラスト. 2016. 柿田川湧水とともに.
- ・静岡県自然保護課編. 1987. ふるさとの自然 (東部編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡県くらし・環境部環境局自然保護課. 2015. 富士山の自然と恵み.
- ・静岡県. 2012. ふじさん総合環境保全指針 (修正版).
- ・富士山世界文化遺産協議会. 世界遺産富士山みんなで守ろう.
- ・静岡大学防災総合センター (ホームページ). 富士山のめぐみと人々の暮らし.
- ・特定非営利活動法人富士山の森を守るホシガラスの会 (ホームページ).
- ・静岡市環境局環境創造部環境総務課. 2010. 〈改訂版〉南アルプス学・概論.
- ・静岡市. 2013. 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画 (静岡市域版).
- ・南アルプス世界自然遺産登録推進協議会南アルプス学術総合委員会. 2010. 南アルプス学術総論.
- ・南アルプスユネスコエコパーク公式サイト (ホームページ).
- ・静岡県水産技術研究所 (ホームページ). ヤマトイワナとニッコウイワナ.
- ・浜松市環境部環境生活課. 2013. 生物多様性はままつ戦略.
- ・静岡県水産技術研究所 浜名湖分場 浜名湖体験学習施設ウォット (ホームページ).
- ・静岡県西部地域政策局. 2014. 浜名湖あれこれ.
- ・浜名湖の水をきれいにする会. 2015. 浜名湖.
- ・環境省自然局. 2012. 平成23年度コアジサシ保全方策検討調査委託業務報告書.
- ・NPO法人ラブ・ネイチャーズ. 絶滅が心配される「ヒヌマイトトンボ」2015.
- ・Willem Dekker. 2003. Slipping through our hands - Population dynamics of the European eel. ウナギ類3種 (ニホンウナギ、ヨーロッパウナギ、アメリカウナギ) の推定資源量の推移.
- ・望岡典隆. 2014. ニホンウナギ：現状と保全. 魚類学雑誌. 61(1). 33-35.
- ・海部健三. 2016. 共立スマートセレクション8 ウナギの保全生態学. 共立出版株式会社.
- ・農林水産省農村振興局企画部農村政策課・財団法人農村開発企画委員会編. 2008. 農山漁村の郷土料理百選 御当地人気料理特選.
- ・独立行政法人水産総合研究センター. ウナギ総合プロジェクトチーム. ニホンウナギの資源状態について.
- ・国際自然保護連合 (IUCN). 2017. IUCN Red List version 2017-2.
- ・環境省. 2013. 第4次レッドリスト.
- ・静岡県. 2004. まもりたい静岡県の野生生物-静岡県レッドデータブック. 羽衣出版.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-〈動物編〉. 羽衣出版.

## 第3章 戦略の基本的考え方

- ・環境省. 2012. 生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～.
- ・環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室. 2016. 生態系を活用した防災・減災に関する考え方.
- ・環境省. 2016. 人と自然がよりそって災害に対応するという考え方.
- ・環境省. 2016. 森里川海をつなぎ、支えていくために (提言).
- ・静岡県. 2016. 改定版第3次静岡県環境基本計画.
- ・ふじのくに自然系博物館基本構想検討委員会. 2014. ふじのくに地球環境史ミュージアム基本構想.

## 第4章 行動計画

- ・静岡県自然保護課 (ホームページ). 南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク.
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアム (ホームページ).
- ・環境省自然環境局野生生物課. 野生動植物種を飼育・販売される皆さんへ.
- ・静岡県 (ホームページ). 静岡県の鳥・サンコウチョウ.

- ・静岡県. 2017. “ヒアリ”ハット！～ヒアリやアカカミアリかと思ったら～.
- ・環境省. 2017. ストップ・ザ・ヒアリ.
- ・環境省（ホームページ）. 絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全.
- ・静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会・静岡県. 2010. 静岡県における野生鳥獣被害対策の基本的な考え方（平成22年度～平成26年度）.
- ・生物多様性に配慮したエコラベル商品普及促進検討会. 生物多様性に配慮したエコラベル商品の普及促進に向けた今後の取組について（提言）.
- ・静岡県建設技術監理センター. 2013. 「協働の底力。虎の巻」.
- ・環境省. 2008. エコツーリズム推進基本方針.
- ・ふじさんネットワーク（ホームページ）. 活動報告.
- ・浜松市（ホームページ）. はままつのFSC.
- ・ふじのくにCNFフォーラム（ホームページ）.
- ・ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合. 2016. 美しく品格のある邑100.
- ・静岡県・公益社団法人静岡県緑化推進協会. 企業の森づくり しずおか未来の森サポーター.
- ・静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課 家・庭一体の住まいづくり推進協議会. 2014. 家・庭一体の住まいづくり～快適な暮らし空間の実現を目指して～
- ・はまなこ環境ネットワーク（ホームページ）. 活動報告.
- ・麻機遊水地保全活用推進協議会（ホームページ）.
- ・巴川流域麻機遊水地自然再生協議会. 2010. 生命にぎわう わ（環・和・輪）の湿地麻機.
- ・静岡県水産技術研究所（ホームページ）. 遺伝子解析を活用した種苗生産技術改善研究（平成24～26年度）.

## 第5章 地域別個別計画

- ・水産庁. 太平洋南部キンメダイの広域資源管理.
- ・富士市役所. 浮島ヶ原自然公園.
- ・関東農政局. 2001. 静岡農林水産地ガイド. 黒船出版株式会社.
- ・静岡県東部農林事務所（ホームページ）. 地域の特産物（わさび）天城山麓.
- ・静岡市（ホームページ）. 南アルプスライチョウサポーター制度.
- ・静岡市. 2013. 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市版）.
- ・一般社団法人エコティかわね（ホームページ）. エコティかわねとは.
- ・NPO 法人日本エルダー協会. 2016. 浜名川の浄化資料.
- ・静岡昆虫同好会（ホームページ）. 行事報告.

## 第6章 推進体制・進行管理

- ・環境省. 2012. 生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～.
- ・一都十県自然保護主管課長会議規則.
- ・中部7県自然保護行政主管課長会議規約.

### 写真提供・協力（敬称略、順不同）

三宅隆、小泉金次、小倉辰彦、中村匠（東海大学）、掛川観光協会、伊東市観光課、川根本町、株式会社東海アクアノーツ（石橋英二、松永育之）、三菱電機株式会社静岡製作所、株式会社環境アセスメントセンター（石川均、加藤健一、北原佳郎、栗原淳、小長谷尚弘、酒井孝明、馬場美也子、堀内純、水上貴博、室伏幸一）

100年後、1000年後にも



自然と人が共生できる静岡県に

---

## ふじのくに生物多様性地域戦略

2018年（平成30年）3月策定

（2023年（令和5年）3月一部改訂）

静岡県暮らし・環境部環境局自然保護課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2719 FAX 054-221-3278

---